

6) 鳥類の確認状況

環境省ではシギ・チドリ類を対象とした調査を事業実施区域及びその周囲で実施している。対象事業実施区域及びその周囲におけるシギ・チドリ類の確認状況は表 3.1-60(1)から(3)、調査位置は図 3.1-36 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西部に位置する「大授搦」が個体数、種数ともに多い。また、個体数、確認種数ともに春季又は秋季に多く、特にダイゼンの確認個体数が多い傾向にある。

表 3.1-60(1) シギ・チドリ類の確認状況(2024 年)

No.	種名	大授揚		大野島			筑後川河口左岸 ・永松荒籠		筑後川河口右岸 ・大詫間		早津江川河口 (川副町)		六角川河口 (芦刈町)
		春季	秋季	春季	秋季	冬季	春季	秋季	春季	冬季	春季	秋季	秋季
1	タゲリ												
2	ケリ												
3	ヨーロッパムナグロ												
4	ムナグロ	191	5								6	1	
5	アメリカムナグロ												
6	ダイゼン	1093	990	3			8	2	14		21		
7	ハジロコチドリ		1										
8	ミズカキチドリ												
9	イカルチドリ												
10	コチドリ												
11	シロチドリ		54		3					5			4
12	メダイチドリ		167								11		
13	オオメダイチドリ												
14	オオチドリ												
15	コバンチドリ												
16	ミヤコドリ												
17	セイタカシギ												
18	(亜種)オーストラリアセイタカシギ												
19	ソリハシセイタカシギ												
20	ヤマシギ												
21	コシギ												
22	アオシギ												
23	オオジシギ												
24	ハリオシギ												
25	チュウジシギ												
26	タシギ												
27	アメリカオオハシシギ												
28	オオハシシギ	4		2									
29	シベリアオオハシシギ												
30	オグロシギ		2						2				
31	アメリカオグロシギ												
32	オオソリハシシギ	368	5	1			51		1		52		
33	(亜種)コシジロオオソリハシシギ												
34	コシャクシギ												
35	チュウシャクシギ	1495	22	24			324	2	12		13	3	

表 3.1-60(2) シギ・チドリ類の確認状況(2024 年)

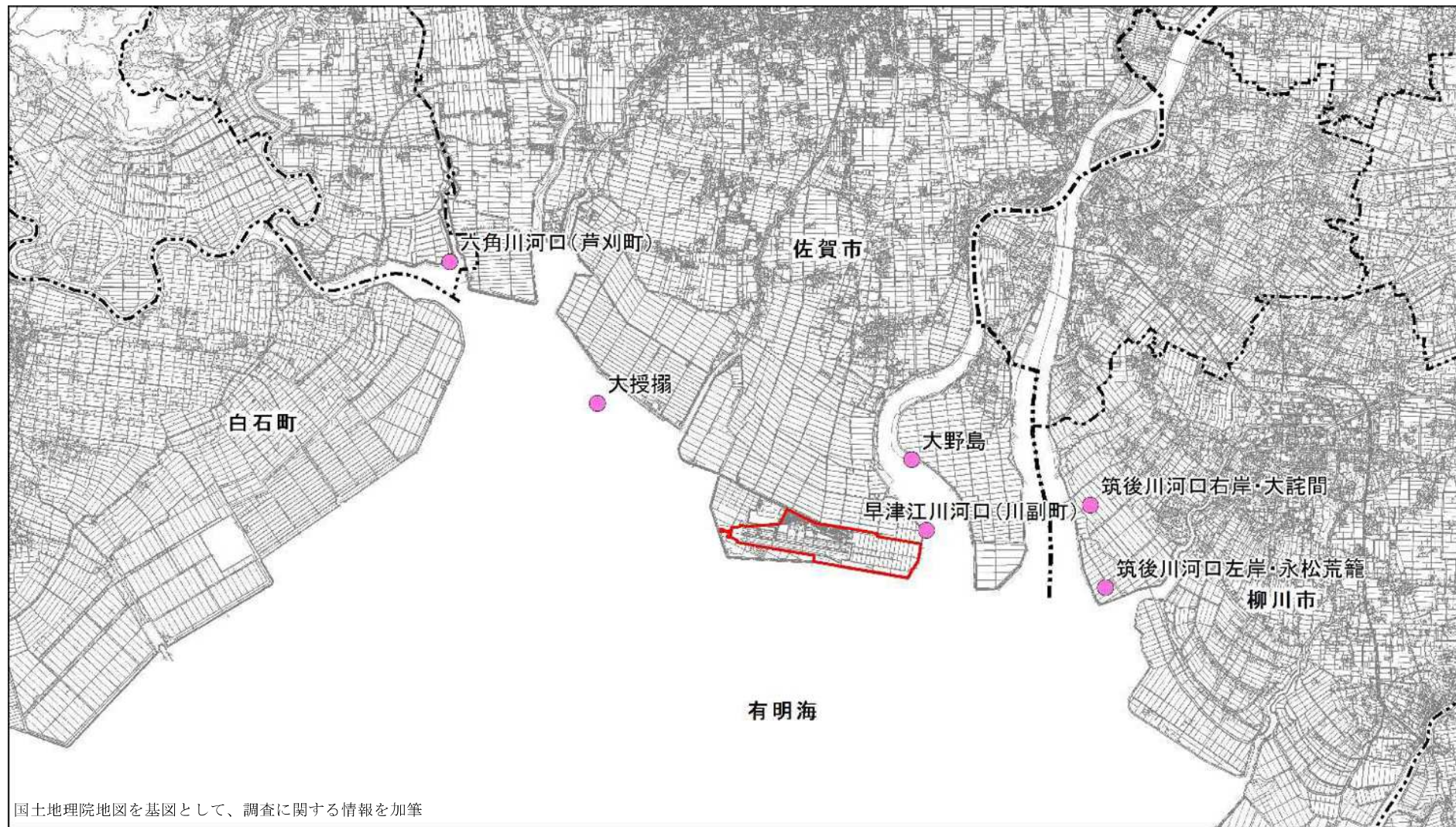
No.	種名	大授揚		大野島			筑後川河口左岸 ・永松荒籠		筑後川河口右岸 ・大詫間		早津江川河口 (川副町)		六角川河口 (芦刈町)
		春季	秋季	春季	秋季	冬季	春季	秋季	春季	冬季	春季	秋季	秋季
36	ハリモモチウシャク												
37	シロハラチュウシャクシギ												
38	ダイシャクシギ	2	22									2	
39	ホウロクシギ	26	57									1	
40	ツルシギ			5									
41	アカアシシギ		7										
42	コアオアシシギ	2	10					3					
43	アオアシシギ	357	410	4	5		35	9	2			2	1
44	カラフトアオアシシギ												
45	オオキアシシギ												
46	コキアシシギ												
47	クサシギ												
48	タカブシギ												
49	キアシシギ	76	1				31	1	2		7		
50	メリケンキアシシギ												
51	ソリハシシギ	10	23	102	24		17	162	2		8	25	2
52	イソシギ							1					
53	アメリカイソシギ												
54	キョウジョシギ	12											
55	オバシギ	14	168					8			23		
56	コオバシギ	1	5								1		
57	ミユビシギ												
58	ヒメハマシギ	1											
59	トウネン		170					1			2		
60	ヨーロッパトウネン	1											
61	オジロトウネン												
62	ヒバリシギ												
63	コシジロウズラシギ												
64	ヒメウズラシギ												
65	アメリカウズラシギ												
66	ウズラシギ	30	2				1						
67	サルハマシギ	1											
68	チシマシギ												
69	ハマシギ		1780				161		3		985		

表 3.1-60(3) シギ・チドリ類の確認状況(2024 年)

No.	種名	大授揚		大野島			筑後川河口左岸 ・永松荒籠		筑後川河口右岸 ・大詫間		早津江川河口 (川副町)		六角川河口 (芦刈町)
		春季	秋季	春季	秋季	冬季	春季	秋季	春季	冬季	春季	秋季	秋季
70	アシナガシギ												
71	ヘラシギ												
72	キリアイ		6										
73	コモンシギ												
74	エリマキシギ	1											
75	アメリカヒレアシギ												
76	アカエリヒレアシギ												
77	ハイイロヒレアシギ												
78	レンカク												
79	タマシギ												
80	ツバメチドリ												
81	クロエリセイタカシギ												
82	ヒレアシトウネン												
83	チドリ科												
84	シギ科												
85	ジシギ類												
86	ツクシガモ											56	
87	ヘラサギ	2										2	
88	クロツラヘラサギ	38	24				12		1			24	1
89	ズグロカモメ					6				4			
計	個体数	3725	3931	141	32	6	640	189	39	9	1211	34	8
		7656		179			829		48		1245		8
	種数	21	22	7	3	1	9	9	9	2	14	6	4
		29		9			13		11		17		4

注 1. 「六角川河口(芦刈町)」の地区は春季、「筑後川河口右岸・大詫間」の地区は秋季、「大野島」「筑後川河口右岸・大詫間」以外の地区は冬季の測定が行われていない。

出典：「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査一斉調査日個体数クロス表 2024 年」(環境省自然環境局生物多様性センター)



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

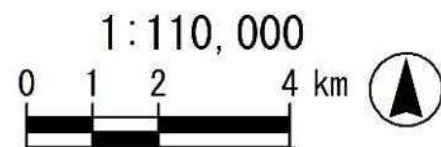
凡例

- 対象事業実施区域
- シギ・チドリ類調査位置

出典

「モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査一斉調査日個体数クロス表」
(令和6年 環境省自然環境局生物多様性センター)

図 3.1-36 シギ・チドリ類調査位置図



7) 注目すべき生息地

文献調査により確認された注目すべき生息地は表 3.1-61 及び図 3.1-37 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、有明海沿岸(生物多様性の観点から重要度の高い海域)、東よか干潟(ラムサール条約湿地)(国指定の鳥獣保護区(集団渡来地))、佐賀平野のクリークや水路(生物多様性保全上重要な里地里山)、カササギ生息地(国指定天然記念物)などの注目すべき生息地が確認されている。

また、有明海沿岸については、佐賀県生物多様性重要地域として平成 28 年(2016 年)に選定されている。

なお、「No.3 佐賀平野のクリークや水路」は図示が複雑となること、また、「No.4 カササギ生息地」及び「No.5 有明海および筑後川河口」については、広範囲にわたることから行政区単位での表記としている。

表 3.1-61 注目すべき生息地一覧

No.	名称	出典
1	有明海沿岸(生物多様性の観点から重要度の高い海域)	①
	・ミドリシャミセンガイ生息地	②
	・有明海のムツゴロウ生息地	②
2	東よか干潟	
	・ラムサール条約湿地	③
	・国指定の鳥獣保護区(集団渡来地)	⑦
3	佐賀平野のクリークや水路(生物多様性保全上重要な里地里山)	④
4	カササギ生息地(国指定天然記念物)	⑤
5	有明海および筑後川河口	⑥

注 1. 「No.」は図 3.1-37 に対応している。

出典：①「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省ホームページ)

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/15402.html>

②「天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図 41 佐賀」(昭和 53 年、文化庁)

③「日本のラムサール条約湿地」(環境省ホームページ)

http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/RamsarSites_jp_web48.pdf

④「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ)

https://www.env.go.jp/nature/satoyama/41_saga/no41-1.html

⑤「国指定文化財等データベース 国宝、重要文化財」(文化庁ホームページ)

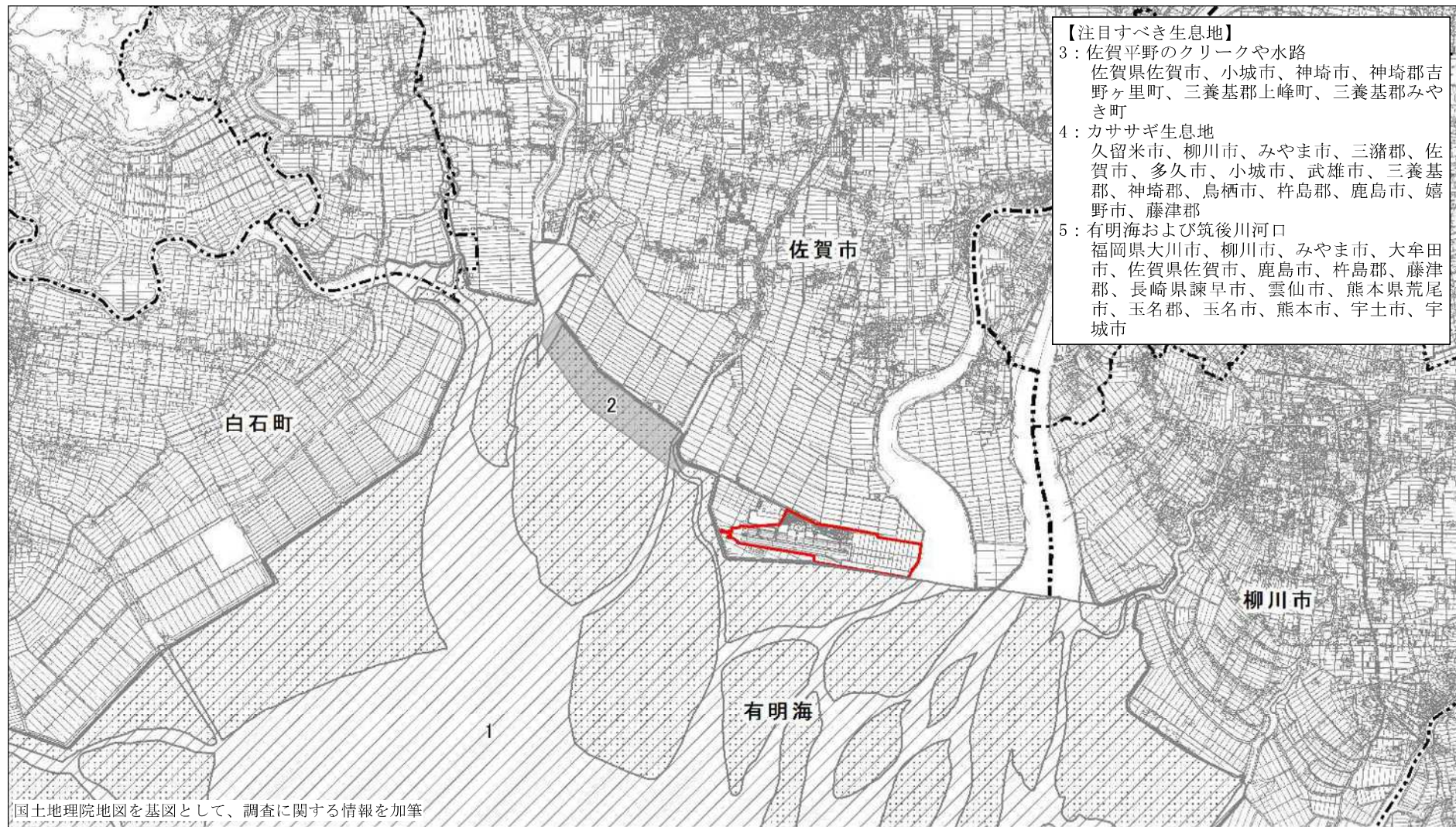
https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html

⑥「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/p07_41_saga.html

⑦「野生鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区などを指定しています」(佐賀県ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00321970/index.html>



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

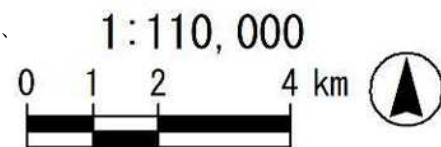
- 対象事業実施区域
- 干潟(ミドリシャミセンガイ、ムツゴロウ生息域)
- 1：有明海沿岸
- 2：東よか干潟

※ 3：佐賀平野のクリークや水路、4：カササギ生息地、
5：有明海および筑後川河口の位置については図右上に記載

出典

「生物多様性の観点から重要度の高い海域」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」、
「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本のラムサール条約湿地」（環境省）
「天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図 41 佐賀」
「国指定文化財等データベース 国宝、重要文化財」（文化庁）
「野生鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区などを指定しています」（佐賀県ホームページ）

図 3.1-37 注目すべき生息地の位置図



(2) 植物

対象事業実施区域及びその周囲における植物の生育状況について、文献調査により重要な植物の確認状況、重要な群落の状況を整理した。

なお、植物の重要な種の選定基準は表 3.1-62(1)及び(2)に示すとおりである。

表 3.1-62(1) 重要な種の選定基準

法令・文献等	カテゴリー		選定基準等
天然記念物 (文化財保護法)	「文化財保護法」(1950年制定、2025年改正)・「福岡県文化財保護条例」(1973年制定、2022年改正)・「佐賀県文化財保護条例」(1955年制定、2024年改正)により、天然記念物に指定されている種及び亜種		
	国指定特別天然記念物	特国	「文化財保護法」により、特別天然記念物に指定されているもの
	国指定天然記念物	国	「文化財保護法」により、天然記念物に指定されているもの
	県指定天然記念物	県(福岡)	「福岡県文化財保護条例」により、天然記念物に指定されているもの
		県(佐賀)	「佐賀県文化財保護条例」により、天然記念物に指定されているもの
種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1992年制定、2025年改正)における希少野生動植物種		
	国際希少野生動植物種	国際	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国際希少野生動植物種に指定されているもの
	国内希少野生動植物種	国内	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国内希少野生動植物種に指定されているもの
	特定第一種国内希少野生動植物種	特定第一種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、特定第一種国内希少野生動植物種に指定されているもの
	特定第二種国内希少野生動植物種	特定第二種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、特定第二種国内希少野生動植物種に指定されているもの
	緊急指定種	緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、緊急指定種国内・国際希少野生動植物種に指定されているもの
県条例	「福岡県希少野生動植物の保護に関する条例」(2020年制定)による指定希少野生動植物種		
	県指定(福岡)	指定希少野生動植物種	
	「佐賀県環境保全と創造に関する条例」(2002年制定、2024年改正)佐賀県条例第48号第54条に基づき指定希少野生動植物種		
	県指定(佐賀)	指定希少野生動植物種	
環境省RL	「環境省レッドリスト(植物・菌類)」(2025年、環境省)に掲載されている種		
	絶滅	EX	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅	EW	飼育・栽培下のみ存続している種
	絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類	VU	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧	NT	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性がある種
	情報不足	DD	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群	LP	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

表 3.1-62(2) 重要な種の選定基準

法令・文献等	カテゴリー		選定基準等	
福岡県RDB	「福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック2024ー（植物群落・植物等・哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類・甲殻類等・クモ形類等・貝類）」（2025年、福岡県）に記載された種			
	絶滅	EX	過去に福岡県で生息していたことが確認されており、最後の個体が死亡・消失したことに疑いがない分類群	
	野生絶滅	EW	福岡県内のすべての自生地で消失したが、福岡県産であることが確実な個体が公的機関で栽培・飼育・系統保存されている分類群	
	絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類	CR 〔絶滅危惧Ⅰ類〕 次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去（30～50年）の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。（絶滅危惧ⅠA類とする） なお、定量評価が困難な場合でも、減少傾向の有無にかかわらず、県内の成熟個体数が二桁（10～100）程度と推定されるものは絶滅危惧ⅠA類、成熟個体数が三桁程度と推定されるものは絶滅危惧ⅠB類とした。	
		絶滅危惧ⅠB類	EN	
		絶滅危惧Ⅱ類	VU	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。
	準絶滅危惧	NT	生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後更に進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。	
	情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。	
	絶滅のおそれのある地域個体群	LP	次のいずれかに該当する地域個体群 ①生育状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。	
	佐賀県RL	「佐賀県レッドリスト2020（植物編）」（2020年、佐賀県）に記載された種		
絶滅種		EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種	
絶滅危惧Ⅰ類種		CR＋EN	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き、作用する場合、野生での存続が困難なもの	
絶滅危惧Ⅱ類種		VU	絶滅の危機が増大している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類種」のランクに移行することが確実と考えられるもの	
準絶滅危惧種		NT	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位ランクに移行する要素を有するもの	
情報不足種		DD	評価するだけの情報が不足している種	
絶滅のおそれのある地域個体群		LP	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	

注1. 佐賀県レッドリストのカテゴリーのランクは、環境省レッドリストに準じた。

1) 植物

植物の収集した文献一覧を表 3.1-63(1)及び(2)に示す。

文献調査により確認された植物の重要な種の一覧は表 3.1-64(1)から(4)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、生育する可能性がある植物の重要な種は 52 科 128 種である。

表 3.1-63(1) 収集した文献一覧(植物)

文献 番号	文献名
1	佐賀自然史研究第1巻第1号 (平成7年 佐賀自然史研究会)
2	佐賀自然史研究第1巻第2号 (平成8年、佐賀自然史研究会)
3	佐賀自然史研究第1巻第3号 (平成9年、佐賀自然史研究会)
4	佐賀自然史研究第1巻第4号 (平成10年、佐賀自然史研究会)
5	佐賀自然史研究第5号 (平成11年、佐賀自然史研究会)
6	佐賀自然史研究第6号 (平成12年、佐賀自然史研究会)
7	佐賀自然史研究第7号 (平成13年、佐賀自然史研究会)
8	佐賀自然史研究第9号 (平成15年、佐賀自然史研究会)
9	佐賀自然史研究第10号 (平成16年、佐賀自然史研究会)
10	佐賀自然史研究第12号 (平成18年、佐賀自然史研究会)
11	佐賀自然史研究第13号 (平成19年、佐賀自然史研究会)
12	佐賀自然史研究第15号 (平成21年、佐賀自然史研究会)
13	佐賀自然史研究第16号 (平成23年、佐賀自然史研究会)
14	佐賀自然史研究第17号 (平成24年、佐賀自然史研究会)
15	佐賀自然史研究第18号 (平成25年、佐賀自然史研究会)
16	佐賀自然史研究第19号 (平成26年、佐賀自然史研究会)
17	佐賀自然史研究第20号 (平成27年、佐賀自然史研究会)
18	佐賀自然史研究第22号 (平成29年、佐賀自然史研究会)
19	佐賀自然史研究第24号 (令和2年、佐賀自然史研究会)
20	佐賀自然史研究第25・26号 (令和2年、佐賀自然史研究会)
21	佐賀自然史研究第27号 (令和3年、佐賀自然史研究会)
22	佐賀自然史研究第28号 (令和4年、佐賀自然史研究会)
23	佐賀自然史研究第29号 (令和5年、佐賀自然史研究会)
24	佐賀自然史研究第30号 (令和7年、佐賀自然史研究会)
25	佐賀の生物 Vol. 4 No. 1 (昭和54年、佐賀大学生物研究会)
26	佐賀の生物 Vol. 7 (平成7年、佐賀大学生物研究会)

表 3.1-63(2) 収集した文献一覧(植物)

文献 番号	文献名
27	第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 (昭和54年、環境庁、生物多様性センター自然環境調査Web-GIS: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)
28	六角川水系植物調査業務 報告書(平成29年1月)
29	平成31年度 筑後川水系水辺現地調査(植物)外業務 報告書(令和2年3月)
30	令和3年度 嘉瀬川水系河川環境基図作成調査業務 報告書(令和4年8月)
31	令和3年度 筑後川水系現地調査(環境基図)業務 報告書 (令和4年2月)
32	嘉瀬川水系水辺現地調査(植物)業務 報告書(平成27年2月)
33	六角川水系河川環境基図作成調査外業務 報告書(令和3年3月)
34	佐賀の植物 (昭和41年 No1～平成29年 No.52、佐賀植物友の会)
35	佐賀県植物目録 -1981- (昭和57年、佐賀植物友の会)
36	福岡県植物目録 第1巻 (昭和63年、福岡植物研究会)
37	福岡県植物目録 第2巻 (平成4年、福岡植物研究会)
38	佐賀県立博物館開館25周年記念典一大集合!佐賀平野と有明海の生き物たち-「知られざるふるさとの自然史」 (平成7年、佐賀県立博物館)
39	佐賀県の生物 (平成8年、佐賀県生物部会)
40	東与賀海岸における耐震対策事業に伴うシチメンソウ保護育成対策の実施状況について(平成9年、建設省九州地方建設局筑後川工事事務所課長 八尋裕)
41	有明海の生きものたち 干潟・河口域の生物多様性 (平成12年、海遊舎)
42	佐賀県レッドリスト2020(植物編)(令和2年12月、佐賀県)
43	福岡県レッドデータブック2024 (令和7年、福岡県)
44	一般国道444号佐賀福富道路(有明海沿岸道路)環境影響評価書 (平成18年、佐賀県)
45	佐賀都市計画道路(西寺井三重線・下古賀嘉瀬町線)・川副都市計画道路(福富南里線)・大川都市計画道路(大牟田大川線)環境影響評価書 (平成20年、佐賀県)
46	一般国道444号福富鹿島道路(有明海沿岸道路)環境影響評価書 (平成27年、佐賀県)

表 3.1-64(1) 植物の重要な種の一覧

No.	科名	和名	重要な種の選定基準							文献
			天然 記念物	種の 保存法	環境省 RL	福岡 RDB	佐賀 RL	福岡県 条例	佐賀県 条例	
1	トクサ科	イヌドクサ					CR+EN			42, 45
2	マツバラ科	マツバラ			NT	VU	NT			9, 29, 42, 43, 45
3	ウラジロ科	カネコシダ			VU		VU			42, 45
4	デンジソウ科	デンジソウ			NT	CR	CR+EN			24, 29, 35, 36, 42, 43, 45
5	サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	EX				5, 9, 29, 43, 45
6		アカウキクサ			EN	CR	VU			4, 5, 9, 24, 29, 35, 36, 42, 43, 45
7		サンショウモ			NT	CR	VU			5, 9, 24, 29, 35, 36, 42, 43, 45
8	イノモトソウ科	ヒメミズワラビ				NT	VU			24, 29, 32, 42, 43
9	スイレン科	オニバス			VU	EN	CR+EN			4, 5, 6, 11, 20, 24, 26, 29, 37, 42, 43, 45
10		コウホネ				EN	VU			9, 11, 20, 29, 35, 42, 43, 45
11		オグラコウホネ			EN	EN	VU			24, 27, 29, 42, 43
12		ヒメコウホネ			CR					5, 9, 11, 45
13	トチカガミ科	トチカガミ			NT	CR	CR+EN			4, 9, 15, 22, 29, 35, 42, 43, 44, 45
14		イトトリゲモ			NT	EN	VU			4, 10, 29, 42, 43
15		イバラモ				EN	NT			9, 10, 29, 35, 42, 43, 45
16		オオトリゲモ					VU			9, 42
17		ミズオオバコ			NT	EN	NT			6, 9, 10, 19, 24, 29, 35, 42, 43, 45
18		セキショウモ				VU	CR+EN			27, 29, 42, 43
19	ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	NT			9, 10, 29, 35, 42, 43, 45
20		センニンモ				EN	NT			9, 20, 27, 29, 42, 43, 45
21		ササバモ				VU	CR+EN			27, 29, 42, 43
22	ユリ科	アマナ				NT				13, 29, 43, 45
23	ラン科	シラン			NT	NT				29, 30, 31, 43
24		キンラン			NT	VU	NT			10, 29, 42, 43
25		セッコク				VU	VU			10, 29, 35, 42, 43
26		ヤクシマアカシュスラン			VU		DD			14, 42
27		ウスギムヨウラン			NT		CR+EN			12, 42
28		フウラン			NT	EN	CR+EN		県指定	29, 30, 31, 42, 43
29		ヨウラクラン				CR	CR+EN			10, 29, 35, 42, 43, 45
30		クモラン					VU			42, 45
31	アヤメ科	カキツバタ			NT	EN	CR+EN			10, 29, 42, 43
32		エヒメアヤメ			VU	EN	CR+EN			10, 29, 35, 42, 43

表 3.1-64(2) 植物の重要な種の一覧

No.	科名	和名	重要な種の選定基準							文献
			天然 記念物	種の 保存法	環境省 RL	福岡 RDB	佐賀 RL	福岡県 条例	佐賀県 条例	
33	ススキノキ科	ノカンゾウ					CR+EN			10, 42
34	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	CR	CR+EN			5, 9, 19, 23, 24, 29, 42, 43
35	ガマ科	ヤマトミクリ			NT	EN	NT			9, 10, 24, 29, 35, 42, 43, 45
36		ナガエミクリ			NT	EN	NT			6, 9, 10, 24, 29, 42, 43, 45
37		コガマ					NT			30, 31, 42
38	ホシクサ科	オオホシクサ				EN				9, 29, 35, 43
39		ツクシクロイヌノヒゲ				VU	VU			9, 29, 35, 42, 43
40		クロホシクサ			NT	CR	CR+EN			10, 29, 35, 42, 43
41	カヤツリグサ科	イセウキヤガラ				VU				9, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 43, 45
42		ケタガネソウ					VU			35, 42
43		ウマスゲ				CR				9, 19, 28, 29, 30, 31, 43, 45
44		ヤガミスゲ				VU	VU			29, 30, 31, 42, 43
45		サワヒメスゲ				EN				29, 43
46		キシウナキリスゲ			VU	CR	CR+EN			8, 9, 12, 29, 42, 43
47		タガネソウ					NT			10, 42
48		フサナキリスゲ					NT			28, 42
49		ツルナシコアゼガヤツリ					NT			9, 42
50		ツクシオオガヤツリ			VU	VU	NT			29, 30, 31, 42, 43
51		イヌクログワイ					VU			9, 10, 35, 42, 45
52		シズイ				DD	VU			10, 29, 42, 43
53		シンジュガヤ				CR				9, 29, 35, 43
54		ミカワシンジュガヤ			VU	EX	EX			10, 29, 42, 43
55	イネ科	サヤヌカグサ					NT			9, 19, 42, 45
56		セイタカヨシ					NT			30, 31, 42
57	マツモ科	ヨツバリキンギョモ					NT			20, 42
58	ケシ科	ホザキケマン				EN				29, 35, 43
59	メギ科	バイカイカリソウ				EN				9, 29, 43
60	キンボウゲ科	フジセンニンソウ				VU				29, 37, 43
61		タカネハンショウヅル					VU			30, 31, 42
62		コキツネノボタン			VU		DD			11, 35, 42, 45
63	ユキノシタ科	ネコノメソウ					NT			35, 42
64	ベンケイソウ科	ツメレンゲ			NT	VU	CR+EN			29, 30, 31, 42, 43

表 3.1-64(3) 植物の重要な種の一覧

No.	科名	和名	重要な種の選定基準							文献
			天然 記念物	種の 保存法	環境省 RL	福岡 RDB	佐賀 RL	福岡県 条例	佐賀県 条例	
65	タコノアシ科	タコノアシ			NT	NT				28, 29, 30, 31, 32, 43, 44, 45
66	マメ科	シバハギ				VU				29, 30, 31, 43
67		イヌハギ			VU	EN	CR+EN			29, 30, 31, 42, 43
68		クララ					CR+EN			9, 42, 45
69		アカササゲ			EN					30, 31
70	イラクサ科	ホソバイラクサ					NT			9, 42
71	バラ科	ワレモコウ					NT			4, 9, 11, 30, 42, 45
72	トウダイグサ科	ノウルシ			NT	CR	VU			4, 6, 7, 9, 11, 18, 19, 24, 29, 35, 42, 43, 45
73	ヤナギ科	イヌコリヤナギ					DD			9, 35, 42, 45
74	オトギリソウ科	アゼオトギリ			EN	EN	CR+EN			29, 35, 42, 43, 45
75		ツキヌキオトギリ			VU	EN	VU			11, 29, 42, 43
76	ミソハギ科	ミズマツバ			NT	NT				11, 19, 29, 30, 31, 33, 35, 43, 45
77		ヒメビシ			VU	EX	CR+EN			5, 9, 11, 15, 20, 24, 29, 35, 42, 43, 45
78		オニビシ				EN	NT			9, 29, 42, 43, 45
79	アカバナ科	ミズキンバイ			VU		CR+EN			10, 12, 42
80	アオイ科	ハマボウ				NT				19, 29, 30, 31, 33, 43, 45
81	アブラナ科	ラセンソウ					DD			29, 42
82		コンロンソウ					VU			9, 11, 29, 30, 31, 34, 35, 42, 44, 45
83		コイヌガラシ			NT	NT				29, 37, 43
84	タデ科	ヒメタデ			DD	VU	NT			19, 29, 35, 42, 43
85		ナガバノウナギツカミ			NT	VU	CR+EN			19, 29, 35, 42, 43
86		サデクサ				CR	NT			4, 9, 10, 19, 29, 35, 37, 42, 43, 45
87	ヒユ科	ヒロハマツナ			VU	EN	CR+EN			2, 6, 9, 11, 27, 28, 29, 34, 45, 38, 39, 42, 43, 44, 45
88		ハママツナ					NT			11, 35, 42, 45
89	サクラソウ科	カラタチバナ					NT			32, 42, 45
90	ツバキ科	サザンカ				NT				29, 34, 43
91	ツツジ科	シャクジョウソウ				CR	VU			13, 29, 42, 43
92	リンドウ科	リンドウ				VU				7, 9, 29, 43
93	キョウチクトウ科	アオカモメヅル					CR+EN			4, 9, 35, 42
94		ロクオンソウ			VU	EN	CR+EN			29, 30, 31, 42, 43
95		スズサイコ			NT	VU	VU			9, 29, 42, 43, 45
96	ナス科	ヤマホオズキ			VU	CR	CR+EN			29, 42, 43, 45
97	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	CR	NT			5, 6, 9, 14, 20, 24, 29, 30, 31, 35, 42, 43, 45

表 3.1-64(4) 植物の重要な種の一覧

No.	科名	和名	重要な種の選定基準							文献
			天然 記念物	種の 保存法	環境省 RL	福岡 RDB	佐賀 RL	福岡県 条例	佐賀県 条例	
98	オオバコ科	イヌノフグリ			NT	EN	CR+EN			4, 9, 29, 42, 43, 45, 46
99		カワヂシャ			NT	NT				4, 19, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 43, 44, 45, 46
100		トラノオスズカケ				EN	VU			29, 35, 42, 43
101	シソ科	コムラサキ					NT			9, 19, 35, 42
102		スズコウジュ				EN	CR+EN			29, 35, 42, 43
103		ミゾコウジュ			NT					30, 31, 32, 33, 45
104		イヌゴマ				CR	VU			19, 29, 42, 43
105	ハエドクソウ科	スズメノハコベ				EN	VU			19, 22, 29, 42, 43
106	ハマウツボ科	クチナシグサ					VU			9, 42
107	タヌキモ科	ノタヌキモ			VU	EN	VU			19, 24, 29, 35, 42, 43, 45
108		イスタヌキモ			NT	VU				9, 24, 29, 43
109		ホザキノミミカキグサ				EN	VU			29, 35, 42, 43
110		ミカワタヌキモ			EN	CR	CR+EN			29, 35, 42, 43
111		タヌキモ			NT		CR+EN			42, 45
112	キキョウ科	キキョウ			NT	VU	VU			9, 29, 42, 43, 45
113	ミツガシワ科	アサザ			NT	EN	NT			5, 6, 7, 9, 16, 17, 20, 24, 29, 30, 31, 32, 35, 42, 43, 45
114	キク科	アソノコギリソウ			NT					9, 35
115		フクド			NT	NT				9, 25, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 39, 43, 44, 45
116		ヒロハヤマヨモギ			NT		EX			35, 42
117		シオン			VU	DD				29, 35, 43
118		オケラ				EN	CR+EN			9, 29, 42, 43, 45
119		スイラン					DD			35, 42, 45
120		オグルマ				VU				29, 35, 43
121		ホソバオグルマ			VU	EN	CR+EN			29, 30, 31, 42, 43
122		ノニガナ					NT			4, 9, 35, 46, 42
123		カンサイタンポポ					VU			2, 4, 42
124		ツクシタンポポ			VU	CR	EX			9, 29, 35, 42, 43
125		ウラギク			NT	EN	NT			9, 25, 27, 28, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 38, 39, 42, 43, 44, 45
126		オナモミ			VU	CR	CR+EN			29, 34, 42, 43
127	セリ科	オオシシウド				NT				30, 31, 43
128		ドクゼリ					NT			9, 11, 14, 19, 35, 42, 45
合計	52科	128種	0種	0種	63種	87種	100種	0種	1種	-

2) 重要な植物群落

文献調査をもとに、対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な植物群落は表 3.1-65 及び図 3.1-38 に示すとおりである。

柳川のクリーク水生植物群落、大詫間の塩生植物群落、六角川のシチメンソウ群落、保護育成対策が実施されてきた東与賀海岸のシチメンソウ群落があり、重要な群落は4群落が確認されている。

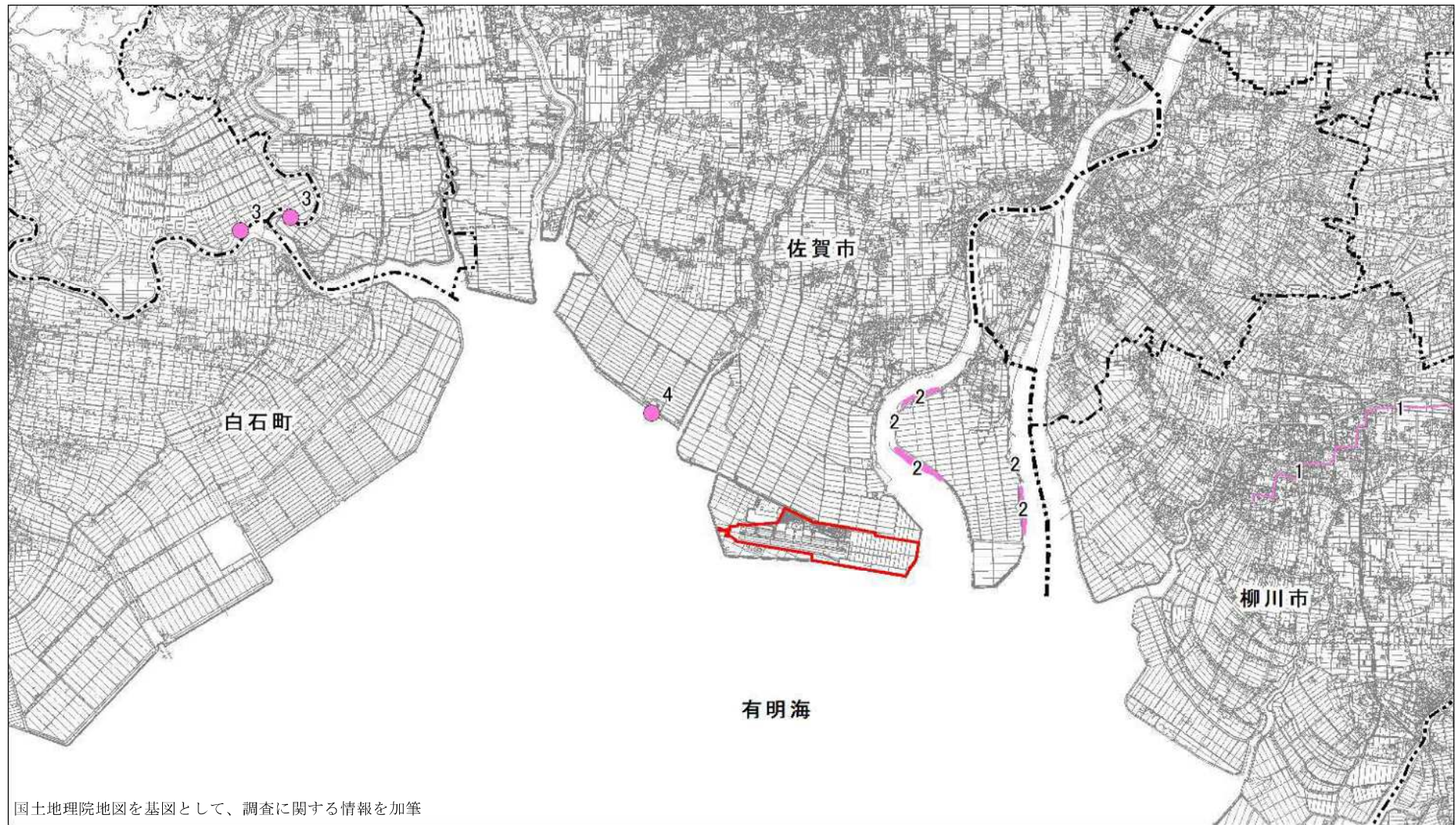
表 3.1-65 重要な植物群落一覧

No.	名称	文献
1	柳川のクリーク水生植物群落	①
2	大詫間の塩生植物群落	①
3	六角川のシチメンソウ群落	①
4	東与賀海岸のシチメンソウ群落	②

注1. 「No.」は図 3.1-38 に対応している。

出典：①「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落一覧表」（昭和54年、環境庁）

②「東与賀海岸における耐震対策事業に伴うシチメンソウ保護育成対策の実施状況について」（平成9年、建設省九州地方建設局筑後川工事事務所課長 八尋裕）



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

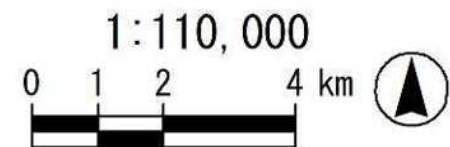
凡例

- 対象事業実施区域
- 重要な植物群落（地点）
- 重要な植物群落（範囲）

出典

「生物多様性センター自然環境調査Web-GIS 特定植物群落調査」（平成12年 環境省 自然環境局）
 「東与賀海岸における耐震対策事業に伴うシチメンソウ保護育成対策の実施状況について」
 （平成9年 建設省 九州地方建設局筑後川工事事務所課長八尋裕）

図 3.1-38 重要な植物群落の位置図



(3) 生態系

対象事業実施区域及びその周囲における生態系の状況を地形、地質、植生の状況から類型化し、環境類型ごとに動植物の生息・生育状況を踏まえ、生態系の注目種を整理している。

1) 地形分類

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の地形は三角州性低地、干拓地及び埋立地であり、代表的な地形区分としては「低地」である。

2) 地質分類

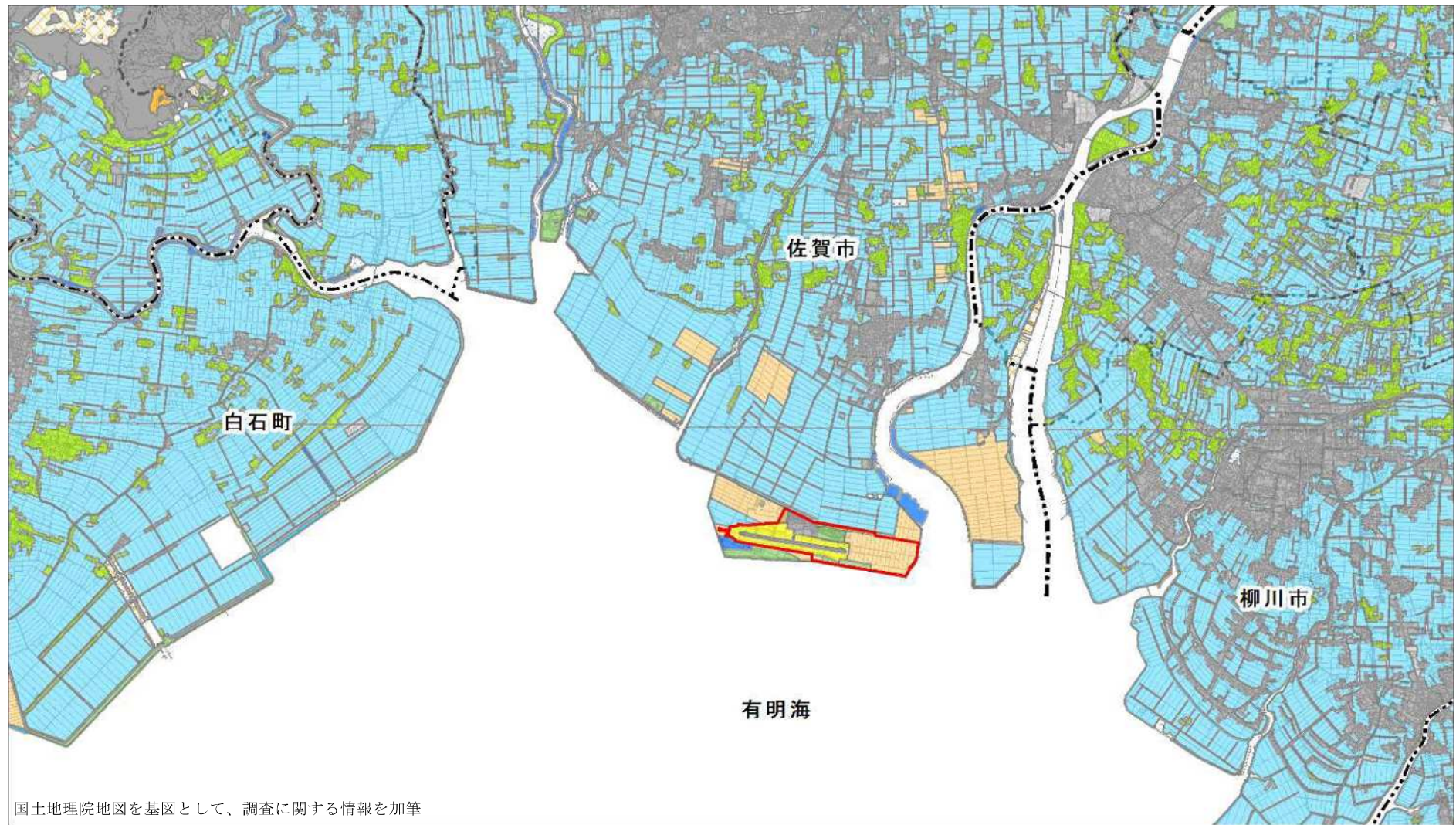
対象事業実施区域及びその周囲の表層地質分類図は、図 3.1-35 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質分類は泥がち堆積物及び砂・粘土・淤泥・礫であり、概ね同様の地質である。

3) 植生分類

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境保全基礎調査(環境省 自然環境局 生物多様性センター)により公開されている植生分類図は図 3.1-39 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主な植生分類は、水田雑草群落や畑雑草群落、ヨシク拉斯群落である。



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

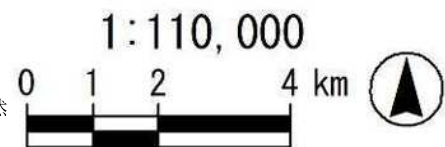
凡例

- | | | | |
|--|--|--|---|
| 対象事業実施区域 | ゴルフ場・芝地 | 畑雑草群落 | 工場地帯 |
| ヨシクラス | 牧草地 | 水田雑草群落 | 造成地 |
| オギ群集 | 路傍・空地雑草群落 | 市街地 | 自然裸地 |
| 塩沼地植生 | 放棄畑雑草群落 | 緑の多い住宅地 | その他 |

出典

「生物多様性センター 自然環境調査
Web-GIS 植生調査(1/2.5万)福岡県、
佐賀県」(2000-2001年、環境省 自然
環境局)

図 3.1-39 植生分類図



4) 環境類型区分

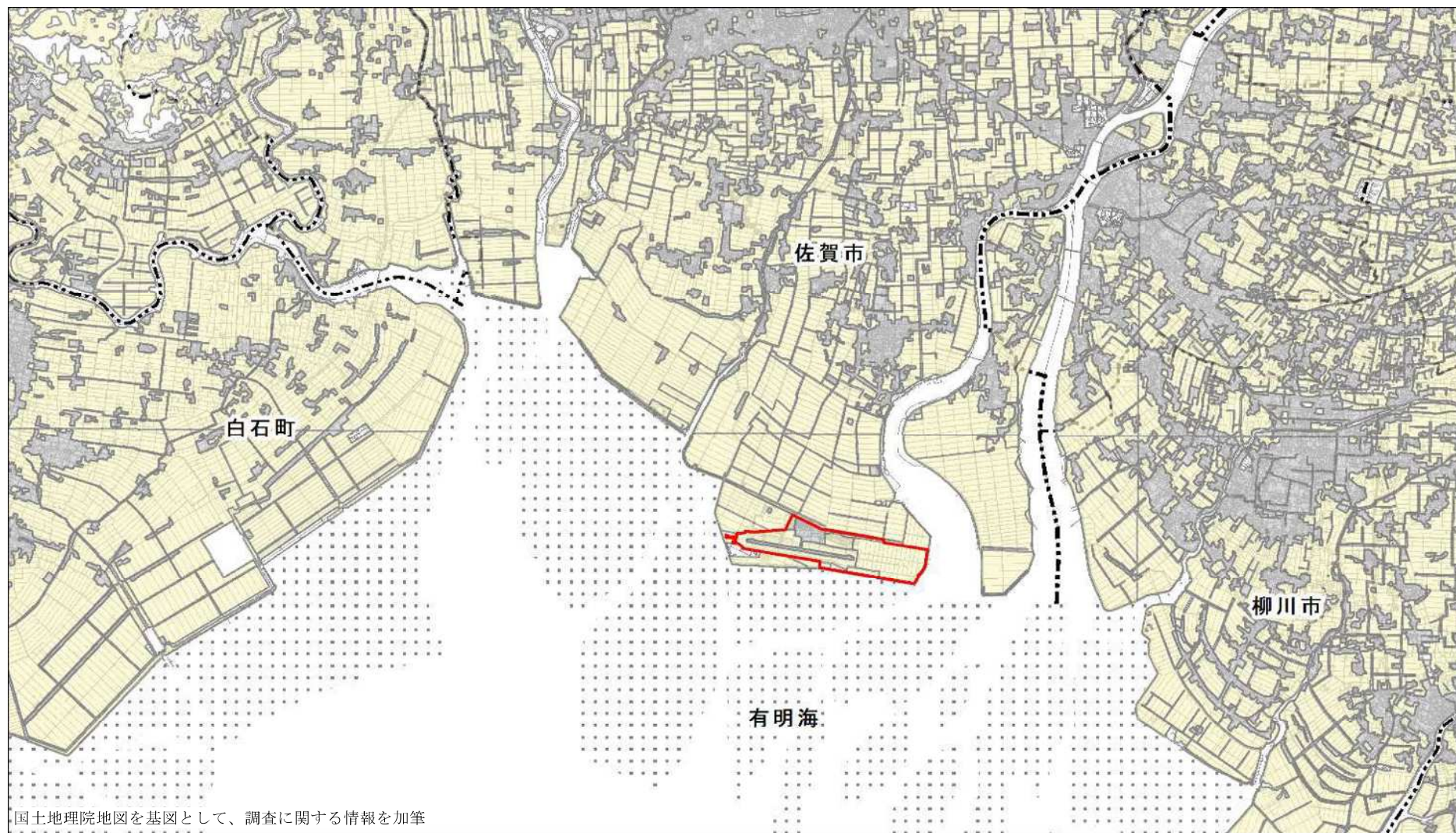
地形分類(図 3.1-34)、表層地質分類(図 3.1-35)及び植生分類(図 3.1-39)から作成した環境類型区分は表 3.1-66 に、環境類型区分図は図 3.1-40 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、耕作地や水田が広がり、その中をクリークが張り巡らされている。その前面の海域には干潟が分布している。また、生物の生息・生育基盤となる植生として、水田雑草群落や畑雑草群落といった耕地が優占している。

評価対象とする地域を特徴づける自然環境の類型区分としては、「耕地地生態系」、「干潟生態系」、「市街地生態系」の計3区分とする。

表 3.1-66 環境類型区分

No	環境類型		地形	植生分類	特徴
1	耕作地生態系	乾性-草地 湿性-草地 水田 クリーク	低地	水田雑草群落	対象事業実施区域及びその周囲には畑雑草群落及び水田雑草群落等がみられる。
			低地	開放水面(内水面)	
			低地	畑雑草群落	
			低地	牧草地・芝地	
			低地	路傍・空地雑草群落	
2	干潟生態系	干潟	干潟	開放水面(外水面)	対象事業実施区域の前面には有明海の干潟が分布しており、干潟周辺にはヨシクラスがみられる。
			低地 干潟	ヨシクラス	
3	市街地生態系	市街地	低地	市街地	対象事業実施区域及びその周囲には市街地等が存在する。
			低地	緑の多い住宅地	



凡例

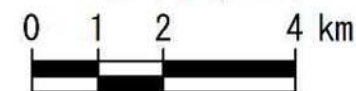
- 対象事業実施区域
- 市街地生態系
- 耕作地生態系
- 干潟生態系

出典

「生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS 植生調査(1/2.5万) 福岡県、佐賀県」(環境省 自然環境局)
 「生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS 干潟調査」(環境省 自然環境局)

図 3.1-40 環境類型区分図

1:110,000



5) 注目種

対象事業実施区域及びその周囲で確認された動植物並びに表 3.1-66 に示す環境類型区分を踏まえ、注目種・群集を抽出した。

生態系の注目種の抽出基準は表 3.1-67 に、注目種の選定結果は表 3.1-68 に示すとおりである。

表 3.1-67 生態系の注目種の抽出基準

項目	抽出基準
上位性	・生態系の栄養段階の上位に位置するもの
典型性	・対象範囲に広く生息するもの ・生態系に有する重要な機能を指標するもの
特殊性	・陸域との境界域などに存在する段丘地や分布域の狭い汽水性植生、干潟などに生息するもの

出典：「生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書 生物の多様性分野の環境影響評価技術(Ⅲ) 生態系アセスメントの進め方について」(平成13年9月、環境省)

表 3.1-68 注目種の選定結果一覧

項目	選定種	環境類型		選定理由
上位性	ニホンイタチ	市街地生態系 耕地生態系	緑の多い住宅地 低地の水田・クリーク	栄養段階の上位に位置する 中型肉食獣であり、行動範囲が広い。
	ハヤブサ	耕地生態系	耕作地 干潟	耕作地、干潟環境における 栄養段階の上位種である。
典型性	ムクドリ	市街地生態系	市街地 緑の多い住宅地	市街地、緑の多い住宅地に 広く分布しており、生息数が多いと推測される。
	ヒバリ	耕地生態系	耕作地・草地	耕作地、草地に生息し、生息数が多いと推測される。
	ニホンカナヘビ	市街地生態系 耕地生態系	耕作地・草地 緑の多い住宅地	耕作地、草地に生息し、生息数が多いと推測される。
	ヌマガエル	耕地生態系	低地の水田・クリーク	水田、池沼に広く分布しており、生息数が多いと推測される。
	ツマグロバタ	耕地生態系	耕作地・草地	耕作地、草地に生息し、生息数が多いと推測される。
	ヤマトシジミ	市街地生態系 耕地生態系	耕作地・草地 市街地 緑の多い住宅地	市街地、緑の多い住宅地に 広く分布しており、生息数が多いと推測される。
	アオモンイトトンボ	耕地生態系	低地の水田・クリーク	水田、池沼に広く分布しており、生息数が多いと推測される。
	モツゴ	耕地生態系	低地の水田・クリーク	水田、池沼に広く分布しており、生息数が多いと推測される。
	水田雑草群落	耕地生態系	低地の水田・クリーク	水田や休耕田、クリークに 成立する。 佐賀平野の代表的な植物群落である。
特殊性	ズグロカモメ	干潟生態系	河口域の干潟	河口域周辺に生息する。
	ムツゴロウ	干潟生態系	河口域の干潟	有明海と八代海にのみ生息し、河口域の軟泥質の干潟に生息する。
	シオマネキ	干潟生態系	河口域の干潟	河口域周辺の塩性湿地周辺の干潟に生息する。
	オオツノハネカクシ	干潟生態系	河口域の干潟	河口域周辺の塩性湿地周辺の干潟に生息する。
	塩生植物 (シチメンソウ)	干潟生態系	河口域の干潟	有明海の干満に伴う河川沿いの塩生湿地帯に生育する。

3.1.6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観

対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源及び眺望地点は表 3.1-69 及び表 3.1-70、それぞれの位置は図 3.1-41 及び図 3.1-42 に示すとおりである。主要な眺望地点としては、佐賀空港展望デッキ、ふくどみマイランド公園があり、特に佐賀空港展望デッキからの景観としては、有明海に面した平地、集落や田畑の広がり確認できる。

佐賀県佐賀市では、「佐賀市景観計画」（平成 24 年 3 月、佐賀市策定）において、佐賀市全域を景観法の適用を受ける「景観計画区域」に設定し、市全域を「山ゾーン」「平野ゾーン」「まちゾーン」の 3 つのゾーンに分類しており、対象事業実施区域及びその周囲は平野ゾーンに分類されている。一方で、福岡県柳川市において、全域が「景観計画区域」に指定されており、その中でも城堀周辺地区、旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区が「景観重要地区」に指定されている。

また、「第 3 回自然環境保全基礎調査(佐賀県自然環境情報図)」（平成元年、環境庁）、「第 3 回自然環境保全基礎調査(福岡県自然環境情報図)」（平成元年、環境庁）によると、白石町福富北部の六角川の自然蛇行河川が自然景観資源として記載されているほか、大詫間の塩生植物群落、六角川のシチメンソウ群落、柳川のクリーク水生植物群落、矢部川の河辺草本群落が特定植物群落に指定されている。

表 3.1-69 対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源

No.	県・市町	名称	概要	出典
1	佐賀県佐賀市	シチメンソウ群落	特定植物群落	①
2		山口家住宅	国指定重要文化財	①
3		筑後川昇開橋	国指定重要文化財	①
4	福岡県柳川市	鶴味噌並倉(北棟、中棟、南棟)	国指定重要文化財	②
5		旧戸島家住宅	県指定重要文化財	②
6		北原白秋生家	県指定重要文化財	②
7		鷹尾神社石鳥居	市指定重要文化財	②
8		三島神社石造鳥居	市指定重要文化財	②
9		江越八幡海岸灯台	市指定重要文化財	②

注 1. 「No.」は図 3.1-41 に対応している。

出典：①「佐賀市景観計画(本編)」（平成 24 年 3 月、佐賀市）

②「柳川市景観計画【改訂版】「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり」
(令和 4 年 3 月、柳川市)

表 3.1-70 対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望地点

No.	県・市町	名称	事業実施区域からの距離	出典
A	佐賀県佐賀市	佐賀空港展望デッキ	事業実施区域内	①
B		東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」	約 3.5km	①
C		県道 49 号線沿いの佐賀平野	約 1.0km	①
D	佐賀県杵島郡白石町	ふくどみマイランド公園	約 8.0km	②

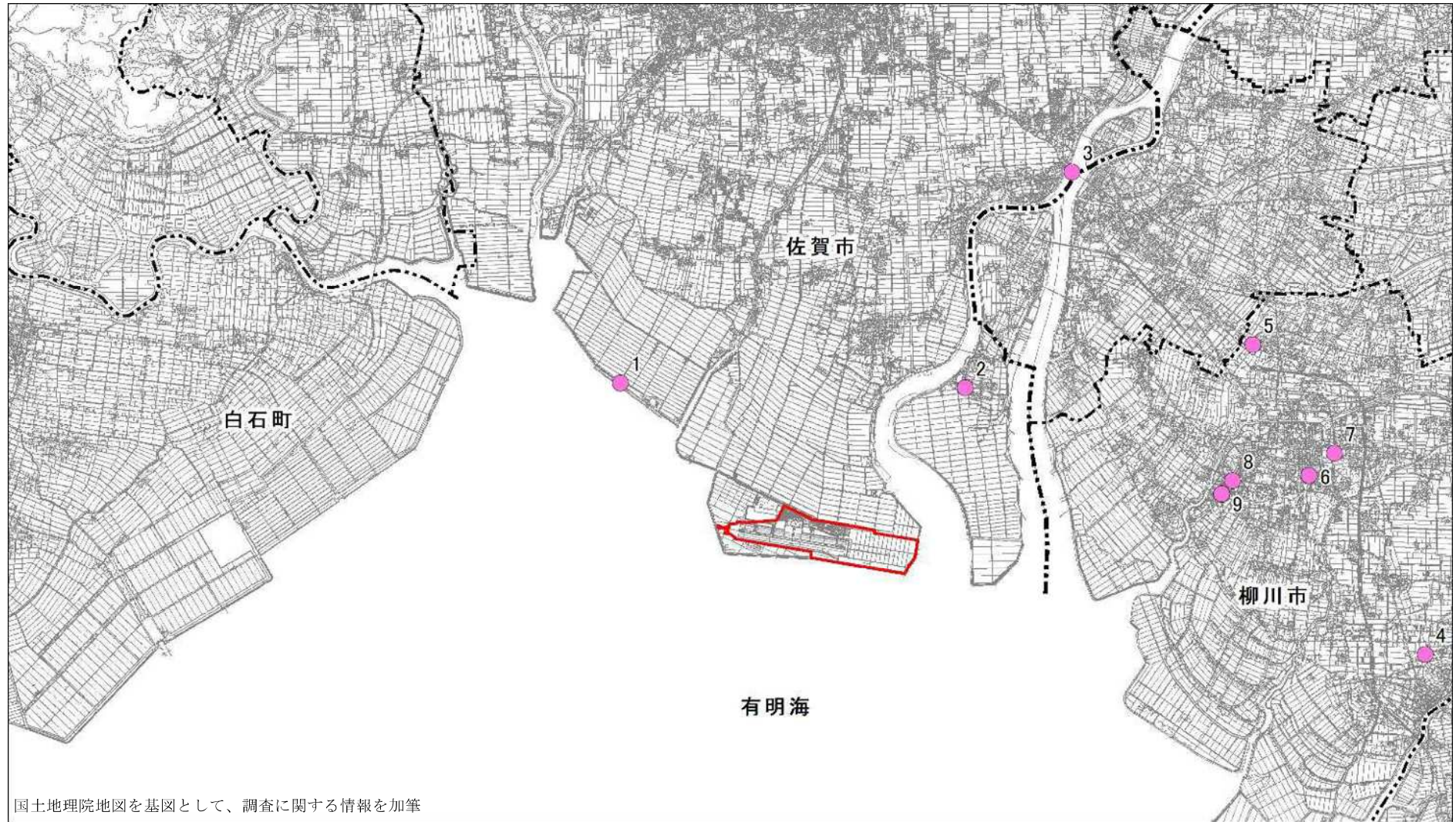
注 1. 「No.」は図 3.1-42 に対応している。

出典：①「フロアマップ」（九州佐賀国際空港ホームページ）

https://saga-ab.jp/furniture_service/floormap/

②「スポーツ施設」（白石町ホームページ）

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyuumin/shisetsu/_1743.html



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

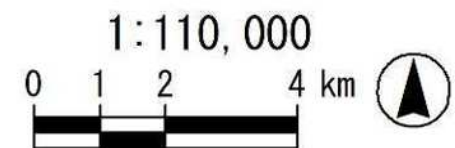
- 対象事業実施区域
- 景観資源

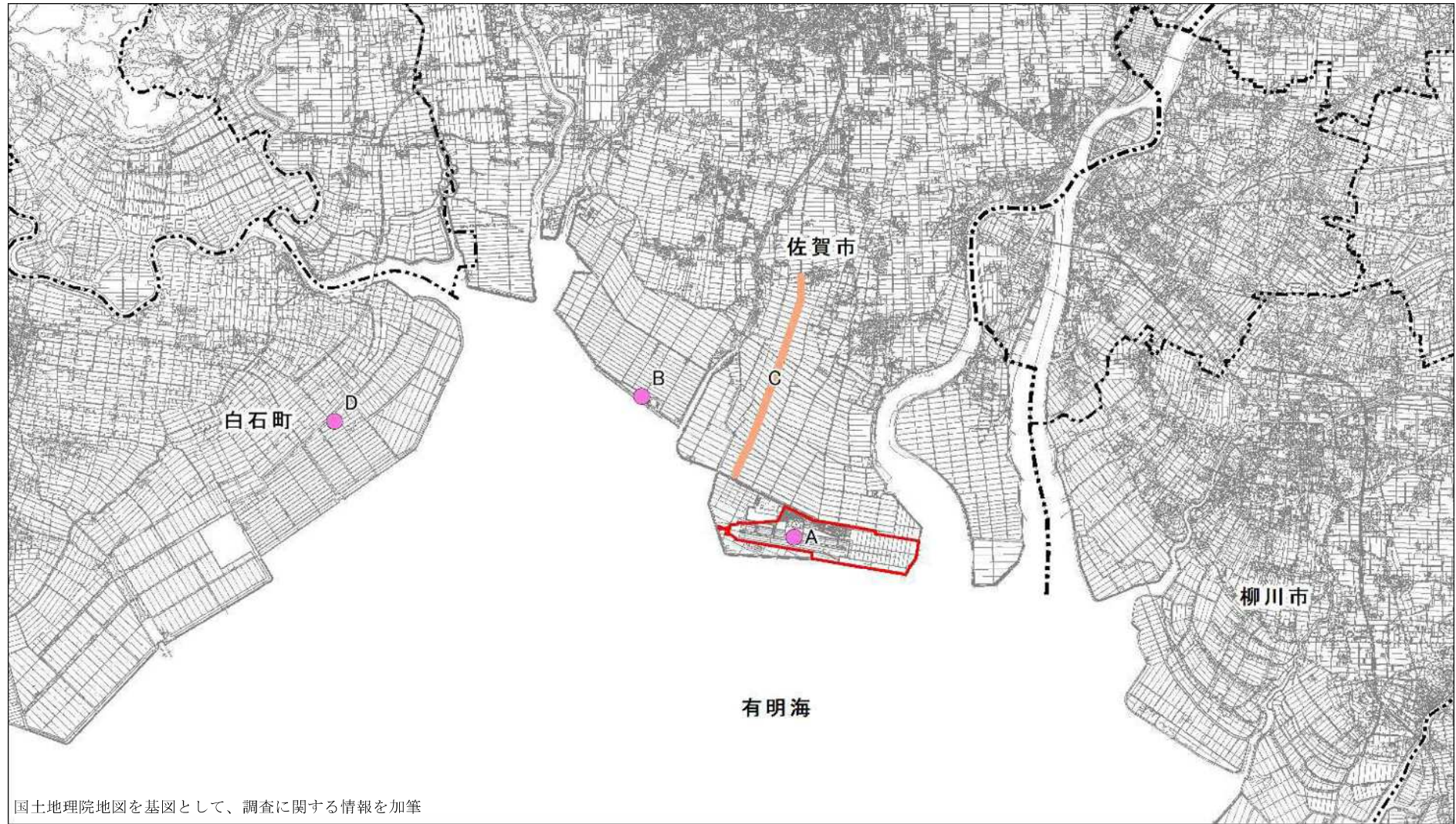
出典

「佐賀市景観計画(本編)」(平成24年3月 佐賀市)

「柳川市景観計画【改訂版】「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり」(令和4年3月 柳川市)

図 3.1-41 対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の分布





国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

- 対象事業実施区域
- 眺望地点
- 眺望区域

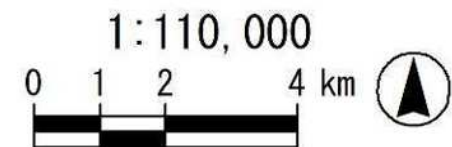
出典

「フロアマップ」(九州佐賀国際空港ホームページ)

https://saga-ab.jp/furniture_service/floormap/

「スポーツ施設」(白石町ホームページ)

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/shisetsu/_1743.html



(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1-71 及び図 3.1-43 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、不特定多数の人が利用している自然との触れ合いの活動の場が 26 地点ある。干潟よか公園からは、ラムサール条約湿地に指定されている東よか干潟を一望できる。

表 3.1-71 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県・市町	名称	出典
1	佐賀県 佐賀市	シチメンソウ群生地	①、②
2		川副さくらロード	①
3		東よか干潟ビジターセンターひがさす	①、②
		干潟よか公園	
4		海童神社	①
5		広江漁港	②
6		空港公園	①、②
7		戸ヶ里漁港	②
8		松枝神社	①
9		山口家住宅	①、②
10		福所江漁港	②
11		松土居公園(大野土手)	②
12		森林公園	①、②
13		高伝寺	②
14		三重津海軍所跡	②
15		寺井津漁港	②
16		徐福サイクルロード	①、②
17		新北神社	①、②
18		徐福の泉	②
19		諸富鉄橋展望公園	②
20		筑後川昇開橋展望公園	②
21	佐賀県 杵島郡 白石町	ふくどみマイランド公園	③
22		むつごろうカントリークラブ	③
23		むつごろうランド	⑤
24	福岡県 柳川市	梅の木街道	⑤
25		江越八幡海岸灯台	④
26		殿の倉(御花内売店)	④

注 1. 「No.」は図 3.1-43 に対応している。

出典：①「サガバイ観光ブック」

(令和 5 年 1 月改訂、一般社団法人佐賀市観光協会佐賀市観光協会ホームページ)

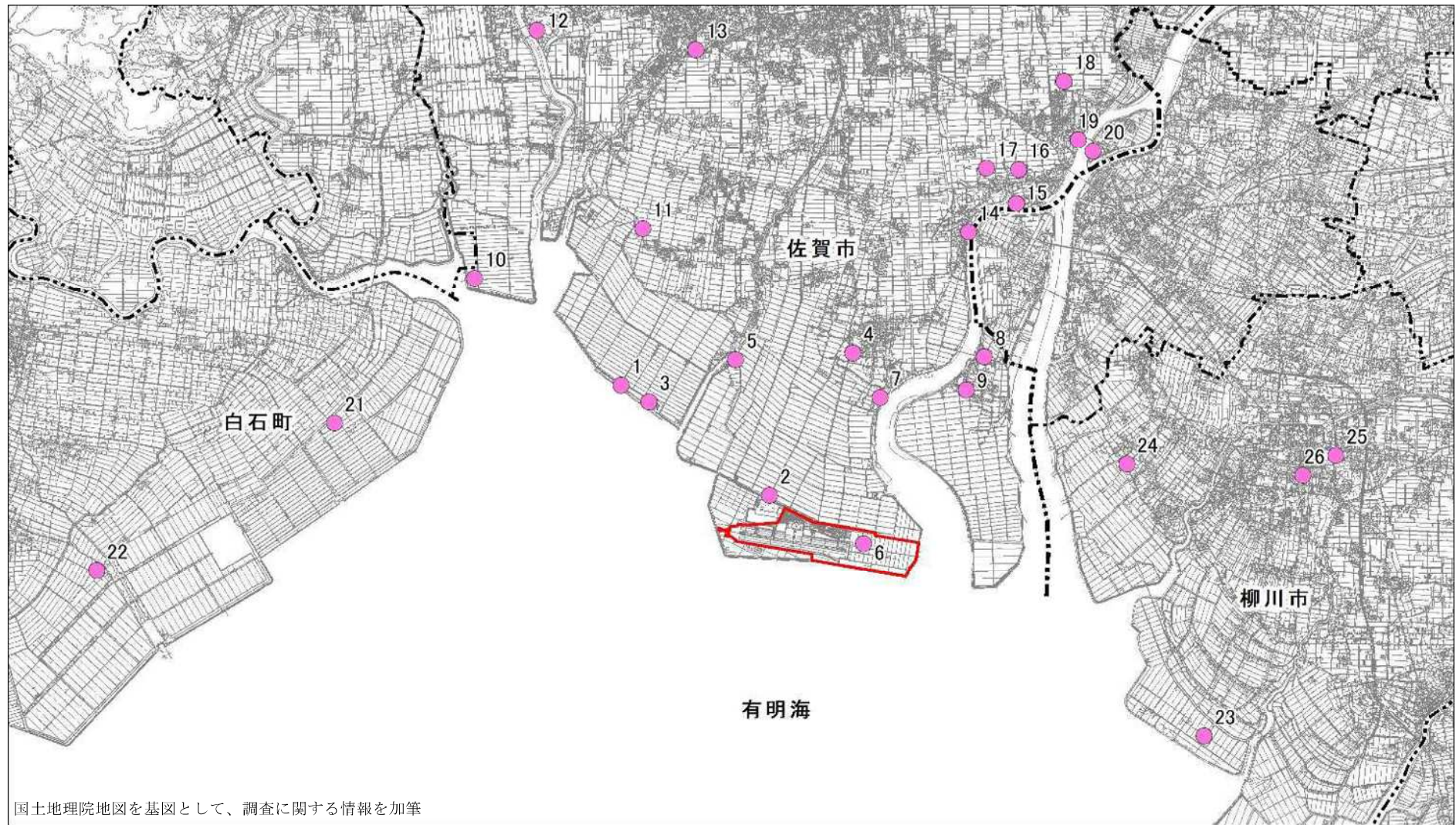
②「佐賀市景観計画(本編)」(平成 24 年 3 月、佐賀市)

③「白石町観光振興基本計画」(平成 28 年 3 月、白石町)

④「柳川市景観計画【改訂版】「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり」

(令和 4 年 3 月、柳川市)

⑤「柳川エリアマップ」(柳川市ホームページ)<http://www.yanagawa-net.com/download.php>



凡例

対象事業実施区域

人と自然との触れ合いの活動の場

出典

「サガバイ観光ブック」(令和5年1月改訂 一般社団法人佐賀市観光協会佐賀市観光協会ホームページ)

「佐賀市景観計画(本編)」(平成24年3月 佐賀市)

「白石町観光振興基本計画」(平成28年3月 白石町)

「柳川エリアマップ」(柳川市ホームページ)

「柳川市景観計画【改訂版】「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり」(令和4年3月 柳川市)

図 3.1-43 対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場

1:110,000



(3) 歴史的文化的遺産

対象事業実施区域及びその周囲において登録されている史跡、名勝及び天然記念物の文化財は表 3.1-72 及びそれらの位置は図 3.1-44 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には 24 箇所が登録されている。なお、国指定天然記念物であるカササギ生息地は、佐賀市、白石町、柳川市を含む地域で指定されている。

表 3.1-72 対象事業実施区域の文化財(史跡、名勝及び天然記念物)

No.	県・市	名称	指定	分類	出典
1	佐賀県 佐賀市	三重津海軍所跡	国指定	史跡	①
2		燈堂	市指定		②
3		此荷大明神			②
4		龍造寺隆信誕生地			②
5		鍋島直茂誕生地			②
6		高伝寺墓所			②
7	福岡県 柳川市	安東省菴墓	県指定		③
8		北原白秋生家	市指定		③
9		佐留垣城跡			③
10		塩塚城跡			③
11		慶長本土居跡			③
12		田尻惣馬旧居跡			③
13		枇杷園遺跡			③
14		中島城跡			③
15		津留城跡			③
16		柳川城本丸跡			③
17		立花氏庭園	国指定	名勝	③
18		戸島氏庭園			③
19	佐賀県 佐賀市	楠 NO. 1 (新北神社)	市指定	天然記念物	②
20		楠 NO. 2 (新北神社)			②
21		えの木 NO. 1			②
22		楠 NO. 1 (大堂神社)			②
23		楠 NO. 2 (大堂神社)			②
24		高伝寺の梅			②

注 1. 「No.」は図 3.1-44 に対応している。

出典：①「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県ホームページ)

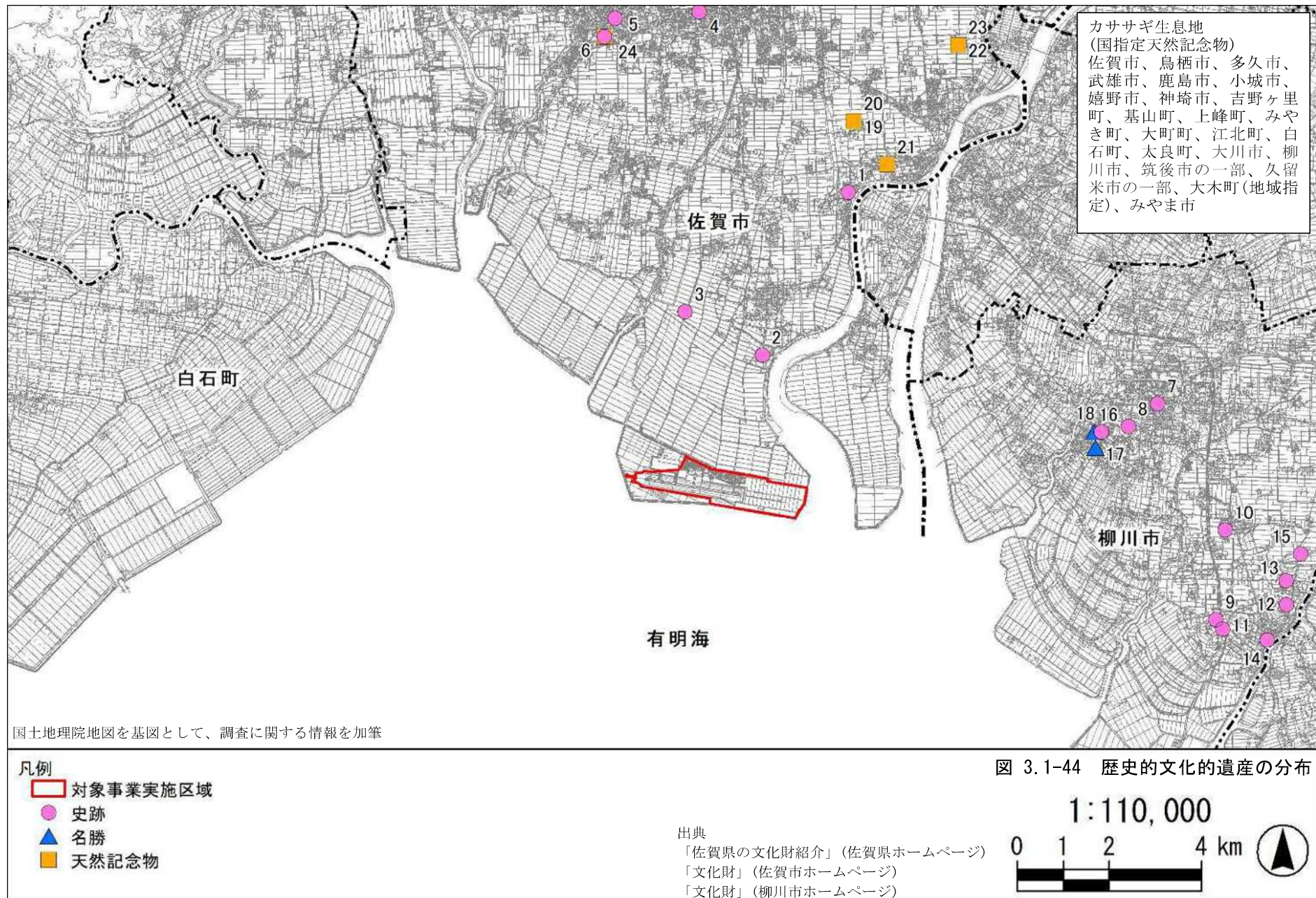
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031339/index.html>

②「文化財」(佐賀市ホームページ)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/200.html>

③「文化財」(柳川市ホームページ)

<https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/rekishibunka/bunkazai/>



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

図 3.1-44 歴史的文化的遺産の分布

3.1.7. 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

(1) 廃棄物等

事業の実施にあたっては建設廃棄物の発生が見込まれるものの、佐賀県においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号 最終改正：令和7年6月1日法律第68号)の規定に即して、「第5次佐賀県廃棄物処理計画～人・社会・自然が結び合う生活 さが～」(令和3年3月、佐賀県)を策定している。

佐賀市内においては、佐賀市廃棄物最終処分場や民間業者による安定型埋立が可能な最終処分場があり、長距離輸送をすることなく適切に処理することが可能となっている。

(2) 温室効果ガス等

佐賀県内における温室効果ガス排出量の推移は表 3.1-73 に示すとおりである。令和3年度(2021年度)において、産業部門における建設・鉱業は約52千t-CO₂であり、運輸部門である航空において約9千t-CO₂となっている。産業部門における建設・鉱業は減少傾向がみられたが、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)にかけては約4千t-CO₂増加している。運輸部門である航空は概ね横ばい傾向であったが、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)にかけては変化がなかった。なお、これらの値は全体に占める割合は低い結果となっている。

表 3.1-73 佐賀県内における温室効果ガス排出量の推移

単位：千 t-CO₂

ガス	部門計	区分	平成 2 年度 (1990 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
二酸化炭素	エネルギー 転換部門	計	32.8	1.4	0.7	0.7
		ガス事業	1.8	1.4	0.7	0.7
		電気事業	31.0	0.0	0.0	0.0
	民生部門	計	1,643.0	2,268.0	2,150.0	3,379.0
		家庭	877.0	1,031.0	1,039.0	1,598.0
		業務	766.0	1,237.0	1,111.0	1,781.0
	産業部門	計	2,103.0	1,825.0	1,583.0	2,051.0
		農林水産業	224.0	207.0	264.0	155.0
		建設・鉱業	141.0	80.0	62.0	66.0
		製造業	1,738.0	1,538.0	1,257.0	1,830.0
	運輸部門	計	1,500.0	1,628.0	1,513.0	1,506.0
		自動車	1,448.0	1,553.0	1,435.0	1,411.0
		鉄道	33.0	27.0	26.0	46.0
		船舶	19.0	21.0	29.0	30.0
		航空	0.0	27.0	23.0	19.0
	廃棄物 部門	計	95.0	155.0	132.0	136.0
		一般廃棄物	80.0	109.0	102.0	105.0
		産業廃棄物	15.0	46.0	30.0	31.0
	合計		5,373.8	5,877.4	5,378.7	7,072.7
その他 6 ガス		計	764.0	632.0	616.0	587.0
排出量合計		計	6,137.8	6,509.4	5,994.7	7,659.7

ガス	部門計	区分	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
二酸化炭素	エネルギー 転換部門	計	0.4	0.4	0.0
		ガス事業	0.4	0.4	0.0
		電気事業	0.0	0.0	0.0
	民生部門	計	1,829.0	1,818.0	1,525.0
		家庭	942.0	995.0	810.0
		業務	887.0	823.0	715.0
	産業部門	計	1,522.0	1,560.0	1,262.0
		農林水産業	180.0	185.0	168.0
		建設・鉱業	46.0	48.0	52.0
		製造業	1,296.0	1,327.0	1,042.0
	運輸部門	計	1,497.0	1,337.0	1,423.0
		自動車	1,416.0	1,276.0	1,366.0
		鉄道	26.0	25.0	21.0
		船舶	27.0	27.0	27.0
		航空	28.0	9.0	9.0
	廃棄物 部門	計	134.0	160.0	166.0
		一般廃棄物	103.0	100.0	99.0
		産業廃棄物	31.0	60.0	67.0
	合計		4,982.4	4,875.4	4,376.0
その他 6 ガス		計	602.0	602.0	584.0
排出量合計		計	5,584.4	5,477.4	4,960.0

注 1. 小数点第 1 位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「佐賀県内の温室効果ガス排出量の現状 2021 年度」(佐賀県ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360477/index.html>

3.1.8. 一般環境中の空間放射線量の状況

対象事業実施区域及びその周囲においてモニタリングポストは設置されていない。

しかし、放射線モニタリング情報共有・公表システムによると、佐賀県北部に位置する玄海原子力発電所を中心として、佐賀県内に 64 地点、福岡県内に 18 地点の平常時モニタリングポストが設置されている。現在、発電所が原因とされる放射線や放射能の異常は確認されていない。

3.2. 社会的状況

3.2.1. 人口及び産業の状況

(1) 人口

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における人口の推移は表 3.2-1 に示すとおりである。人口はいずれの市町もわずかに減少傾向となっている。

表 3.2-1 人口の推移(令和元年度(2019 年度)～令和 6 年度(2024 年度))

行政区分\年次			令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
佐賀県	佐賀市	人口 [人]	233,514	232,582	232,113	231,248	229,840	228,293
		世帯数 [世帯]	96,833	97,723	97,544	98,471	99,042	99,753
		人口密度 [人/km ²]	540.7	538.6	537.5	535.5	532.3	528.7
	杵島郡 白石町	人口 [人]	22,379	21,984	21,742	21,380	21,015	20,632
		世帯数 [世帯]	7,232	7,288	7,272	7,258	7,323	7,352
		人口密度 [人/km ²]	224.8	220.8	218.4	214.7	211.1	207.2
福岡県	柳川市	人口 [人]	64,705	64,540	63,551	62,764	61,864	—
		世帯数 [世帯]	24,175	23,897	24,209	24,394	24,485	—
		人口密度 [人/km ²]	838.7	836.6	823.7	813.5	801.9	—

注 1. 各年 10 月 1 日現在の値を示す。

注 2. 「—」は公表されていない箇所を示す。

出典：「推計人口(月報・年報)」(佐賀県さが統計情報館ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/list01601.html>

「福岡県 人口移動調査 福岡県の人口と世帯年報」(福岡県オープンデータサイトホームページ)

https://kan.open-governmentdata.org/dataset/401000_jinkouidouhouhou-jinkousetai

(2) 産業

1) 産業構造

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における産業別民営事業所数及び従業者数は表 3.2-2 に示すとおりである。いずれの市町も第3次産業の占める割合が多い。

表 3.2-2 産業別民営事業所数及び従業者数

産業分類		佐賀県				福岡県	
		佐賀市		杵島郡白石町		柳川市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農林漁業	95	1,105	33	353	38	336
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	926	8,041	124	679	283	1,917
	製造業	553	11,830	41	630	298	3,372
	小計	1,479	19,871	165	1,309	581	5,289
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	49	835	4	20	6	44
	情報通信業	131	2,650	3	15	3	5
	運輸業、郵便業	183	4,008	15	466	49	1,088
	卸売業・小売業	2,894	23,341	243	1,783	760	5,020
	金融業・保険業	276	4,235	14	103	43	433
	不動産業、物品賃貸業	646	2,254	23	68	118	283
	学術研究、専門・技術サービス業	582	3,757	19	52	86	373
	宿泊業、飲食サービス業	1,390	10,780	83	374	284	2,156
	生活関連サービス業、娯楽業	1,016	4,572	35	470	109	1,409
	教育、学習支援業	594	9,462	35	470	109	700
	医療、福祉	1,165	22,656	104	2,044	273	4,854
	複合サービス事業	77	1,244	15	180	24	331
	サービス業(他に分類されないもの)	1,140	11,320	98	269	236	1,014
	小計	10,143	101,252	744	6,034	2,225	17,710
合計		11,717	122,228	942	7,696	2,844	23,335

注1. 令和3年(2021年)6月1日の値を示す。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査(佐賀県、福岡県)」(経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室ホームページ)<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200553&tstat=000001145590&metadata=1&data=1>

2) 農業

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における農家数及び経営耕地面積の推移は表 3.2-3 に示すとおりである。農家数について、いずれの市町においても減少傾向となっている。経営耕地面積についてはいずれの市町においても田が最も多い。

表 3.2-3 対象事業実施区域及びその周囲における農家数の推移

行政区分\年次			就業 人口[人]	農家数[戸]							
				総農家	販売農家						自給の 農家数
					専業農家	専兼業別					
						兼業農家	第1種兼業	第2種兼業			
佐賀県	佐賀市	平成22年 (2010年)	4,823	3,426	2,648	760	1,888	640	1,248	778	
		平成27年 (2015年)	4,021	3,030	2,340	809	1,531	458	1,073	690	
		令和2年 (2020年)	5,337	2,662	2,095	—	—	—	—	567	
	杵島郡 白石町	平成22年 (2010年)	3,906	2,033	1,867	597	1,270	754	516	166	
		平成27年 (2015年)	3,149	1,762	1,613	597	1,016	450	566	149	
		令和2年 (2020年)	3,629	1,490	1,375	—	—	—	—	115	
福岡県	柳川市	平成22年 (2010年)	1,506	1,786	944	260	684	144	540	842	
		平成27年 (2015年)	1,252	1,327	716	286	430	111	319	611	
		令和2年 (2020年)	1,487	1,079	612	—	—	—	—	467	

行政区分\年次			経営耕地面積[ha]			
			総数	田	畑	樹園地
佐賀県	佐賀市	平成 22 年 (2010 年)	10,821	10,253	275	294
		平成 27 年 (2015 年)	10,477	9,987	249	241
		令和 2 年 (2020 年)	10,454	10,060	153	241
	杵島郡 白石町	平成 22 年 (2010 年)	5,511	5,168	322	21
		平成 27 年 (2015 年)	5,661	5,229	344	18
		令和 2 年 (2020 年)	4,629	4,283	334	13
福岡県	柳川市	平成 22 年 (2010 年)	3,445	3,390	37	17
		平成 27 年 (2015 年)	3,748	3,714	19	14
		令和 2 年 (2020 年)	3,808	3,764	33	10

注 1. 各年 2 月 1 日の値を示す。

注 2. 佐賀市の合併状況：平成 19 年(2007 年)10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

柳川市の合併状況：平成 17 年(2005 年)3 月 21 日 旧柳川市、旧大和町、旧三橋町

注 3. 専兼業別統計については、2020 年農林業センサスから調査項目の対象外となった。

出典：「2010 年～2020 年農林業センサス 農林業経営体調査(佐賀県、福岡県)」

(農林水産省ホームページ) <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

3) 漁業

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における漁業の推移は表 3.2-4 に、ノリ類養殖による生産量の推移は表 3.2-5 に示すとおりである。経営組織別経営体数についていずれの市町においても、減少傾向である。また、ノリ類養殖の生産量についても減少傾向である。

表 3.2-4 対象事業実施区域及びその周囲における漁業の推移

行政区分\年次			経営組織別経営体数		漁業就業人口 [人]	漁船数 [隻]
			総数	個人		
佐賀県	佐賀市	平成 20 年 (2008 年)	563	500	1,782	2,973
		平成 25 年 (2013 年)	516	464	1,693	2,513
		平成 30 年 (2018 年)	466	430	1,420	2,441
		令和 5 年 (2023 年)	399	377	1,229	2,048
	杵島郡 白石町	平成 20 年 (2008 年)	142	131	344	421
		平成 25 年 (2013 年)	117	114	304	387
		平成 30 年 (2018 年)	97	96	247	447
		令和 5 年 (2023 年)	73	73	186	176
福岡県	柳川市	平成 20 年 (2008 年)	822	821	2,013	1,893
		平成 25 年 (2013 年)	694	672	1,681	2,016
		平成 30 年 (2018 年)	558	541	1,397	1,623
		令和 5 年 (2023 年)	447	444	1,444	1,304

注 1. 各年 11 月現在の値を示す。

注 2. 佐賀市の合併状況：平成 19 年(2007 年)10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

柳川市の合併状況：平成 17 年(2005 年)3 月 21 日 旧柳川市、旧大和町、旧三橋町

出典：「2008～2023 年漁業センサス」(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

表 3.2-5 対象事業実施区域及びその周囲におけるノリ類養殖による生産量の推移

年次	佐賀県		福岡県	
	生産換算重量 (t)	収穫量 板ノリ(千枚)	生産換算重量 (t)	収穫量 板ノリ(千枚)
令和元年 (2019 年)	65,203	1,738,319	39,340	1,179,821
令和 2 年 (2020 年)	75,027	2,000,448	48,446	1,453,174
令和 3 年 (2021 年)	56,948	1,518,339	45,097	1,352,157
令和 4 年 (2022 年)	54,415	1,450,976	39,558	1,186,132
令和 5 年 (2023 年)	37,034	987,528	27,074	811,640

出典：「海面漁業生産統計調査」(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html

4) 工業

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における工業の推移は表 3.2-6 に示すとおりである。佐賀市及び柳川市において、事業所数及び従業員数の推移は減少傾向であるが、製造品出荷額等においては平成 28 年(2016 年)～令和元年(2019 年)にかけて増加傾向である。

一方、杵島郡白石町において、事業所数及び従業員数の推移は概ね横ばいであるが、製造品出荷額等においては平成 28 年(2016 年)から平成 29 年(2017 年)にかけて増加傾向である。

表 3.2-6 対象事業実施区域及びその周囲における工業の推移

行政区分\年次			事業所数[所]	従業者数[人]	製造品出荷額等[万円]
佐賀県	佐賀市	平成 28 年 (2016 年)	268	10,627	27,864,622
		平成 29 年 (2017 年)	264	10,635	28,653,935
		平成 30 年 (2018 年)	255	10,165	29,634,759
		令和元年 (2019 年)	254	10,045	31,170,844
		令和 2 年 (2020 年)	238	10,180	29,240,396
	杵島郡 白石町	平成 28 年 (2016 年)	13	603	612,623
		平成 29 年 (2017 年)	15	672	715,693
		平成 30 年 (2018 年)	15	711	675,986
		令和元年 (2019 年)	15	645	670,481
		令和 2 年 (2020 年)	12	617	649,488
福岡県	柳川市	平成 28 年 (2016 年)	150	3,067	4,713,123
		平成 29 年 (2017 年)	146	3,012	5,148,993
		平成 30 年 (2018 年)	144	2,998	5,148,359
		令和元年 (2019 年)	136	2,967	5,254,193
		令和 2 年 (2020 年)	125	2,713	4,811,777

注 1. 事業所数及び従業者数は、各年 6 月 1 日現在の値を示す。製造品出荷額等は、各年 1～12 月の実績を示す。

注 2. 平成 28 年(2016 年)～令和元年(2019 年)は「工業統計調査」を、令和 2 年(2020 年)は、「令和 3 年経済センサス-活動調査」を基に集計。

出典：「工業統計調査」(経済産業省ホームページ)

「令和 3 年経済センサス-活動調査」(経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>

5) 商業

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における商業の推移は表 3.2-7 に示すとおりである。事業所数において、佐賀県佐賀市及び福岡県柳川市では平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて増加傾向であるが、令和 3 年(2021 年)では減少している。一方で、杵島郡白石町では概ね横ばいとなっている。従業員数において、佐賀県佐賀市及び福岡県柳川市では平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて増加傾向であるが、令和 3 年(2021 年)では減少している。杵島郡白石町では平成 26 年(2014 年)から令和 3 年(2021 年)にかけて減少している。年間販売額において、佐賀県佐賀市では増加傾向であり、杵島郡白石町では平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて減少傾向に、令和 3 年(2021 年)では増加している。福岡県柳川市では、平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて増加傾向であり、令和 3 年(2021 年)では減少している。

表 3.2-7 対象事業実施区域及びその周囲における商業の推移

行政区分\年次			事業所数[店]			従業者数[人]			年間販売額[百万円]		
			総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
佐賀県	佐賀市	平成 26 年 (2014 年)	2,477	567	1,910	18,640	5,419	13,221	528,007	279,089	248,918
		平成 28 年 (2016 年)	2,597	592	2,005	20,276	5,589	14,687	574,556	284,574	289,981
		令和 3 年 (2021 年)	2,495	569	1,926	20,159	5,212	14,947	596,768	289,311	307,457
	杵島郡 白石町	平成 26 年 (2014 年)	231	41	190	1,584	566	1,018	37,023	19,946	17,077
		平成 28 年 (2016 年)	223	33	190	1,501	426	1,075	29,925	11,932	17,994
		令和 3 年 (2021 年)	227	36	191	1,440	422	1,018	32,916	17,007	15,909
福岡県	柳川市	平成 26 年 (2014 年)	719	145	574	4,210	1,009	3,201	100,825	52,592	48,233
		平成 28 年 (2016 年)	738	149	589	4,579	1,201	3,378	105,213	46,657	58,556
		令和 3 年 (2021 年)	678	133	545	4,191	931	3,260	99,329	47,842	51,487

注 1. 従業者及び就業者について、平成 26 年(2014 年)7 月 1 日現在、平成 28 年(2014 年)6 月 1 日現在の値を示す。年間商品販売額について、各年 1 月～12 月の実績を示す。

注 2. 平成 26 年(2014 年)は「商業統計調査」、平成 28 年(2014 年)は「平成 28 年経済センサス-活動調査」、令和 3 年(2021 年)は「令和 3 年経済センサス-活動調査」を基に集計。

出典：「商業統計調査」(経済産業省ホームページ)

「平成 28 年経済センサス-活動調査」(経済産業省ホームページ)

「令和 3 年経済センサス-活動調査」(経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syogyo/result-2.html>

6) 林業

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における現況森林面積の推移は表 3.2-8 に示すとおりである。

なお、福岡県柳川市には国有林野や民有林野はない。総林野面積は佐賀県佐賀市では減少し、杵島郡白石町では概ね横ばいである。

表 3.2-8 対象事業実施区域及びその周囲における現況森林面積の推移

行政区分\年次			総林野面積[ha]	国有林野面積[ha]	民有林野面積[ha]
佐賀県	佐賀市	平成 22 年 (2010 年)	18,027	3,295	14,732
		平成 27 年 (2015 年)	17,804	3,111	14,693
		令和 2 年 (2020 年)	17,645	3,106	14,539
	杵島郡 白石町	平成 22 年 (2010 年)	1,032	174	858
		平成 27 年 (2015 年)	1,067	175	892
		令和 2 年 (2020 年)	1,065	175	890
福岡県	柳川市	平成 22 年 (2010 年)	—	—	—
		平成 27 年 (2015 年)	—	—	—
		令和 2 年 (2020 年)	—	—	—

注 1. 各年 2 月 1 日の値を示す。

佐賀市の合併状況：平成 19 年(2007 年)10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

出典：「2010～2020 年農林業センサス(佐賀県、福岡県)」(農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

3.2.2. 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における土地利用(民有地)の現況は、表 3.2-9 に示すとおりである。令和4年(2022年)佐賀県佐賀市の民有地面積は26,128ha、杵島郡白石町の民有地面積は7,300haであり、福岡県柳川市の民有地面積は5,301haである。いずれの市町においても、田が全体に占める割合が大きくなっている。

表 3.2-9 対象事業実施区域及びその周囲における民有地面積と割合

項目		令和4年(2022年)					
		佐賀市		杵島郡白石町		柳川市	
		面積[ha]	構成比[%]	面積[ha]	構成比[%]	面積[ha]	構成比[%]
総数		26,128	100.0	7,300	100.0	5,301	100.0
地目区分	田	40.4	5,171	70.8	3,835	72.3	72.4
	畑	4.5	640	8.8	44	0.8	0.8
	宅地	14.6	656	9.0	1,287	24.3	24.2
	山林	35.0	612	8.4	—	—	—
	原野	2.4	112	1.5	—	—	—
	雑種他	—	—	—	135	2.5	2.5
	その他	3.0	109	1.5	—	—	—

注1. 各年1月1日現在の値を示す。

注2. 市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地(官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など)を除く。また、端数処理により、計が合わない場合がある。

出典：「佐賀県統計年鑑(令和5年版)」(さが統計情報館ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/list01625.html>

「福岡県統計年鑑 令和4年版(2022年版)」(福岡県オープンデータサイトホームページ)

https://ckan.open-governmentdata.org/dataset/401000_tokeinenkan_r04

(2) 用途地域の指定状況

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における都市計画用途地域の面積は表 3.2-10、対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-1 及び図 3.2-2 に示すとおりである。

佐賀県佐賀市では、都市計画区域 22,085ha のうち、19,130ha が市街化調整区域に指定されており、用途地域別では第 1 種住居地域の占める割合が多く、次いで第 1 種中高層住居専用地域の順となっている。杵島郡白石町では、都市計画区域として 2,448ha が指定されている。福岡県柳川市では、都市計画区域として 7,715ha が指定されており、用途地域別では第 1 種住居地域の占める割合が多く、次いで準工業地域の順となっている。

表 3.2-10 対象事業実施区域及びその周囲における都市計画用途地域の面積

単位：ha

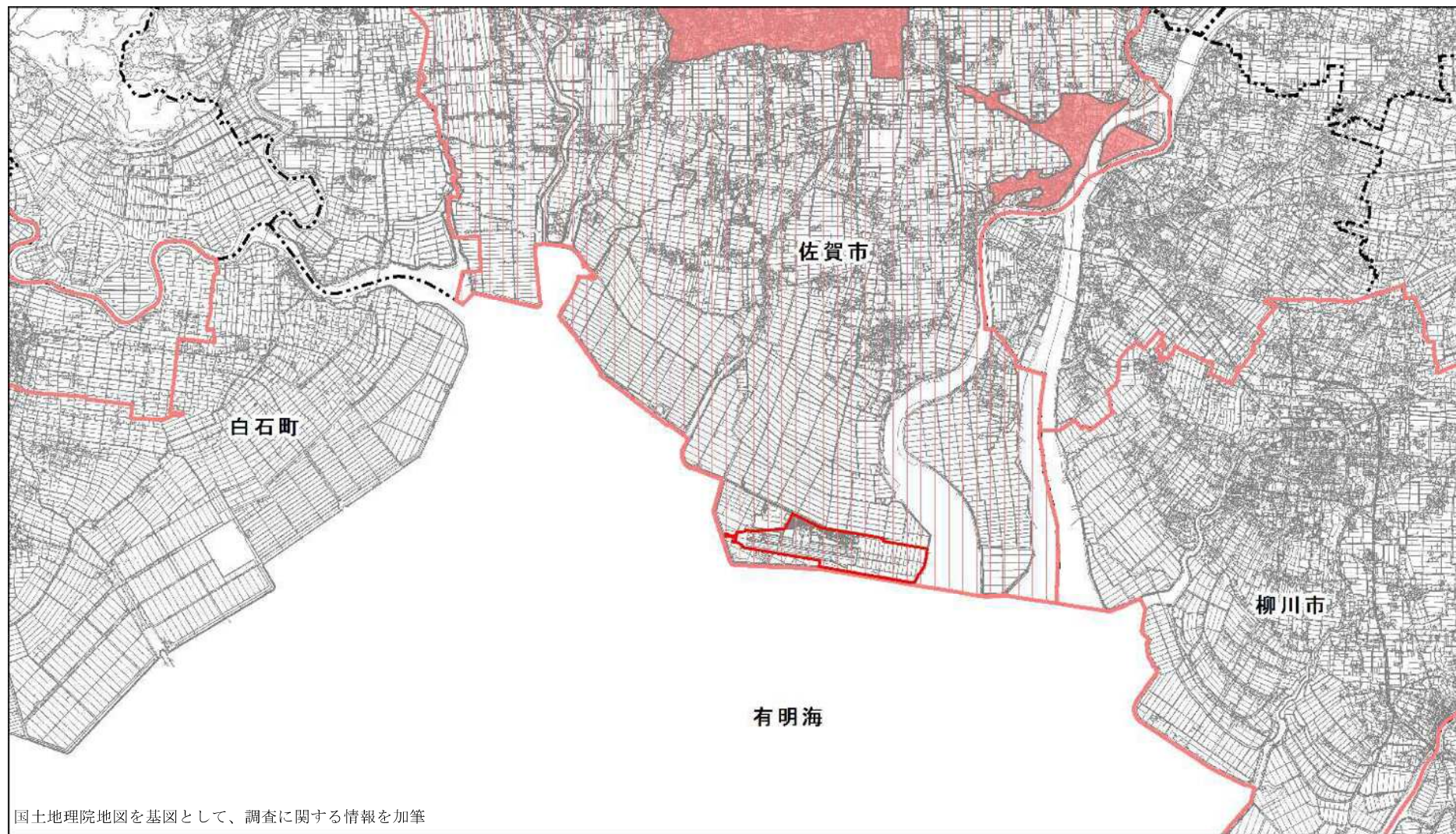
区 分	行政区分	佐賀県		福岡県
		佐賀市	杵島郡白石町	柳川市
都市計画区域		22,085	2,448	7,715
市街化区域		2,955	—	—
市街化調整区域		19,130	—	—
	合計	2,955	—	759
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	332	—	—
	第 2 種低層住居専用地域	10	—	—
	第 1 種中高層住居専用地域	602	—	36
	第 2 種中高層住居専用地域	151	—	28
	第 1 種住居地域	777	—	478
	第 2 種住居地域	151	—	40
	準住居地域	99	—	2
	近隣商業地域	197	—	30
	商業地域	168	—	66
	準工業地域	349	—	79
	工業地域	78	—	—
	工業専用地域	42	—	—

注 1. 令和 6 年(2025 年)3 月 31 日現在の値を示す。

注 2. 「—」は公表されていないことを示す。

出典：「令和 6 年都市計画現況調査」(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000206.html



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

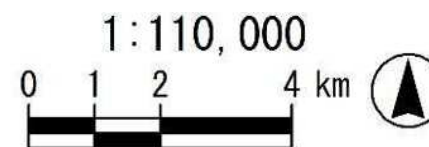
凡例

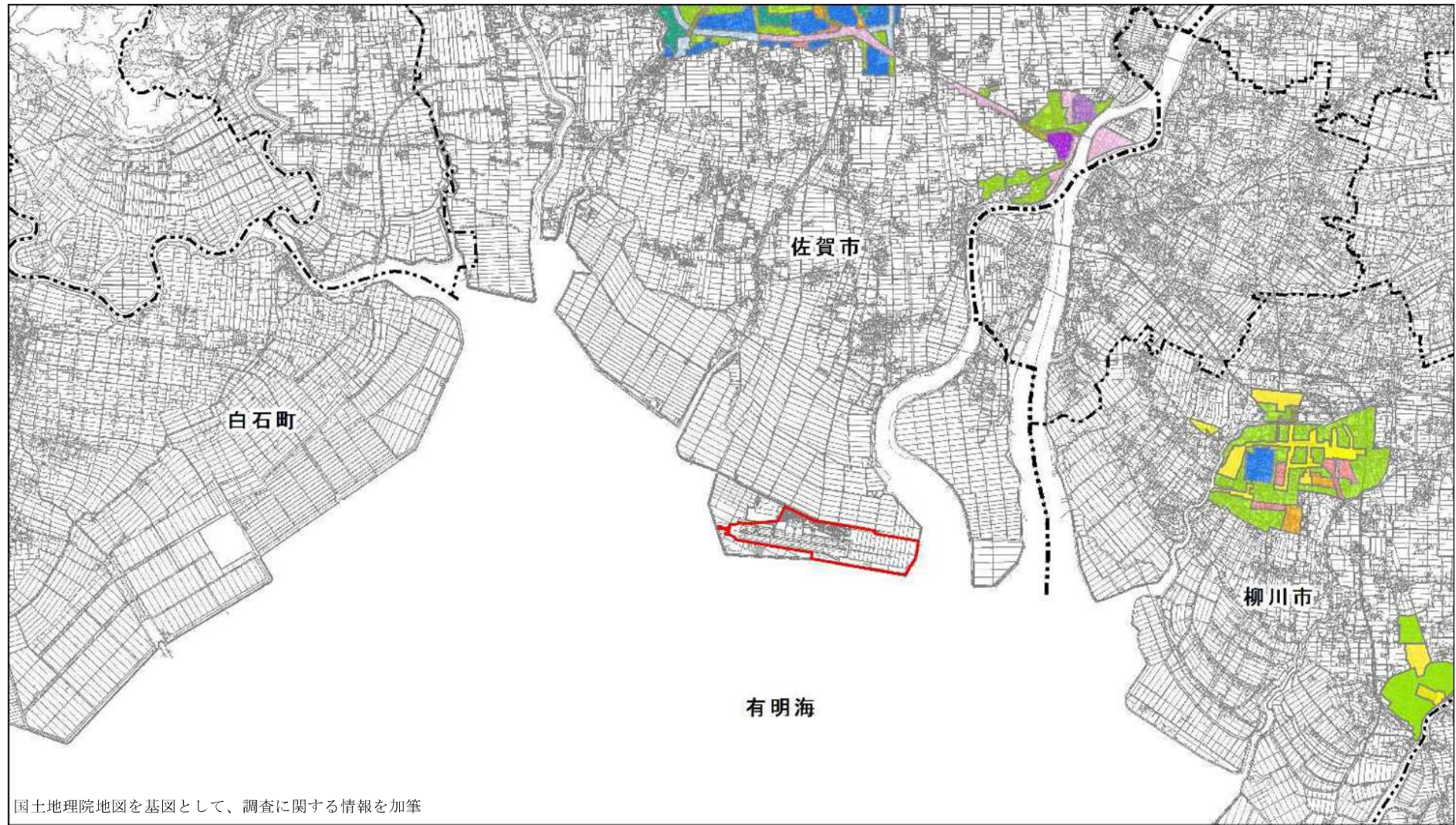
- 対象事業実施区域
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

図 3.2-1 対象事業実施区域及びその周囲における途地域の指定状況

出典

「ぐるっとさがナビ」(佐賀市ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)
 「白石都市計画図」(白石町ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)
 「筑後中央都市計画総括図」(柳川市ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)





国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

 対象事業実施区域	 第一種住居地域	 商業地域
 第一種低層住居専用地域	 第二種住居地域	 準工業地域
 第一種中高層住居専用地域	 準住居地域	 工業専用地域
 第二種中高層住居専用地域	 近隣商業地域	 工業地域

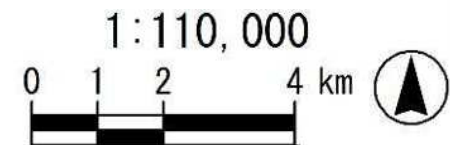
図 3.2-2 対象事業実施区域及びその周囲における用途地域の指定の現況

出典

「ぐるっとさがナビ」(佐賀市ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)

「白石都市計画図」(白石町ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)

「筑後中央都市計画総括図」(柳川市ホームページ 2025 年 7 月 7 日 閲覧)



3.2.3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市の河川、湖沼、地下水の水道水としての利用状況は、表 3.2-11(1)及び(2)に示すとおりである。筑後川水系や嘉瀬川水系の河川を水道用水供給事業のために利用しているほか、佐賀県内のダムや地下水についても利用している。

表 3.2-11(1) 河川、湖沼、地下水の利用状況(水道用水供給事業)

水源名	取水量	事業主体名	用水供給対象市町
筑後川水系筑後川	20,754,000m ³ /年	佐賀東部水道企業団	佐賀東部水道企業団、佐賀市
嘉瀬川水系嘉瀬川	13,240,000m ³ /年	佐賀西部広域水道企業団	佐賀西部広域企業団、佐賀市
筑後川水系筑後川	13,500m ³ /日	福岡県南広域水道企業団	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・朝倉市・みやま市・三井水道企業団・筑前町・大木町・広川町
筑後川水系佐田川	67,140m ³ /日		
筑後川水系隈上川	13,140m ³ /日		
筑後川水系赤石川	61,080m ³ /日		
筑後川水系小石原川	50,420m ³ /日		

出典：「令和5年度佐賀県の水道」（令和7年3月、佐賀県）

「令和5年度福岡県の水道」（令和7年3月、福岡県）

表 3.2-11(2) 河川、湖沼、地下水の利用状況(上水道)

事業 主体名	実績年間取水量[千 m ³]									
	地表水				地下水			原水 受水	湧水	浄水 受水
	ダム		湖沼水	表流水 (自流)	伏流	浅井戸	深井戸			
	直接	放流								
佐賀市	—	29	—	12, 445	—	238	685	—	—	9, 302
佐賀東 部水道 企業団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11, 259
佐賀西 部広域 企業団	740	2, 717	41	2, 149	—	—	—	—	21	12, 909
柳川市	—	—	—	—	—	—	674	—	—	6, 096

注1.「—」は公表されていないことを示す。

出典：「令和5年度佐賀県の水道」（令和7年3月、佐賀県）

「令和5年度福岡県の水道」（令和7年3月、福岡県）

3.2.4. 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通センサスによる道路交通量の調査地点は表 3.2-13(1)及び(2)、図 3.2-3 に示すとおりである。昼間 12 時間の交通量は一般国道で 1,914～22,244 台、一般県道で 1,339～14,991 台、県道で 457～9,869 台となっている。また、24 時間の交通量は一般国道で 2,297～28,472 台、一般県道で 1,567～19,039 台、県道で 539～12,534 台となっている。

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道路線は図 3.2-4 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺には、西鉄天神大牟田線、JR 長崎本線及び JR 佐世保線が通っている。

(3) 航空

佐賀空港における航空輸送状況は表 3.2-12 に示すとおりであり、令和 6 年(2024 年)において、乗降客数は国際線 129,624 人、国内線 470,816 人、貨物は国内線 398 トンとなっている。

表 3.2-12 航空輸送状況(令和 6 年(2024 年))

空港名	旅客(人)					
	国際線			国内線		
	計	乗客	降客	計	乗客	降客
佐賀空港	129,624	63,966	65,658	470,816	232,433	238,383

空港名	貨物(トン)					
	国際線			国内線		
	計	積荷	卸荷	計	積荷	卸荷
佐賀空港	0	0	0	398	377	21

出典：「令和6年空港管理状況調書」(国土交通省ホームページ 令和7年8月閲覧)
https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000185.html

表 3.2-13(1) 道路交通量

道路種別	路線名	調査単位 区間番号	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間自動車類交通量			昼夜 率
			(上下合計)			(上下合計)			
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
			[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]
一般国道	一般国道 207 号	10685	11, 219	1, 543	12, 762	13, 943	2, 137	16, 080	1. 26
	一般国道 208 号	10800	9, 996	3, 791	13, 787	13, 387	3, 985	17, 372	1. 26
	一般国道 208 号	10820	21, 078	1, 166	22, 244	26, 129	2, 343	28, 472	1. 28
	一般国道 444 号	11200	7, 790	1, 165	8, 955	9, 584	1, 520	11, 104	1. 24
	一般国道 444 号	11210	4, 408	411	4, 819	5, 310	502	5, 812	1. 21
	一般国道 444 号	11230	3, 256	313	3, 569	3, 933	421	4, 354	1. 22
	一般国道 444 号	11250	1, 779	135	1, 914	2, 118	179	2, 297	1. 2
	一般国道 444 号	11260	5, 449	1, 009	6, 458	6, 702	1, 241	7, 943	1. 23
	一般国道 208 号	11780	7, 307	322	7, 629	9, 508	639	10, 147	1. 33
	一般国道 208 号	11890	14, 814	1, 769	16, 583	18, 123	2, 606	20, 729	1. 25
	一般国道 208 号	11900	10, 689	1948	12, 637	13, 238	2593	15, 831	1. 25
	一般国道 443 号	12822	7, 384	518	7, 902	8, 969	829	9, 798	1. 24
	一般国道 443 号	12832	8, 045	1, 363	9, 408	10, 002	1, 758	11, 760	1. 25
	主要 地方道	大牟田川副線	40410	6, 350	499	6, 849	7, 759	802	8, 561
新門司港大里線		40400	10, 993	3998	14, 991	14, 304	4735	19, 039	1. 27
大和城島線		42150	6, 111	483	6, 594	7, 438	739	8, 177	1. 24
諸富西島線		40130	4, 356	506	4, 862	5, 304	676	5, 980	1. 23
諸富西島線		40140	3, 941	623	4, 564	4, 838	776	5, 614	1. 23
諸富西島線		40185	1, 825	285	2, 110	2, 192	340	2, 532	1. 2
諸富西島線		40195	2, 164	277	2, 441	2, 606	348	2, 954	1. 21
佐賀川副線		40440	5, 733	223	5, 956	6, 888	438	7, 326	1. 23
武雄福富線		40630	6, 986	681	7, 667	8, 465	965	9, 430	1. 23
武雄福富線		40635	7, 922	730	8, 652	9, 295	914	10, 209	1. 18
佐賀外環状線		40960	5, 829	455	6, 284	7, 056	673	7, 729	1. 23
佐賀外環状線		41040	4, 784	486	5, 270	5, 811	671	6, 482	1. 23
佐賀外環状線		41050	9, 196	1852	11, 048	11, 560	2360	13, 920	1. 26
佐賀空港線		41070	4, 632	227	4, 859	5, 582	395	5, 977	1. 23
佐賀空港線		41080	7, 658	455	8, 113	9282	778	10, 060	1. 24
佐賀空港線		41090	1, 301	38	1, 339	1, 506	61	1, 567	1. 17
西与賀佐賀線		41230	8, 221	422	8, 643	9, 957	760	10, 717	1. 24

注 1. 表中の区間番号は、図 3.2-3 に対応している。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

(国土交通省ホームページ)<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html>

「平成 27 年度(2015)全国道路交通情勢調査交通量図(佐賀県管内図)」(平成 30 年 3 月、佐賀県県土整備部道路課)https://www.pref.saga.lg.jp/ki/ji00368080/3_68080_135857_up_ukjitgrb.pdf

「福岡県南筑後県土整備事務所管内図(公開版)」(平成 29 年 4 月、福岡県南筑後県土整備事務所)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/697865_61864394_misc.pdf

表 3.2-13(2) 道路交通量

道路 種別	路線名	調査単位 区間番号	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間自動車類交通量			昼夜 率
			(上下合計)			(上下合計)			
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
			[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[%]
県道	枝光今古賀線	64120	9,406	463	9,869	11,583	951	12,534	1.27
	谷垣徳益線	64165	3,024	144	3,168	3,722	301	4,023	1.27
	大詫間大川線	60170	435	22	457	508	31	539	1.18
	東与賀佐賀線	60800	8,969	370	9,339	10,836	744	11,580	1.24
	江上光法停車場線	60830	6,880	366	7,246	8,348	637	8,985	1.24
	大詫間光法停車場線	61050	5,493	791	6,284	6,707	1022	7,729	1.23
	十五中原線	61060	8,336	788	9,124	9,993	1,047	11,040	1.21
	飯盛戸ヶ里港線	61300	1,098	189	1,287	1,305	214	1,519	1.18

注 1. 表中の区間番号は、図 3.2-3 に対応している。

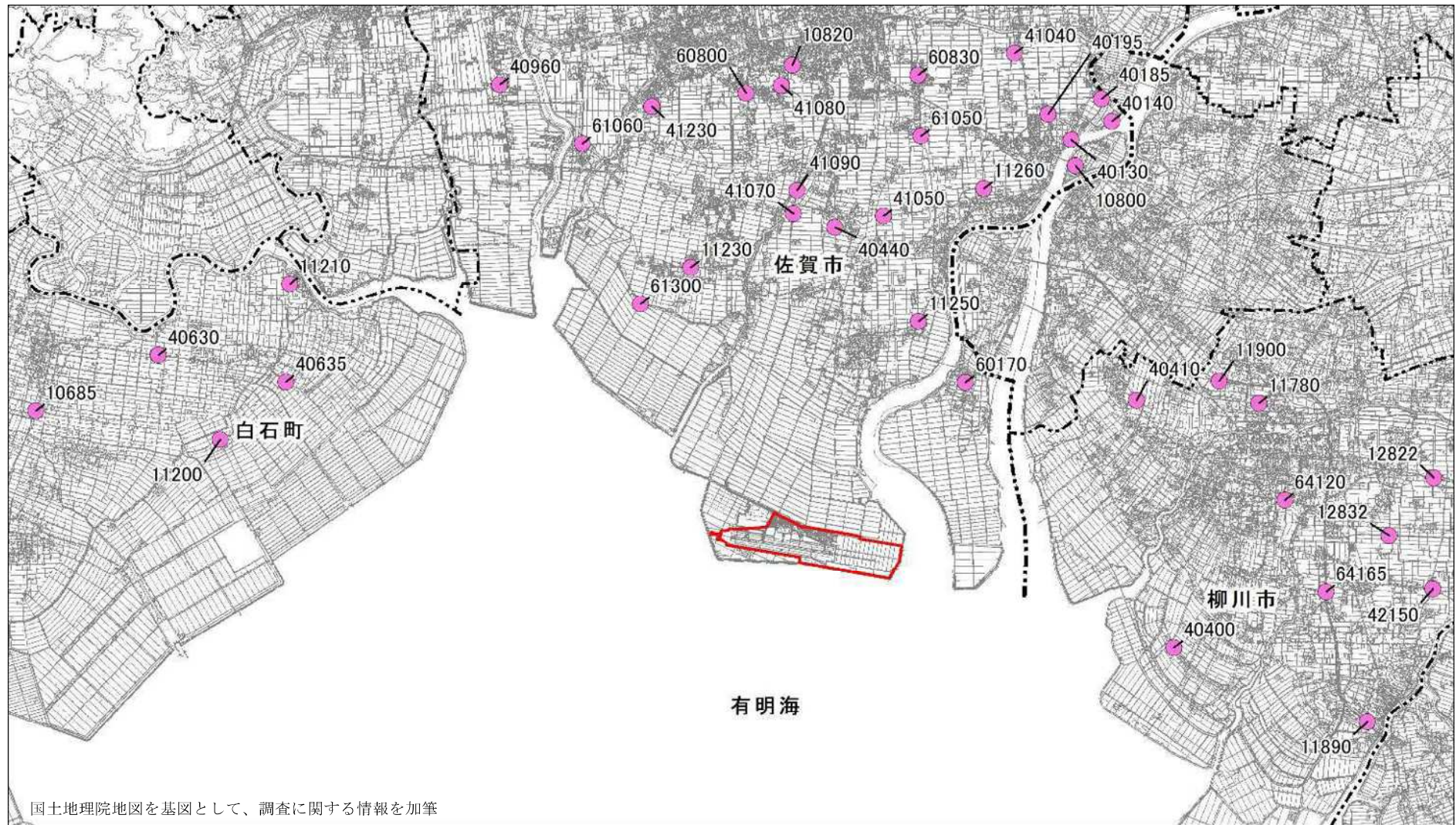
出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html>

「平成 27 年度(2015)全国道路交通情勢調査交通量図(佐賀県管内図)」（平成 30 年 3 月、佐賀県県土整備部道路課ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368080/3_68080_135857_up_ukjitgrb.pdf

「福岡県南筑後県土整備事務所管内図(公開版)」（平成 29 年 4 月、福岡県南筑後県土整備事務所ホームページ）https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/697865_61864394_misc.pdf



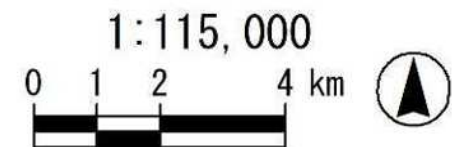
凡例

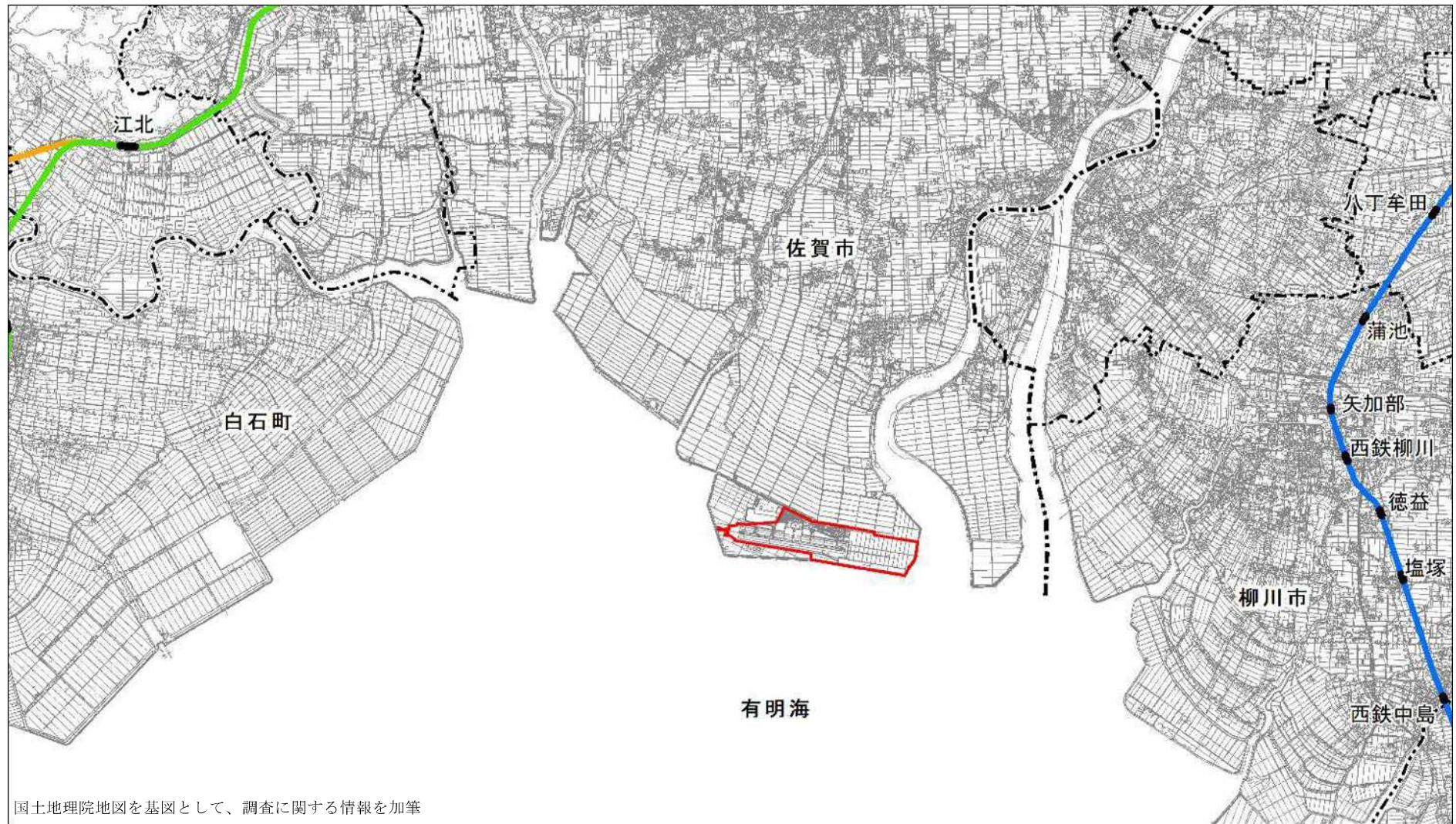
- 対象事業実施区域
- 道路交通量調査単位区間番号

出典

「平成 27 年度 (2015) 全国道路交通情勢調査交通量図 (佐賀県管内図)」
 (平成 30 年 3 月 課佐賀県県土整備部道路)
 「福岡県南筑後県土整備事務所管内図 (公開版)」
 (平成 29 年 4 月 福岡県南筑後県土整備事務所)

図 3.2-3 道路交通量測定調査地点図





国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

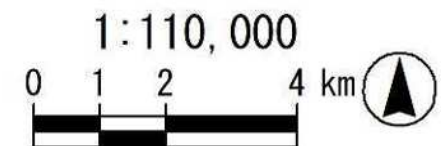
凡例

- 対象事業実施区域
- JR 佐世保線
- JR 長崎本線
- 西鉄 天神大牟田線

図 3.2-4 対象事業実施区域及びその周囲における鉄道網

出典

「国土数値情報鉄道データ」(令和6年 国土交通省)



3.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が必要な施設は、表 3.2-14(1)から表 3.2-17(6)、図 3.2-5(1)から図 3.2-7(2)に示すとおりである。

教育施設のうち幼稚園・幼保連携型認定こども園は20校、小学校は35校、中学校は13校、高等学校は5校、大学は1校、大学校は1校、特別支援学校は2校ある。また、医療施設・病院は13施設、社会福祉施設のうち保育所は49施設、保育所を除く社会福祉施設は217施設である。

なお、これらの施設及び住宅は、対象事業実施区域より3km以上離れている。

表 3.2-14(1) 教育施設(幼稚園・幼保連携型認定こども園)

No.	県・市町	学校名
1	佐賀県 佐賀市	東与賀幼稚園
2		信光幼稚園
3		諸富南幼稚園
4		諸富北幼稚園
5		小鹿幼稚園
6		認定こども園嘉瀬こどもの森
7		どんぐりこども園
8		城西こども園
9		日新こども園好生館分園きらら
10		博愛の里こども園
11		認定こども園さくら
12		鳳鳴乃里幼稚舎
13	杵島郡 白石町	みのりこども園
14	福岡県 柳川市	幼稚園型認定こども園ポッポ幼稚園
15		豊原幼稚園
16		柳川幼稚園(分園)ゆめわかば
17		柳川幼稚園
18		認定こども園 ふたば幼稚園
19		昭代保育園
20		光照寺こども園

注1. 「No.」は図 3.2-5(1)に対応している。

注2. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

出典：「令和6年度佐賀県の学校データ版(令和7年3月28日最終更新)」(佐賀県教育委員会ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>
「認定こども園 施設一覧(令和7年5月1日最終更新)」(福岡県ホームページ)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninteikodomoensisetuitiran.html>

表 3.2-14(2) 教育施設(小学校)

No.	県・市町	学校名
1	佐賀県 佐賀市	西与賀小学校
2		嘉瀬小学校
3		北川副小学校
4		本庄小学校
5		諸富北小学校
6		諸富南小学校
7		中川副小学校
8		大詫間小学校
9		南川副小学校
10		西川副小学校
11		東与賀小学校
12		思齊小学校
13	杵島郡 白石町	白石小学校
14		北明小学校
15		有明東小学校
16		福富小学校
17		六角小学校
18	福岡県 柳川市	柳河小学校
19		城内小学校
20		矢留小学校
21		東宮永小学校
22		両開小学校
23		昭代第一小学校
24		昭代第二小学校
25		蒲池小学校
26		皿垣小学校
27		有明小学校
28		六合小学校
29		中島小学校
30		豊原小学校
31		大和小学校
32		藤吉小学校
33		垂見小学校
34		矢ヶ部小学校
35		二ッ河小学校

注1. 「No.」は図 3.2-5(2)に対応している。

出典：「令和6年度佐賀県の学校データ版(令和7年3月28日最終更新)」(佐賀県教育委員会ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「令和6年度教育便覧(令和7年3月6日最終更新)」(福岡県ホームページ)
https://ckan.open-governmentdata.org/dataset/401000_kyouiku-binran

表 3.2-14(3) 教育施設(中学校、高等学校、大学、大学校、特別支援学校)

No.	種別	県・市町	学校名
1	中学校	佐賀県 佐賀市	城南中学校
2			城西中学校
3			川副中学校
4			諸富中学校
5			思斉中学校
6			東与賀中学校
7		杵島郡 白石町	白石中学校
8		福岡県 柳川市	柳城中学校
9			蒲池中学校
10			昭代中学校
11			柳南中学校
12			大和中学校
13			三橋中学校
14	高等学校	佐賀県 佐賀市	佐賀東高等学校
15		杵島郡 白石町	佐賀農業高等学校
16		福岡県 柳川市	伝習館高等学校
17			柳川高等学校
18			杉森高等学校
19	大学・ 大学校	佐賀県	佐賀大学
20		佐賀市	佐賀県農業大学校
21	特別支援 学校	佐賀県 佐賀市	佐賀大学教育学部附属特別支援学校
22		福岡県 柳川市	柳河特別支援学校

注 1. 「No.」は図 3.2-5(3)に対応している。

出典：「令和 6 年度佐賀県の学校データ版(令和 7 年 3 月 28 日最終更新)」(佐賀県教育委員会ホームページ)
<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「令和 6 年度教育便覧(令和 7 年 7 月 19 日最終更新)」(福岡県ホームページ)
https://data.bodik.jp/dataset/400009_kyouiku-binran/resource/238c8294-e26a-46cc-aa11-02cac055c532

「中学校」(柳川市ホームページ)
<https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kosodate/gakkou/chugakko/>

表 3.2-15 医療施設・病院

No.	県・市町	病院名
1	佐賀県 佐賀市	医療法人社団博文会 小柳記念病院
2		早津江病院
3		医療法人智仁会 佐賀リハビリテーション病院
4		島田病院
5		佐賀県医療センター好生館
6	杵島郡 白石町	白石共立病院
7		白石保養院
8	福岡県 柳川市	医療法人翠甲会 甲斐病院
9		医療法人 金子病院
10		一般財団法人 医療・介護・教育研究財団 柳川病院
11		長田病院
12		柳川リハビリテーション病院
13		柳川療育センター

注 1. 「No.」は図 3.2-6 に対応している。

出典：「令和 4 年 医療施設調査・病院報告(2024 年 4 月 19 日最終更新)」(佐賀県ホームページ)
<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/kiji003101016/index.html>

「福岡県病院名簿(2025 年 5 月 15 日最終更新)」(福岡県ホームページ)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html>

表 3.2-16(1) 社会福祉施設(保育所)

No.	県・市町	学校名
1	佐賀県 佐賀市	認定こども園嘉瀬こどもの森
2		久保田保育園
3		どんぐりこども園
4		城西こども園
5		日新こども園好生館分園きらら
6		博愛の里こども園
7		認定こども園さくら
8		鳳鳴乃里幼稚舎
9		嘉瀬保育園
10		あかつき保育園
11		城南保育園
12		なかよし保育園
13		みなみ保育園
14		東与賀保育園チャイルドハウス
15		諸富保育園
16		小鹿幼稚園・むつみの園保育所
17		信光幼稚園
18		諸富北幼稚園
19		諸富南幼稚園
20		こころね保育園
21		ゆめっこ保育園
22		あさぎり保育園
23		ぱれっと保育園
24		プチチャイルド(東与賀幼稚園／保育園)
25	杵島郡 白石町	福富こども園(私立)
26		ふくたこども園(私立)
27		あかり保育園
28		みのり保育園

注 1. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

注 2. 「No.」は図 3.2-7(1)に対応している。

出典：「令和 6 年度佐賀県の学校データ版(令和 7 年 3 月 28 日最終更新)」(佐賀県教育委員会ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「教育・保育施設検索」(佐賀市ホームページ)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/32573.html>

「保育所・認定こども園」(白石町ホームページ)

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/fukushi/iryoukikan/_1261.html

「保育所等一覧(2025 年 5 月 16 日最終更新)」(福岡県ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikushotoitiran.html>

表 3.2-16(2) 社会福祉施設(保育所)

	県・市町	学校名
29	福岡県	柳川幼稚園
30	柳川市	正光乳児保育園
31		沖端保育園
32		宮永保育園
33		両開保育園
34		蒲池保育園
35		柳川保育園
36		大和保育園
37		六合保育園
38		あけの保育園
39		宇土保育園
40		中島保育園
41		ひまわり保育園
42		二ツ河保育園
43		高畑保育園
44		みのり保育園(柳)
45		垂見保育園
46		柳川幼稚園(分園)
47		光照寺こども園
48		幼保連携型認定こども園昭代保育園
49		認定こども園ふたば幼稚園

注 1. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

注 2. 「No.」は図 3.2-7(1)に対応している。

出典：「令和 6 年度佐賀県の学校データ版(令和 7 年 3 月 28 日最終更新)」(佐賀県教育委員会ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「教育・保育施設検索」(佐賀市ホームページ)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/32573.html>

「保育所・認定こども園」(白石町ホームページ)

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/fukushi/iryoukikan/_1261.html

「保育所等一覧(2025 年 5 月 16 日最終更新)」(福岡県ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikushotoitiran.html>

表 3.2-17(1) 社会福祉施設(保育所を除く)

No	県・市町	区分	施設名
1	佐賀県 佐賀市	ケアハウス	森の家
2			福生苑
3			あいの里 本庄
4		有料老人ホーム	有料老人ホームかわそえ
5			有料老人ホーム希望川副
6			有料老人ホームちとせ
7			有料老人ホーム円花
8			有料老人ホームふくろ
9			住宅型有料老人ホームあいさぼ
10			有料老人ホームS I Nみらい
11			住宅型有料老人ホーム明日香
12			有料老人ホームきらり
13			住宅型有料老人ホームききょう
14			有料老人ホームたすけあい佐賀かせ
15			有料老人ホームかがやき西与賀
16			住宅型有料老人ホームかもめ
17			有料老人ホームてまり
18			住宅型有料老人ホーム東与賀
19			有料老人ホームよからいふ
20			介護付有料老人ホームまどい
21			有料老人ホームたかハウス
22			有料老人ホームほうむ大詫間
23			介護付有料老人ホーム木の香
24			介護付き有料老人ホームダイフェスタリリーフ東与賀
25			有料老人ホームほうむ大詫間 二号館
26			楠の木園
27			ディーフェスタリリーフ東与賀Ⅱ
28			有料老人ホーム家族(久富館)
29			サニーコート佐賀
30			(サ高住)レインボー富士 川副
31			サービス付き高齢者向け住宅 聖英
32		居宅介護	訪問介護ステーションエバーグリーン
33			福壽園ホームヘルプサービス
34			南陽荘ホームヘルプサービス
35			扇寿荘障害者支援センター
36			訪問介護つむぎ
37			ニチイケアセンター佐賀みなみ
38			けやき荘ホームヘルプサービス
(33)		重度訪問介護	福壽園ホームヘルプサービス
(34)			南陽荘ホームヘルプサービス
(35)			扇寿荘障害者支援センター
(36)			訪問介護つむぎ

注1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

出典：「高齢者関係施設名簿(令和7年5月23日最終更新)」(佐賀県ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031484/index.html>

「佐賀県内の有料老人ホーム(令和7年6月4日最終更新)」(佐賀県ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00350589/index.html>

「県内の地域包括支援センター一覧(令和7年7月3日最終更新)」(佐賀県ホームページ)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031115/index.html>

【公示】指定障害福祉サービス事業所等一覧並びに指定、廃止及び取消等事業所一覧(令和7年7月3日最終更新)」

(佐賀県ホームページ)<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0033428/index.html>

「軽費老人ホーム(令和6年9月3日最終更新)」(福岡県ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keihi.html>

「特別養護老人ホーム(令和6年11月1日最終更新)」(福岡県ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuyou.html>

「養護老人ホームの一覧(令和6年4月19日最終更新)」(福岡県ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yougo.html>

「介護老人保健施設(令和6年9月17日最終更新)」(福岡県ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roukenn.html>

「有料老人ホーム一覧(令和7年6月2日最終更新)」(福岡県ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juushochi.html>

「地域包括支援センター(令和7年5月21日最終更新)」(福岡県ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tiiki-houkatsu.html>

「指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧(令和7年6月23日最終更新)」(福岡県

ホームページ)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaijishiteijigyousyo.html>

「指定障がい福祉サービス事業所一覧(令和7年6月23日最終更新)」(福岡県ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaihashiteijigyousyo.html>

表 3.2-17(2) 社会福祉施設(保育所を除く)

No	県・市町	区分	施設名
39	佐賀県 佐賀市	重度訪問介護	ちとせヘルパーステーション
(37)		同行援護	ニチイケアセンター佐賀みなみ
40		生活介護	久保田サンハウス
41			めぐみ園(障害者支援施設)
42			どりいむ
43			生活介護はがくれ
44			看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ
45			ナーシングケアセンターちとせ
46			生活介護 クローバー
47		短期入所	めぐみ園短期入所事業所
48			はなの木
49			なでしこ佐賀
50			グループホームメロン(短期入所)
51			グループホームまごころ
52			ショートステイあけぼの
(44)			看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ
(45)			ナーシングケアセンターちとせ
53			ふらむ久保田
54			短期入所 佐賀諸富町
55			グループホーム サングランツ
56		施設入所支援	めぐみ園
(48)		共同生活援助	はなの木
(49)			なでしこ佐賀
57			ソロモン寮
58			グループホームメロン
(51)			グループホームまごころ
59			グループホーム あけぼの
60			ライフサポートみらいず
61			グループホームかがやき嘉瀬
62			エレファント
63			グループホームヴィライマゾA
64			グループホームかがやき川副
65			スマイルホーム
(53)			ふらむ久保田
66			安寿
67			ルーツ東与賀
68			ソーシャルインクルーホーム佐賀諸富町
(55)			グループホーム サングランツ
69		共同生活援助	自立生活援助事業所 ちとせ
70		就労継続支援(A型)	就労継続支援A型 桜
71			ワークサポートみらいず
72			就労継続支援A型事業所 芽生え
73			パロン
74		就労継続支援(B型)	就労継続支援事業所 コスモス
(40)			久保田サンハウス
75			まごころ授産所
76			障害者就労支援センター はすの実
77			ジョインハート川副
78			B型事業所 かがやき 嘉瀬
79			就労継続支援B型事業所 いまづ庵
80			就労継続支援B型 かめさん
81			就労継続支援B型事業所 和(なごみ)
82			スペース

注1.「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注2.出典は表 3.2-17(1)に示す。

表 3. 2-17(3) 社会福祉施設(保育所を除く)

No	県・市町	区分	施設名
83	佐賀県 佐賀市	就労継続支援(B型)	ジョインハート諸富
84			就労継続支援B型事業所 アズテラス
85		計画相談支援	相談支援事業所 くすの木
86			相談支援事業所 ひまわり
87			指定特定・障害児相談支援事業所 まごころ
88			相談支援事業所ちとせ
89			相談支援事業所 楠の木園
90			リヤン相談支援センター
91			相談支援事業所 connect〜コネクト〜
(85)		地域定着支援	相談支援事業所 くすの木
(88)			相談支援事業所ちとせ
(85)		地域移行支援	相談支援事業所 くすの木
(88)			相談支援事業所ちとせ
(86)		障害児相談支援	相談支援事業所 ひまわり
(87)			指定特定・障害児相談支援事業所 まごころ
(88)			相談支援事業所ちとせ
(91)			相談支援事業所 connect〜コネクト〜
92		児童発達支援	発達支援 BASE ぼけっと
93			みらいデイサービス あすなろクラブ本庄
94			そらまめ保育支援
95			にじいろパレット
96			児童発達支援・放課後等デイサービス はっぴい
97			カインドサポート SOSOGU
98			みらいデイサービス あすなろクラブ赤松
99			放課後等デイサービス ウィズ・ユニー佐賀
100			ワンフラワー本庄教室
101			放課後等デイサービスあいあい
102			児童発達支援 とことこ
103			ソラリス
(44)		児童発達支援(共生型)	看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ
(45)			ナーシングケアセンターちとせ
104		児童発達支援(重心)	医療的ケア児デイサービスちとせ〜Mysig〜
105		放課後等デイ	児童発達支援・放課後等デイサービス はっぴい
(92)			発達支援 BASE ぼけっと
106			えいぶる本庄
(93)			みらいデイサービス あすなろクラブ本庄
107			そらまめ放課後等デイ
108			放課後等デイサービス Can モアー水ヶ江
(95)			にじいろパレット
(98)			みらいデイサービス あすなろクラブ赤松
109			ワンフラワー木原教室
110			みんなのひろば
(99)			放課後等デイサービス ウィズ・ユニー佐賀
111			ワンフラワー木原教室第二
(100)			ワンフラワー本庄教室
(101)			放課後等デイサービスあいあい
112			アフタースクール EGAKU
(44)		放課後等デイ(共生型)	看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ
(104)		放課後等デイ(重心)	医療的ケア児デイサービスちとせ〜Mysig〜
(103)		放課後デイサービス	ソラリス
113		保育所等訪問支援	そらまめ保育訪問支援
(69)		自立生活援助	自立生活援助事業所 ちとせ

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3. 2-17(1)に示す。

表 3.2-17(4) 社会福祉施設(保育所を除く)

No	県・市町	区分	施設名
114	佐賀県 佐賀市	有料老人ホーム	有料老人ホーム白石の杜
115			シルバーホーム小葉音
116			住宅型有料老人ホームそいよかね白石
117			有料老人ホーム 季楽里
118			有料老人ホームいこい
119			ライオンハウス桜の園
120		居宅介護	訪問介護事業所 白い石
121			ヘルパーステーション 蓮の実
(120)		重度訪問介護	訪問介護事業所 白い石
(121)			ヘルパーステーション 蓮の実
122		生活介護	生活介護事業 蓮の実
123		短期入所	ショートステイ ほっとハウス
124			ほっとハウス
125			ルーツ白石
126		就労継続支援(B型)	白石作業所
127			ワークセンターがたっこ
128		計画相談支援	指定特定相談支援事業所 蓮の実
(128)		障害児相談支援	指定特定相談支援事業所 蓮の実
129		児童発達支援	ほっふ・すてっぷ
130			Kids-House Halc
131			Kids-House Nicol
132		放課後等デイ	放課後等デイサービス はなといろ
133			放課後等デイサービス ゆめきら
(130)			Kids-House Halc
134		放課後等デイサービス	Kids-House Nicol
135	福岡県 柳川市	特別養護老人ホーム	ふるさとホーム
136			敬和苑
137			第二おやさと
138			エルンテハイム
139			よのもと
140			第二敬和苑
141		養護老人ホーム	柳光園
142		軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス敬和苑
143			おやさと
144		有料老人ホーム	メディケアハウス津留
145			さくらんぼ
146			勝雄
147			シニアハウスやながわ
148			サンホーム柳川
149			シニアアパートよりあい
150			ゆうゆうの森
151			そよかぜ
152			和顔施はさま
153			太一
154			住宅型有料老人ホームアイリス
155			サービス付き高齢者向け住宅 ピオニー
156			有料老人ホームひなた
157			りんごの樹
158			住宅型有料老人ホーム けあふれんず
159		介護老人保健施設	水郷苑
160			柳川やすらぎの里
161			シャンティ
162		地域包括支援センター	柳川市地域包括支援センター

注1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注2. 出典は表 3.2-17(1)に示す。

表 3.2-17(5) 社会福祉施設(保育所を除く)

No.	県・市町	区分	施設名
163	福岡県 柳川市	居宅介護	ヘルパーステーション椿
164			有限会社久々原調剤薬局 訪問介護事業所
165			ニチケアセンター柳川
166			宝箱居宅支援部
167			社会福祉法人柳川市社会福祉協議会
168			ふくしさーびす
169			社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお
(164)		重度訪問介護	有限会社久々原調剤薬局 訪問介護事業所
(166)			宝箱居宅支援部
(168)			ふくしさーびす
(169)			社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお
(166)		行動援護	宝箱居宅支援部
(169)		同行援護	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお
170		短所入所	健康荘
171			ゆつらっと
172			宝箱ショートステイ 月
173			し〜ぐらす
174			養徳苑
(174)		施設入所支援	養徳苑
(170)			健康荘
175			第三白梅学園
176		生活介護	コラボステーション宝箱
(170)			健康荘
177			第1宝箱 そらまめ
178			LuLu
(174)			養徳苑
(175)			第三白梅学園
179		共同生活援助	宝箱グループホーム ななほし
180			グループホームかがやき柳川
181			アンジュースマイル
182			グループホーム ONE
183			ルーツ柳川
184			グループホーム和楽
(173)			し〜ぐらす
185			グループホーム翠甲
186			グループホームかがやき柳川 筑紫
187		就労継続支援(A型)	マーベラス
188			アップライフ
189			HACO
190			ワークショップ はあもにい
191		就労継続支援(B型)	ソイル
(176)			コラボステーション宝箱
192			障がい者就労支援センター いこい
193			ボラリス
194			UM Lab
(177)			第1宝箱 そらまめ
195			就労継続支援事業所 結
196			就労支援センター ひかり
197			障がい者支援センター 有明ワークステーション
198			ほうすう〜鳳雛〜
199			障がい者就労支援センター はあもにい
200			ONE HEART

注1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

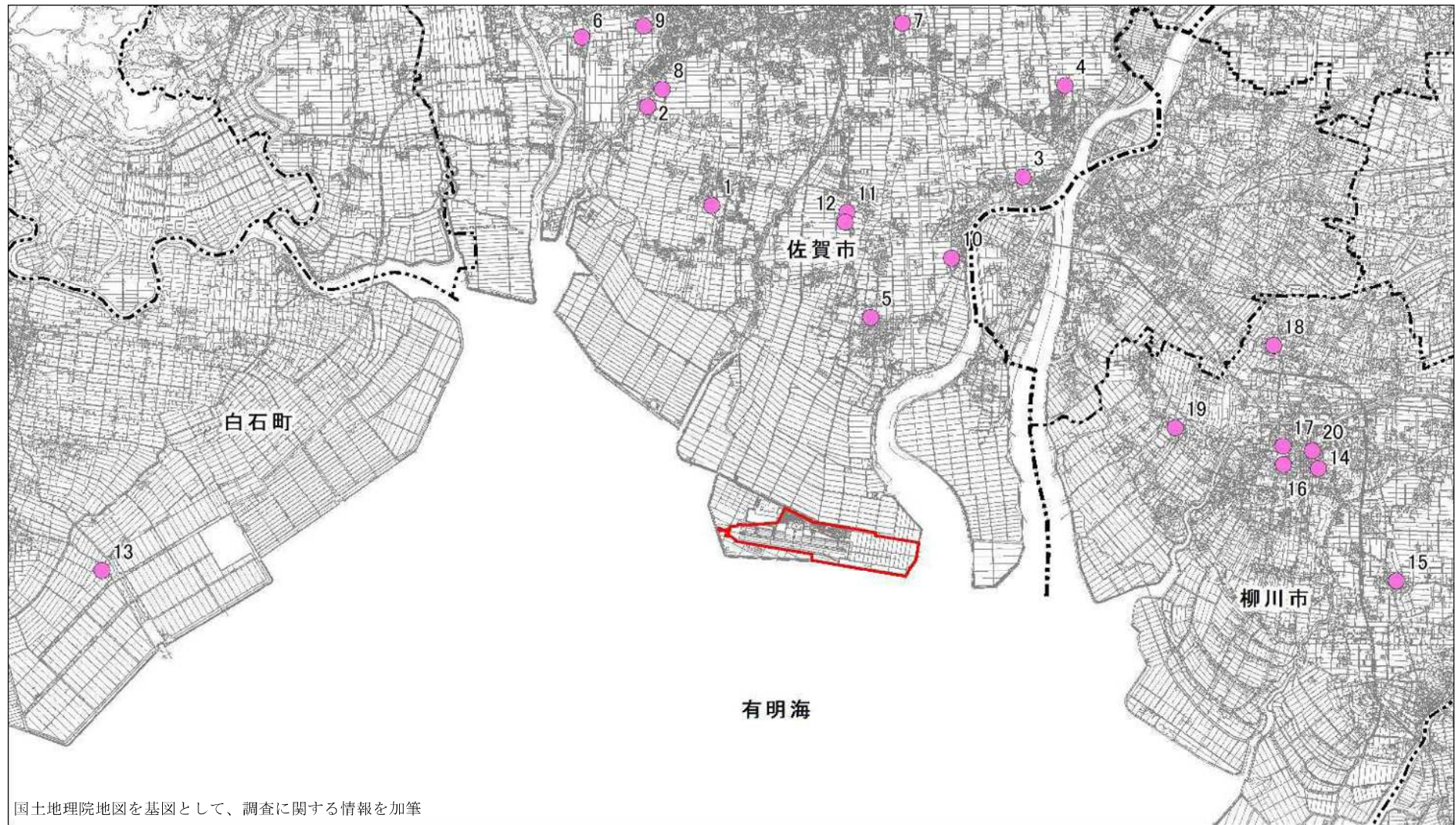
注2. 出典は表 3.2-17(1)に示す。

表 3.2-17(6) 社会福祉施設(保育所を除く)

No.	県・市町	区分	施設名
201	福岡県 柳川市	就労継続支援(B型)	就労支援センター かがやき
202			障がい者就労支援センター かけはし
(170)		計画相談支援	健康荘
203			相談支援センター さくら
204			宝箱相談支援センター ブラン柳川
205			相談支援事業所 マーベラス
206			柳川市障害福祉相談室 きらり
207			相談支援センターはぁもにい
208			エーデルワイス
(170)		地域定着支援	健康荘
(203)			相談支援センター さくら
(206)			柳川市障害福祉相談室 きらり
(170)		地域移行支援	健康荘
(203)			相談支援センター さくら
(206)			柳川市障害福祉相談室 きらり
209		障害児相談支援	社会福祉法人たからばこ
210			合同会社 フォーリーフ虹
211			社会福祉法人 日本厚生学園
212			株式会社ジーエム
213		児童発達支援	ことばと発達の相談室
214			たいようのはな
(178)			LuLu
215			キッズハウス にじ
216			放課後等デイサービス おかしのいえ
217		児童発達支援センター	児童発達支援センター おきのはた

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3.2-17(1)に示す。



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

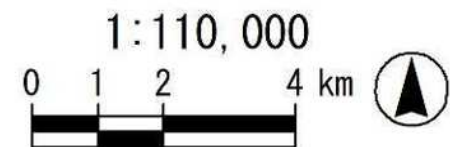
凡例

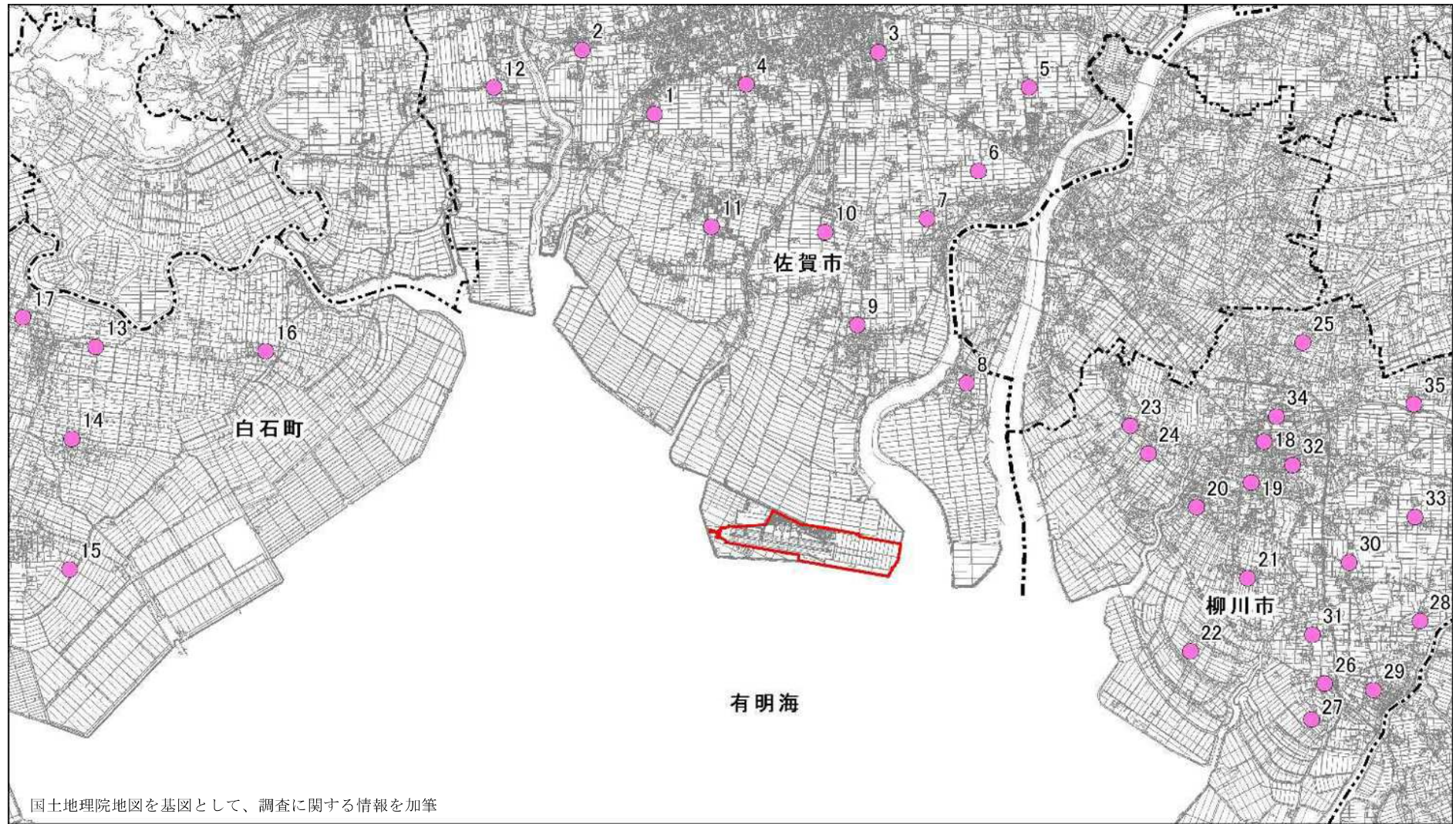
- 対象事業実施区域
- 教育施設（幼稚園・幼保連携型認定こども園）

図 3.2-5(1) 教育施設位置図(幼稚園・幼保連携型認定こども園)

出典

「令和5年度佐賀県の学校データ版」(佐賀県教育委員会ホームページ)
「認定こども園一覧表」(福岡県ホームページ)





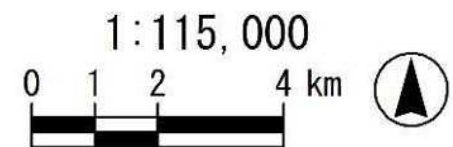
凡例

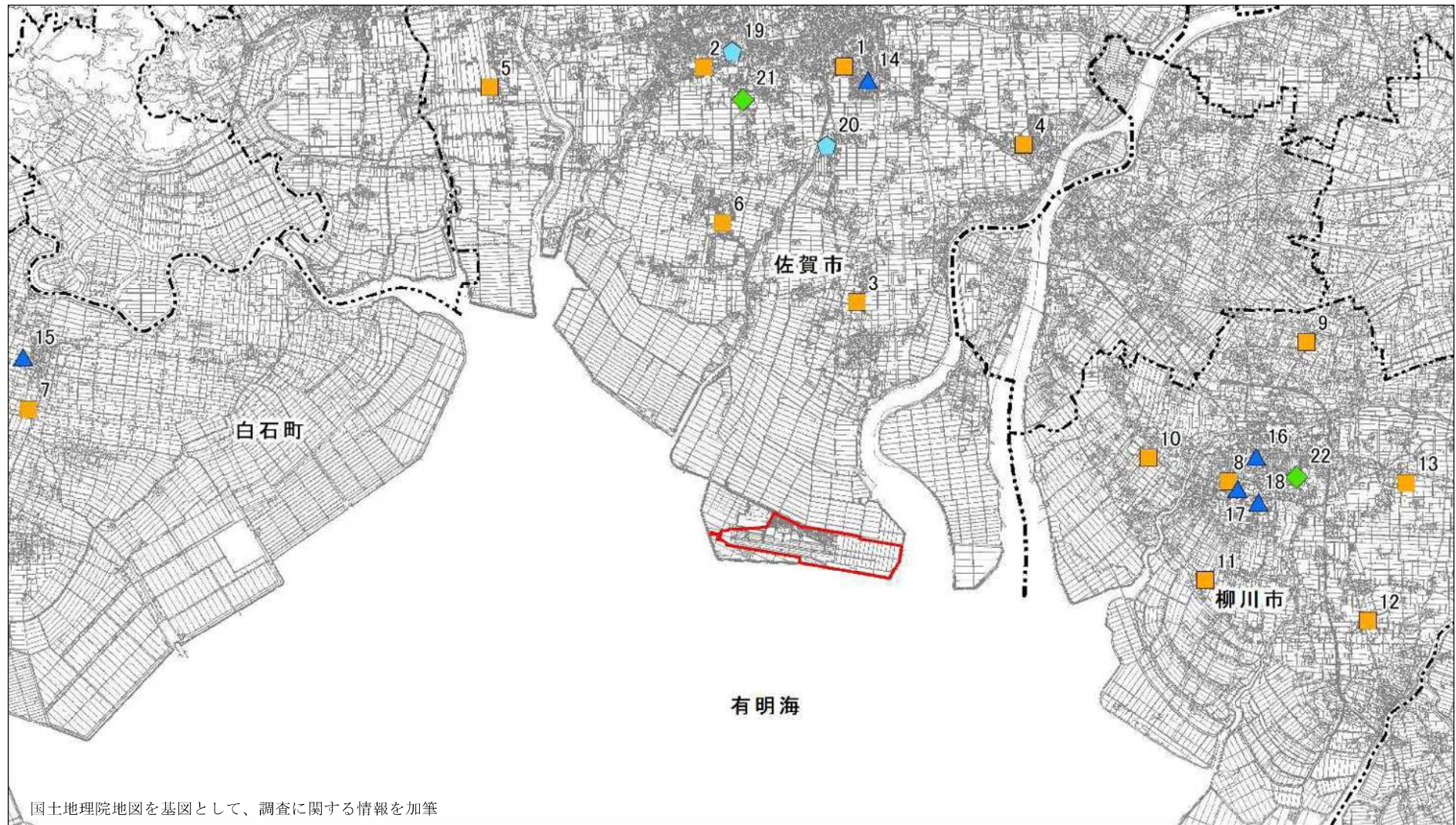
- 対象事業実施区域
- 教育施設（小学校）

出典

「令和6年度佐賀県の学校データ版」（佐賀県教育委員会ホームページ）
「令和6年度教育便覧」（福岡県ホームページ）
「福岡県内の特別支援学校一覧」（令和7年度 福岡県ホームページ）

図 3.2-5(2) 教育施設位置図(小学校)





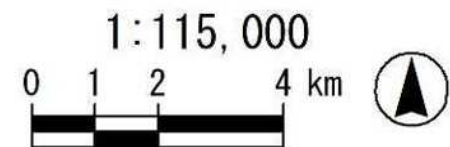
凡例

- 対象事業実施区域
- 中学校
- 高等学校
- 大学・大学校
- 特別支援学校

図 3.2-5(3) 教育施設位置図(中学校、高等学校、大学、大学校、特別支援学校)

出典

「令和6年度佐賀県の学校データ版」(佐賀県教育委員会ホームページ)
 「令和6年度教育便覧」(福岡県ホームページ)
 「福岡県内の特別支援学校一覧」(令和7年度 福岡県ホームページ)
 「中学校」(柳川市ホームページ)





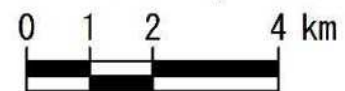
国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

- 対象事業実施区域
- 医療施設・病院

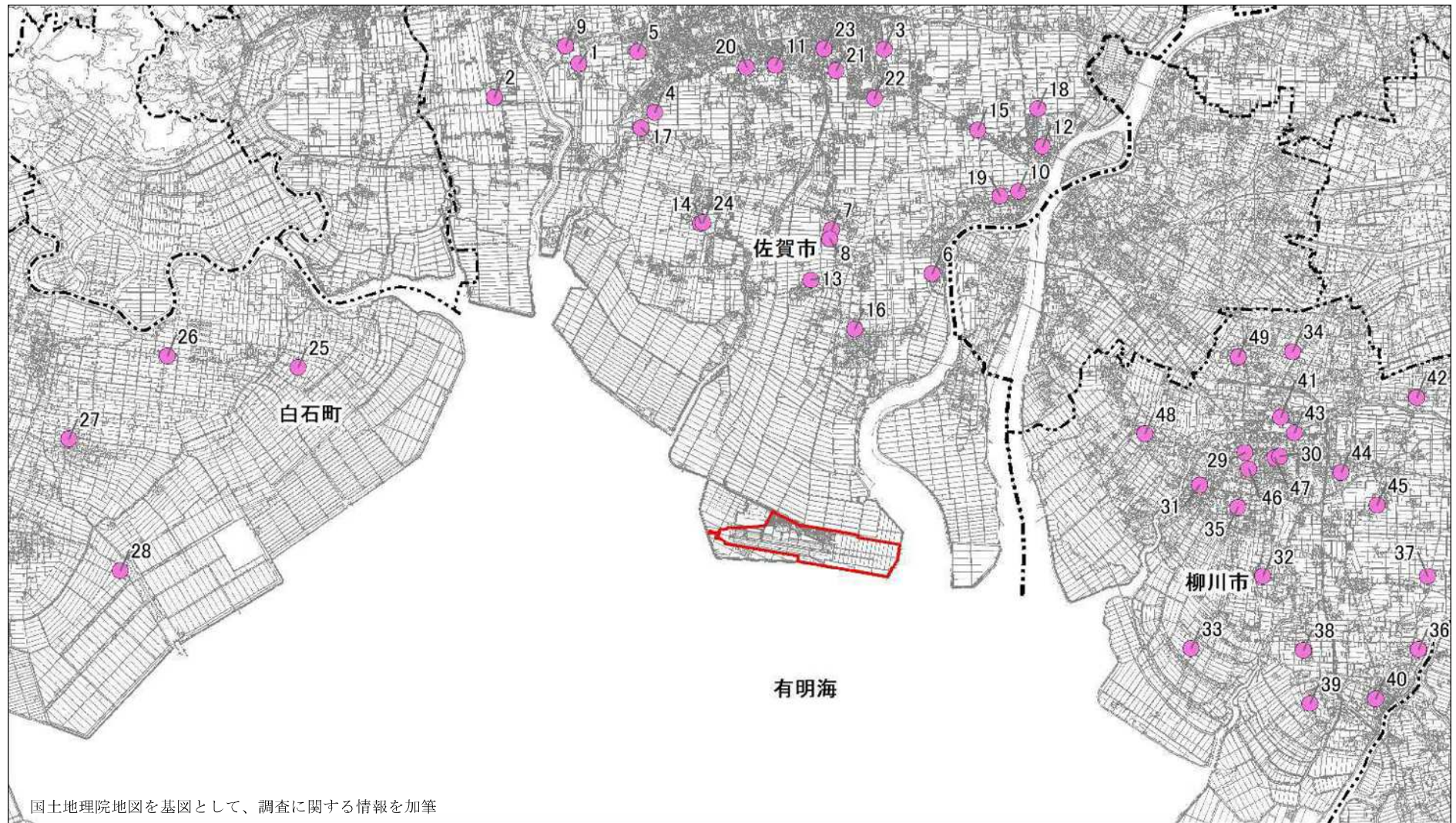
図 3.2-6 医療施設・病院

1:115,000



出典

「令和4年 医療施設調査・病院報告」(佐賀県ホームページ)
「福岡県病院名簿」(福岡県ホームページ)



凡例

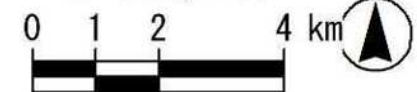
- 対象事業実施区域
- 社会福祉施設（保育所）

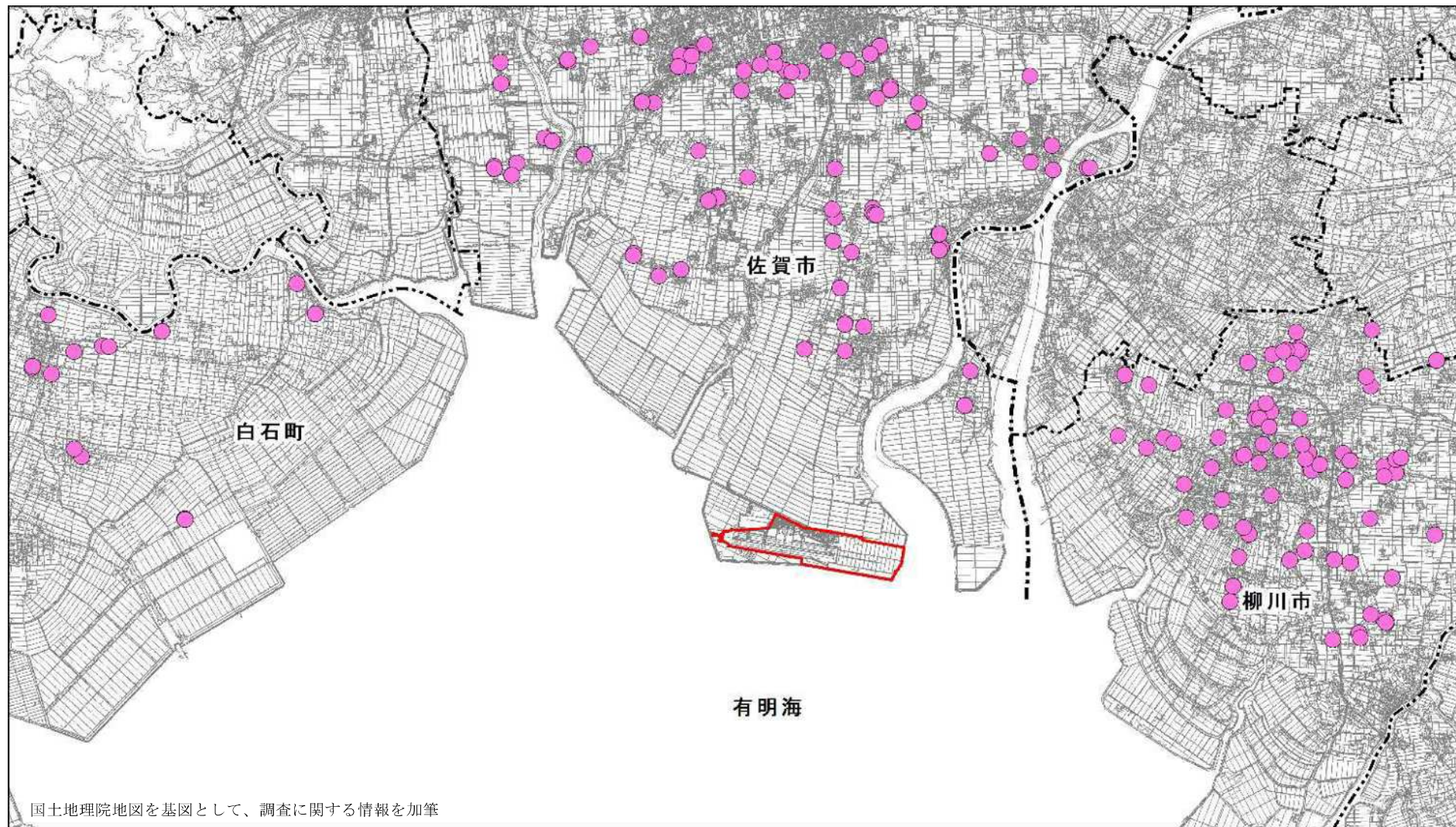
出典

「令和6年度佐賀県の学校データ版」（佐賀県教育委員会ホームページ）
「保育園等一覧」（福岡県ホームページ）
「認定こども園 施設一覧」（福岡県ホームページ）

図 3.2-7(1) 社会福祉施設(保育所)

1:115,000





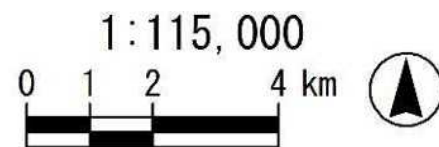
凡例

- 対象事業実施区域
 社会福祉施設（保育所を除く）

出典

「高齢者関係施設名簿」、「佐賀県内の有料老人ホーム」、「県内の地域包括支援センター一覧」
 「指定障害福祉サービス事業所等一覧並びに指定、廃止及び取消等事業所一覧」（佐賀市ホームページ）
 「指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」
 「軽費老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「養護老人ホームの一覧」、「介護老人保健施設」
 「有料老人ホーム一覧」、「地域包括支援センター」、「指定障がい福祉サービス事業所一覧」
 （福岡県ホームページ）

図 3.2-7(2) 社会福祉施設(保育所を除く)



3.2.6. 下水道の整備の状況

佐賀県佐賀市、杵島郡白石町及び福岡県柳川市における下水道の整備の状況は表 3.2-18 に示すとおりである。佐賀県佐賀市の下水道普及率は 83.9%で高い値となっているものの、杵島郡白石町の下水道普及率は 22.9%、福岡県柳川市の下水道普及率は 19.0%と低い値となっている。また、佐賀県佐賀市の簡易浄化槽の普及率は 8.0%で低い値となっているものの、杵島郡白石町の簡易浄化槽の普及率は 31.3%、福岡県柳川市の簡易浄化槽の普及率は 62.3%と高い値になっている。

表 3.2-18 下水道整備の状況

県	市町	行政人口	処理人口	普及率	簡易浄化槽 の普及率	
		[人]	[人]	[%]	[人]	[%]
佐賀県	佐賀市	227,066	190,610	83.9	18,110	8.0
	杵島郡白石町	21,240	4,854	22.9	6,640	31.3
福岡県	柳川市	62,809	11,957	19.0	39,111	62.3

注 1. 処理人口は、処理区内の行政人口である。

注 2. 浄化槽には、コミュニティ・プラント及び小規模処理施設による処理人口を含む。

注 3. 柳川市の浄化槽普及率について、下記の出典による。

出典：「佐賀県内における「令和 5 年度末の汚水処理人口普及状況」（佐賀県ホームページ）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003109094/index.html>

「福岡県の下水道 令和 5 年度」（福岡県ホームページ）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/fukuokakennogesuido-r5.html>

3.2.7. 環境の保全を目的とした法令等により指定されたその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定

対象事業実施区域及びその周囲には、環境基本法(平成5年11月19日法律第91号 最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第17条の規定に基づく公害防止計画は策定されていない。

1) 大気質

環境基本法第16条に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-19 に示すとおりである。なお、大気汚染の環境基準は全国一律に適用される。

表 3.2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること (S48.5.16 告示 改正 H8.10.25 環告 73)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示 改正 H8.10.25 環告 73)
浮遊粒子状物質 (S P M)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示 改正 H8.10.25 環告 73)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示 改定 H8.10.25 環告 74)
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示 改正 H8.10.25 環告 73)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示 改正 H30.11.19 環告 100)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示 改正 H30.11.19 環告 100)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示 改正 H30.11.19 環告 100)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示 改正 H30.11.19 環告 100)
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27 告示 改正 R4.11.25 環告 89)
微粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 環告 33)
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。(備考 8)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシン類に係る環境基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 微粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 8. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 6 月 12 日環境庁環大企 143 号)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号 最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号 最終改正：平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和 53 年 7 月 17 日環境庁環大企 262 号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号 最終改正平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示第 100 号)

「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号 最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号)

「微粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

「微粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(通知)」(平成 21 年 9 月 9 日環水大総発第 090909001 号)

2) 騒音

環境基本法第 16 条の規定に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2-20 から表 3.2-21(2) に示すとおりである。

表 3.2-20 騒音に係る環境基準

[道路に面する地域以外]

地域の類型	基準値	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注 1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

5. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

[道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び	65デシベル以下	60デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

[幹線交通を担う道路に近接する空間]

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する道路端から 20m までの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境庁告示 54 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁環大企 257 号)

表 3.2-21(1) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	57 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62 デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 最終改正：平成 19 年環境省告示第 114 号）

表 3.2-21(2) 航空機騒音に係る環境基準(福岡県)

環境基準		当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	57 デシベル以下	別表に掲げる地域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	62 デシベル以下	別表に掲げる地域のうち、類型 I をあてはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条第 2 項第 3 号の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項による市街化区域以外の地域並びに河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く
【別表】 1. 福岡空港関係 福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町 2. 芦屋飛行場関係 北九州市(八幡西区、若松区)、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町 3. 築城飛行場関係 行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町		

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域」（平成 4 年 4 月 6 日福岡県告示第 672 号 最終改正：平成 30 年 10 月 12 日福岡県告示第 863 号）

3) 土壌汚染

環境基本法第 16 条に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-22 に示すとおりである。土壌汚染の環境基準は、全国一律に適用される。

表 3.2-22 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁環境庁告示 46 号 最終改正：令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号）

4) 水質汚濁

環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-23(1) から表 3.2-24(4)に示すとおりであり、地下水については表 3.2-25 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、図 3.2-8 から図 3.2-10 に示すように水質汚濁に係る環境基準の種類の指定がされた河川及び海域がある。

表 3.2-23(1) 水質汚濁に係る環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号）

表 3.2-23(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：河川(湖沼を除く))

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道 2 級 水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3. 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

5. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号)

表 3.2-23(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：河川(湖沼を除く))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水 域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A または生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号)

表 3.2-24(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号)

表 3.2-24(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目:海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多用な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号）

表 3.2-24(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目:海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号）

表 3.2-24(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目:海域)

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を 解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号）

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

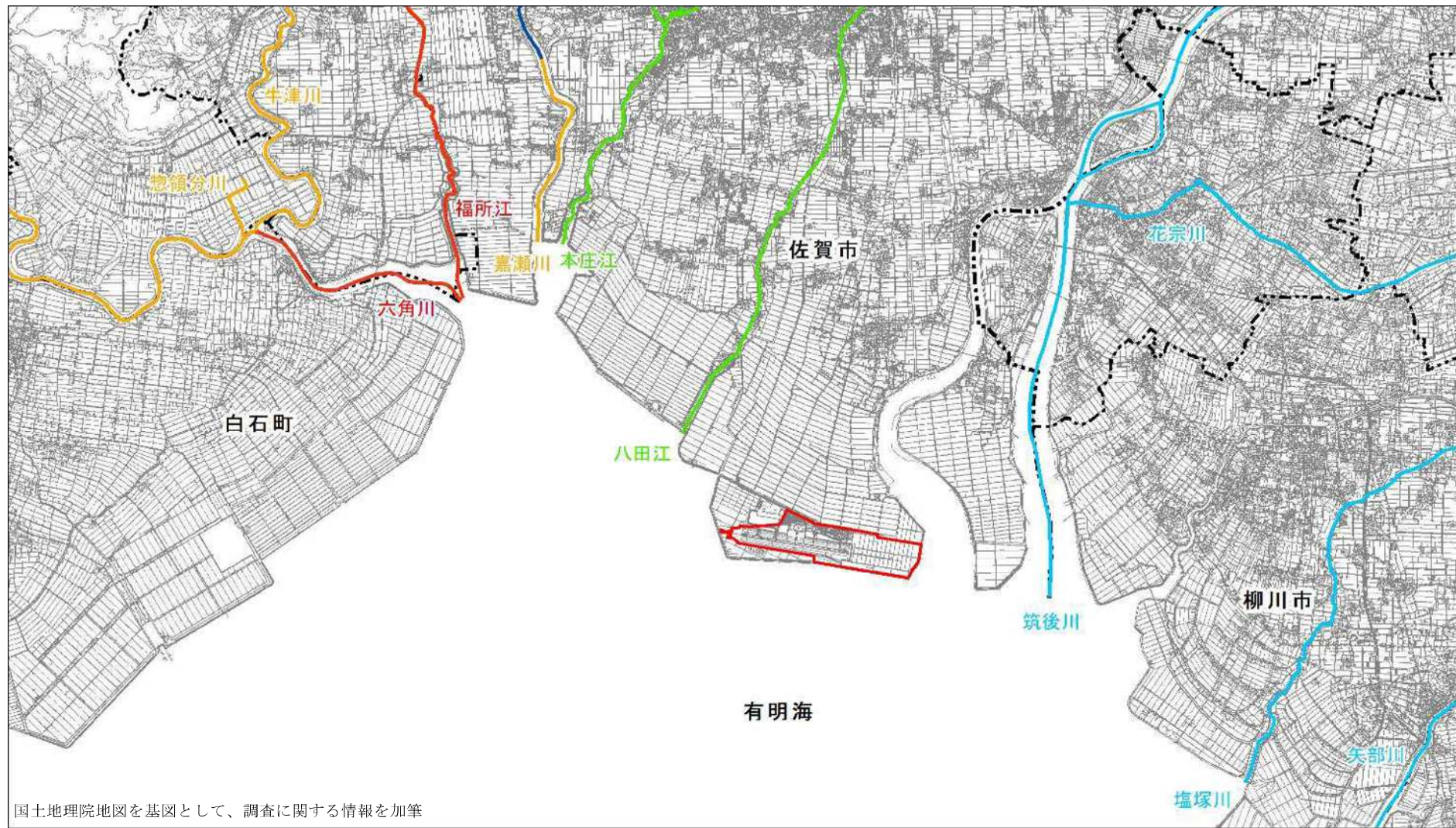
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2、又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2、又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号）



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

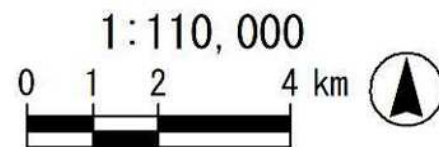
凡例

- | | |
|--|---|
| 対象事業実施区域 | — C類型 |
| — A類型 | — D類型 |
| — B類型 | — E類型 |

出典

「佐賀県公共用水域類型指定概況図」(平成28年4月時点 佐賀県ホームページ)
 「水域別環境基準類型指定状況」(令和5年度末現在 福岡県ホームページ)

図 3.2-8 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況(河川)





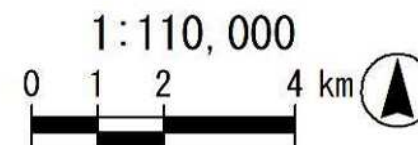
凡例

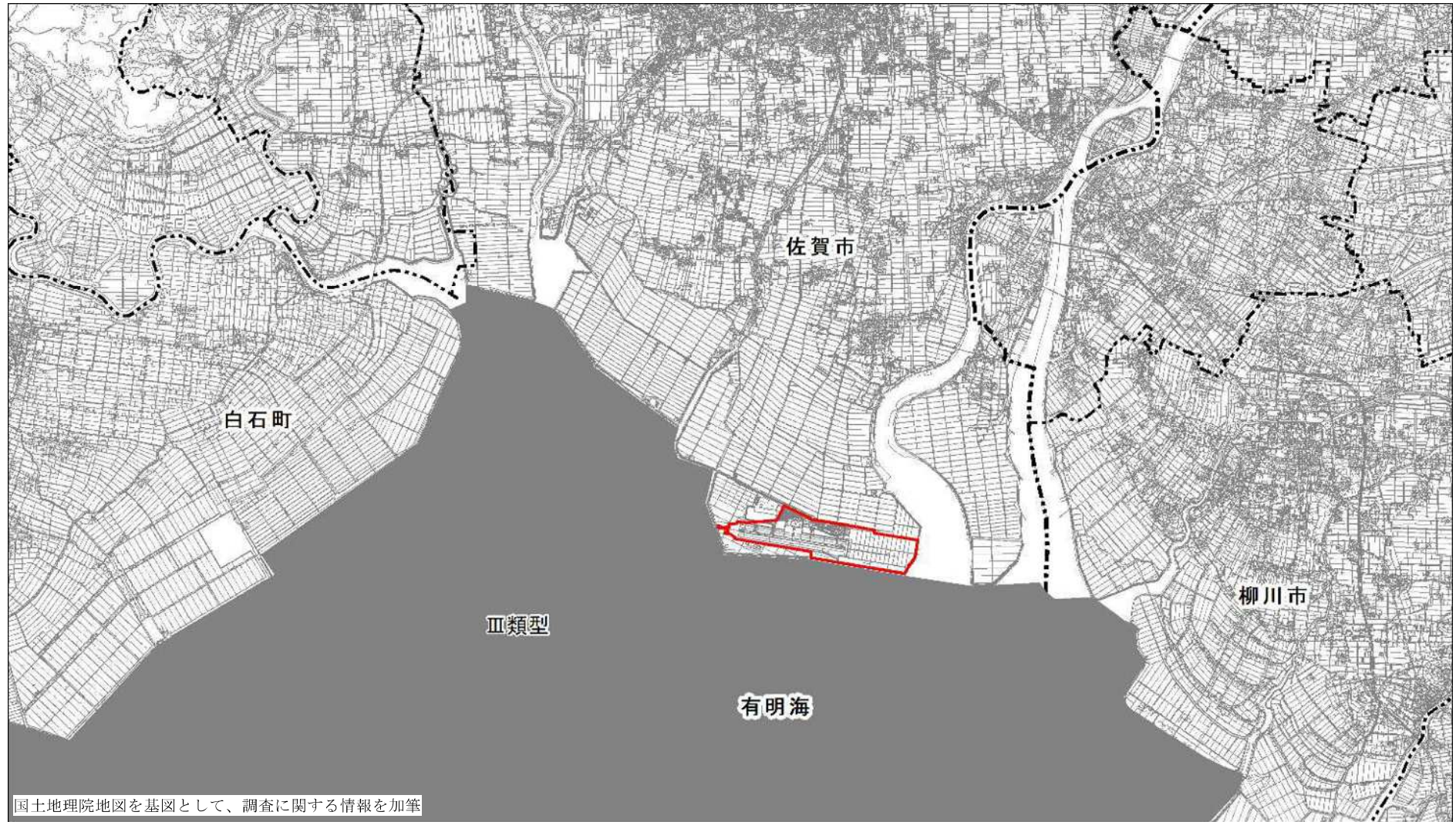
- 対象事業実施区域
- A類型
- B類型
- C類型

図 3.2-9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況(海域：化学的酸素要求量)

出典

「佐賀県公共用水域類型指定概況図」(平成 28 年 4 月時点 佐賀県ホームページ)
 「水域別環境基準類型指定状況」(令和 5 年度末現在 福岡県ホームページ)





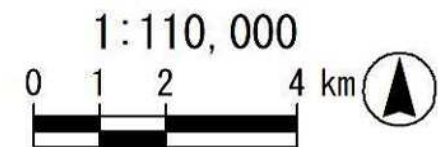
凡例

- 対象事業実施区域
 Ⅲ類型

図 3.2-10 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況(海域：全窒素・全磷)

出典

「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(佐賀県ホームページ)
 「令和5年度 公共用水域水質測定結果
 (水質推移概要マップ3(海域)令和元年から5年度)」(福岡県ホームページ)



(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)第七条の規定に基づくダイオキシンによる大気汚染、水質汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-26 に示すとおりである。

なお、同法においてダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニルをいう。

表 3.2-26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号 最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号)

(3) その他公害の防止に関する法令に基づく地域地区の制定状況及び規制基準

1) 大気汚染に係る規制

大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められているものの、対象事業実施区域及びその周囲は、大気汚染防止法に基づく総量規制地域に指定されていない。

2) 騒音に係る規制

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)では、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る限度が地域、時間帯に応じて定められている。

特定工場等に係る騒音の規制基準及び指定状況は表 3.2-27 及び図 3.2-11 に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.2-28 に、自動車騒音の要請限度及び指定状況は表 3.2-29 及び図 3.2-12 に示すとおりである。

特定工場等に係る騒音の規制基準では、対象事業実施区域は第 3 種区域に、対象事業実施区域周辺及び杵島郡白石町は全域が第 2 種区域に、福岡県柳川市は第 2 種区域及び第 3 種区域に指定されている。また、自動車騒音の要請限度では、対象事業実施区域は c 区域に、対象事業実施区域周辺及び杵島郡白石町全域は b 区域に、福岡県柳川市は b 区域及び c 区域に指定されている。

表 3.2-27 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区分	昼間 午前 8 時から午後 7 時	朝・夕 午前 6 時から午前 8 時 午後 7 時から午後 11 時	夜間 午後 11 時から 翌日の午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

注 1. 上記の値は、特定工場等の敷地境界における基準値

注 2. 佐賀市において、1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、それぞれ次に掲げる地域をいう。

第 1 種区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第 3 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐賀空港周辺

第 4 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域

注 3. 白石町においては、騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成 4 年(7 月 30 日佐賀県告示第 399 号。以下「指定告示」という。))により全域が第 2 種区域として定められている。

注 4. 柳川市においては、騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1713 号)のうち、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：図面において緑色で着色した区域

第 2 種区域：図面において黄色で着色した区域

第 3 種区域：図面において桃色で着色した区域

第 4 種区域：別添図面において青色で着色した区域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 67 号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について(規制地域の区域の区分等)」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 399 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 12 号)

「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1713 号 最終改正：令和 4 年 9 月 6 日告示第 820 号)

「騒音規制法、振動規制法に関する規制について(工場における特定施設)」(白石町ホームページ、2025 年 5 月 17 日閲覧)https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/seikatsu/kankyau/_1026.html

表 3.2-28 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

項目	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85dB	
作業時間帯	19:00～7:00 でないこと	22:00～6:00 でないこと
1日の作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

注 1. 上記の値は、作業場所の敷地境界線における騒音の大きさ

注 2. 佐賀市及び白石町においては、騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成 4 年佐賀県告示第 399 号。以下「指定告示」という。)により第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第 4 種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域に規制されるものが第 1 号区域、それ以外の区域が第 2 号区域となる。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境庁告示第 66 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号に規定する区域」(平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 400 号 最終改正：平成 27 年 7 月 17 日佐賀県告示第 331 号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について(規制地域の区域の区分等)」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 に規定する区域の指定」(昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1714 号 最終改正：令和 4 年 9 月 6 日福岡県告示第 821 号)

表 3.2-29 自動車騒音の要請限度

車線数	区域	幹線交通を担う道路に 近接する区域以外の区域		幹線交通を担う道路に 近接する区域		
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
1 車線	a 区域	65 デシベル	55 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	
	b 区域					
2 車線以上	a 区域	70 デシベル	65 デシベル			
	b 区域	75 デシベル	70 デシベル			
1 車線以上	c 区域					

注 1. 幹線道路とは、次に掲げる道路及び道路の区間をいう。

(1) 道路法に適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4 車線以上の区間)

(2) 道路運送法に規定される一般自動車道であって都市計画法に規定される自動車専用道路

注 2. 白石町においては、b 区域が指定されている。

b 区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成 4 年佐賀県告示第 399 号)により第 2 種区域として定められた区域

注 3. 佐賀市においては、a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

a 区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

c 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注 4. 柳川市においては、a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

a 区域：騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第 4 条第 1 項の指定に基づき、福岡県知事が定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第 1 種区域に区分された地域

b 区域：指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域

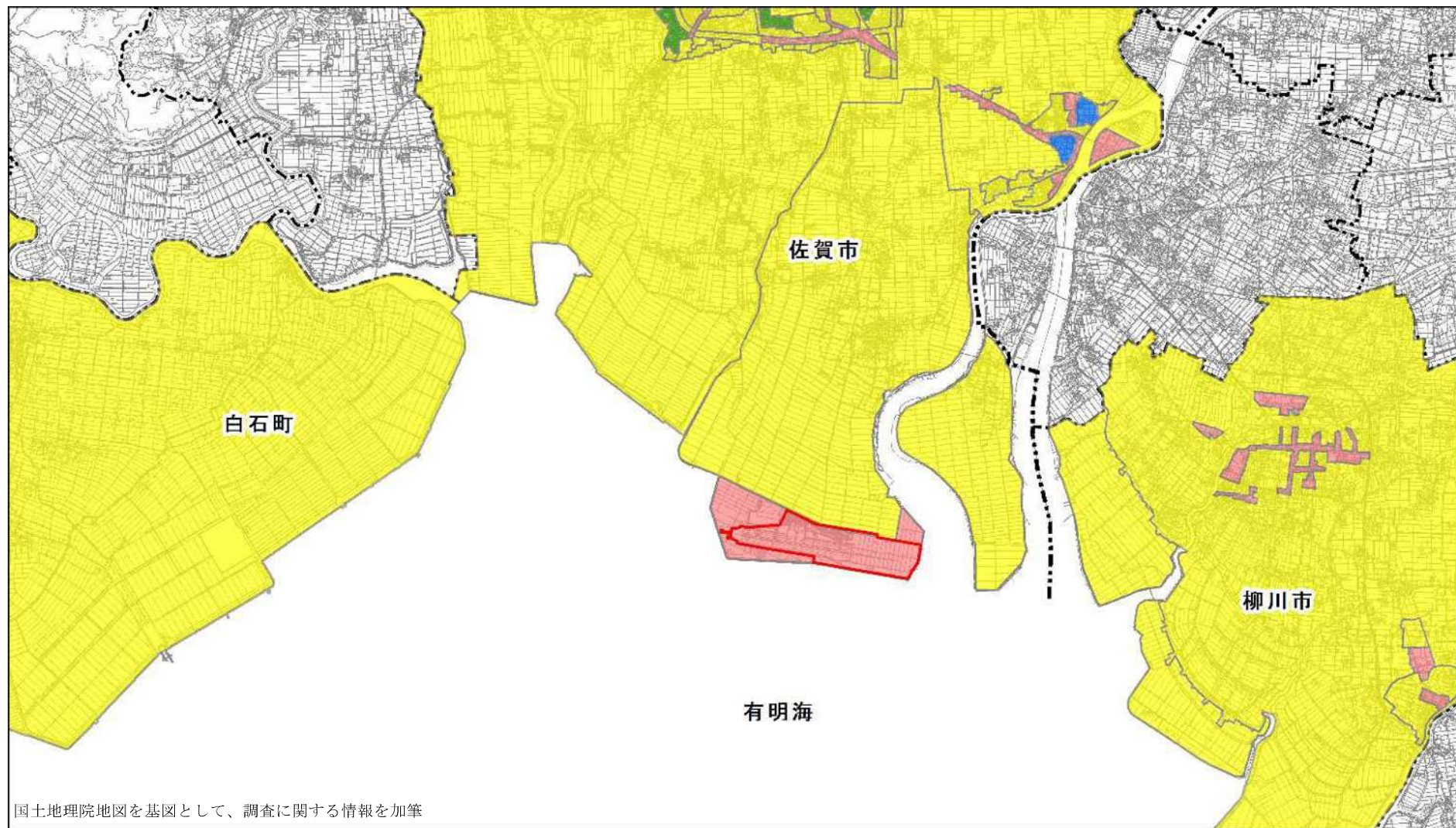
c 区域：指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 3 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について(規制地域の区域の区分等)」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考に規定する a 区域、b 区域及び c 区域の区域」(平成 24 年 3 月 30 日佐賀県告示第 121 号)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域」(平成 12 年 3 月 31 日福岡県告示第 586 号の 4 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日福岡県告示第 664 号)



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

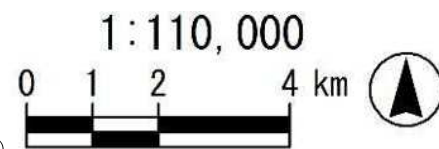
凡例

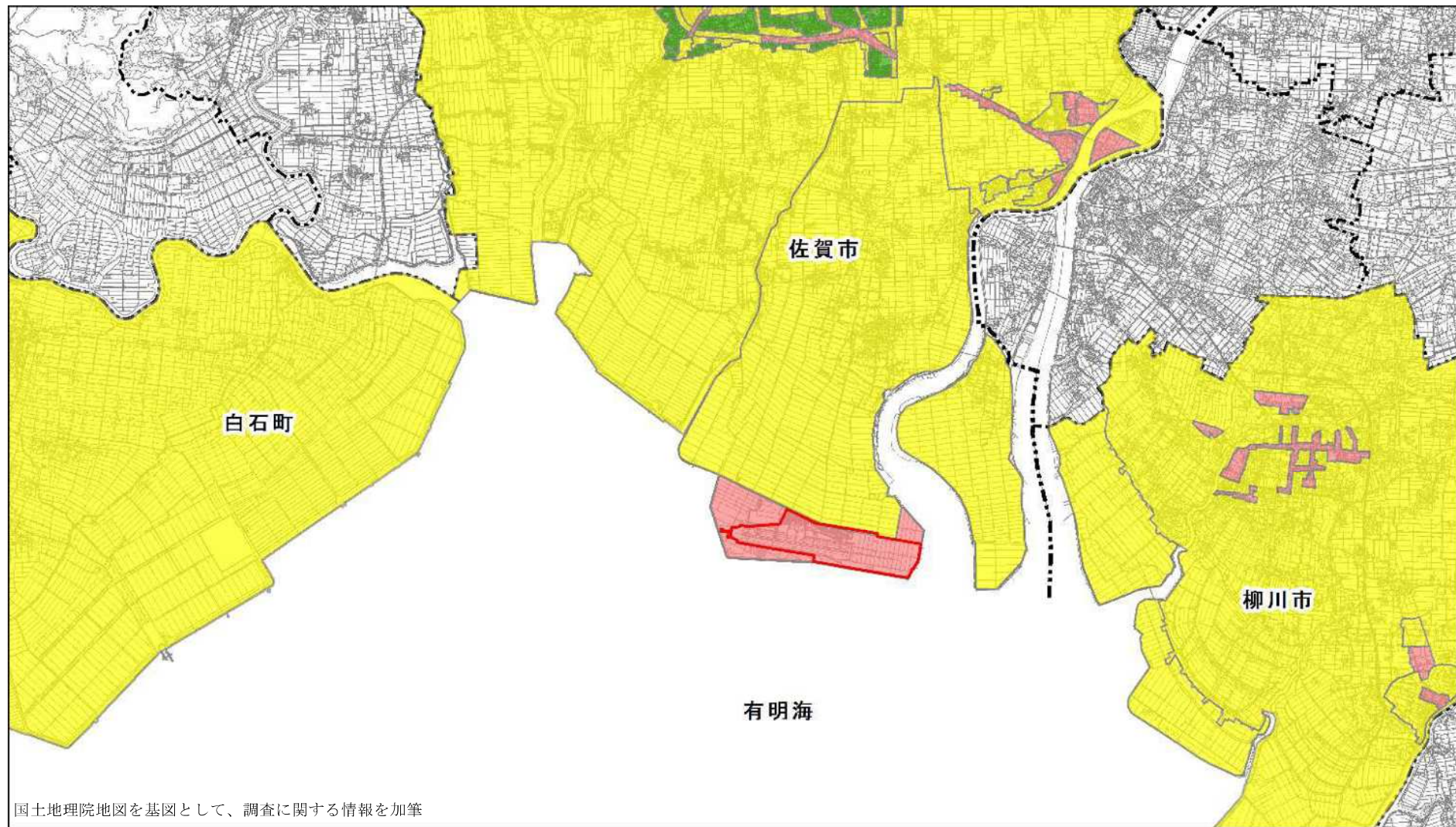
- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

出典

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」
 (佐賀市ホームページ、2023年6月8日更新) <https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>
 「佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設等において発生する騒音の規制基準
 (平成30年佐賀市告示45号)に係る図面」(平成30年4月1日告示 佐賀市環境部環境保全課資料)
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成4年7月30日 佐賀県告示第399号)
 「騒音規制地域指定図」(平成24年4月1日 柳川市資料)、「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年 国土交通省)

図 3.2-11 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準の指定状況





国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

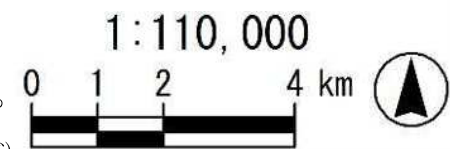
凡例

- 対象事業実施区域
- a区域
- b区域
- c区域

出典

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」
 (佐賀市ホームページ、2023年6月8日更新) <https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>
 「佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設等において発生する騒音の規制基準
 (平成30年佐賀市告示45号)に係る図面」(平成30年4月1日告示 佐賀市環境部環境保全課資料)
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考に規定する
 a区域、b区域及びc区域の区域」(平成24年3月30日 佐賀県告示第121号)
 「騒音規制地域指定図」(平成24年4月1日、柳川市資料)、「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年 国土交通省)

図 3.2-12 自動車騒音の要請限度の指定状況



3) 振動に係る規制

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る限度が地域、時間帯に応じて定められている。「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準は表 3.2-30(1)から(3)、規制地域及び指定状況は図 3.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域は第 2 種区域、対象事業実施区域周辺及び杵島郡白石町全域は第 1 種区域、佐賀県佐賀市及び福岡県柳川市は第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

表 3.2-30(1) 「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準(特定工場等)

区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時	午後 7 時から翌日の午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1. 上記の値は、特定工場等の敷地境界における基準値

注 2. 佐賀市においては、第 1 種及び第 2 種区域とは次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注 3. 白石町においては、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成 4 年佐賀県告示第 402 号。以下「指定告示」という。)により第 1 種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第 2 種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域をいう

(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所

ウ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注 4. 柳川市においては、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、次に掲げる区域をいう。

(1) 指定地域のうち、第 1 種区域(指定地域図面において緑色で着色した区域)、第 2 種区域(指定地域図面において桃色で着色した区域に限る。)

(2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内(注 3(2)と同様。)

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法、振動規制法に関する規制について(工場における特定施設)」(白石町ホームページ、2023 年 5 月 17 日閲覧)https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyuumin/seikatsu/kankyoku/_1026.html

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 402 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 13 号)

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境庁告示 65 号)

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1717 号 最終改正：令和 4 年 9 月 6 日告示第 823 号)

表 3.2-30(2) 「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準(特定建設業)

項目	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	75dB	
作業時間帯	19:00～7:00 でないこと	22:00～6:00 でないこと
1 日の作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

注 1. 基準値は作業場所の敷地境界線における振動の大きさ

注 2. 佐賀市においては、第 1 種区域及び第 2 種区域のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐賀空港周辺は全域、第 2 種区域のうち同号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域は次に掲げる施設の境界線から 80 メートル以内の区域に規制されるものが第 1 号区域、それ以外の区域が第 2 号区域となる。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム規制地域の区域の区分等
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注 3. 白石町においては、全域が第 1 種区域に指定されており、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成 4 年佐賀県告示第 402 号。以下「指定告示」という。)により第 1 種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第 2 種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域

- (1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域
- (2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域
 - ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - ウ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注 4. 柳川市については、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されており、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、次に掲げる区域をいう。

- (1) 指定地域のうち、第 1 種区域(指定地域図面において緑色で着色した区域)、第 2 種区域(指定地域図面において桃色で着色した区域に限る。)
- (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内(注 3(2)と同様。)

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 402 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 13 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」(平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 403 号 最終改正平成 27 年 7 月 17 日告示第 332 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する区域の指定振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する区域の指定」(昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1718 号 最終改正：令和 4 年 9 月 6 日福岡県告示第 824 号)

表 3.2-30(3) 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注 1. 上記の値は、道路の敷地境界での振動レベル

注 2. 佐賀市においては、第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

第1種区域：都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注 3. 白石町においては、全域が第1種区域に指定されており、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域をいう

(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

注 4. 柳川市においては、第1種区域及び第2種区域に指定されており、振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、次に掲げる区域をいう。

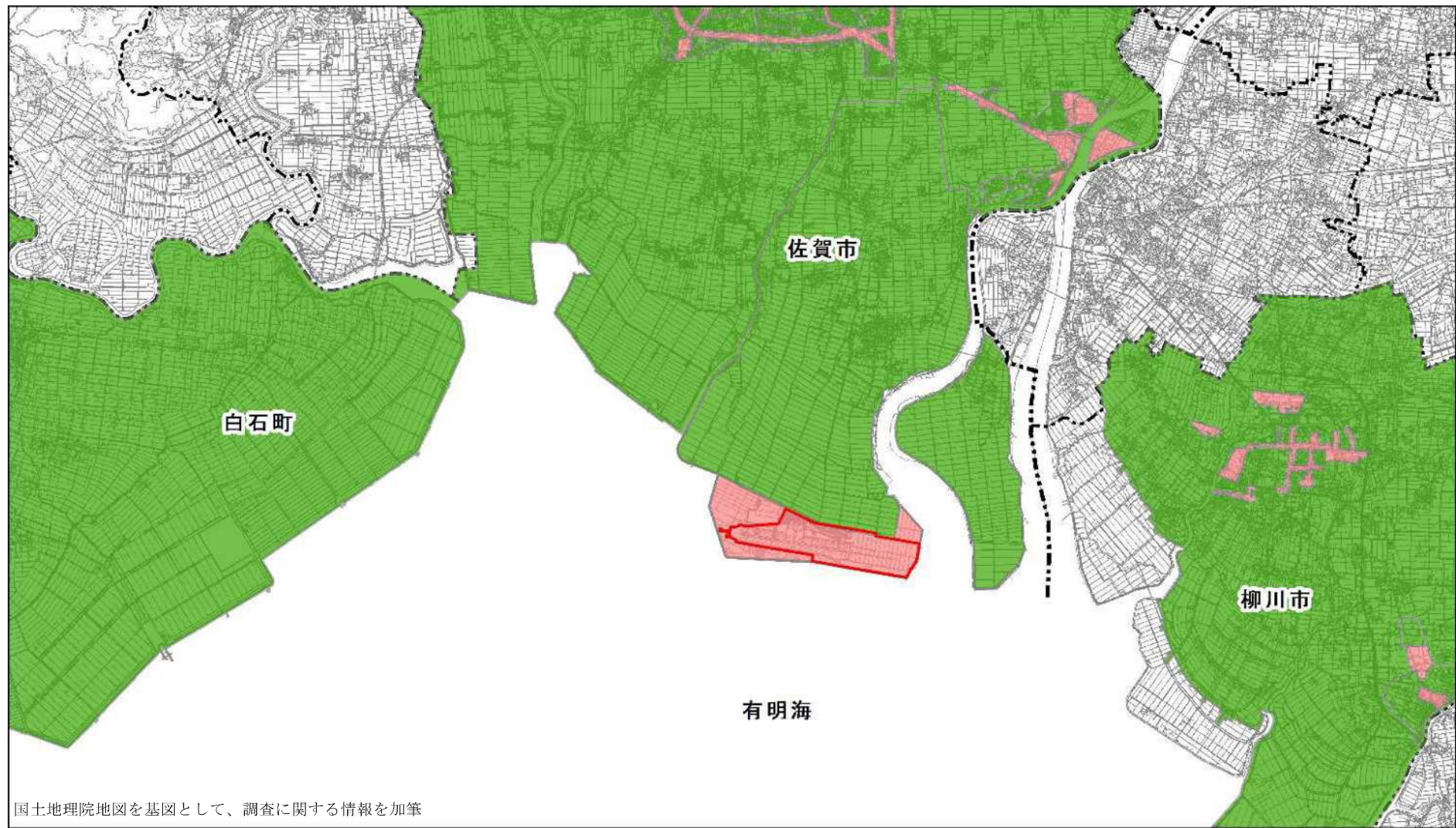
(1) 指定地域のうち、第1種区域(指定地域図面において緑色で着色した区域)、第2種区域(指定地域図面において桃色で着色した区域)に限る。)

(2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲概ね80メートルの区域内(注3(2)と同様。)

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市ホームページ、2023年6月8日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成4年7月30日佐賀県告示第402号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第13号)

「振動規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和61年11月15日福岡県告示第1717号 最終改正：令和4年9月6日告示第823号)



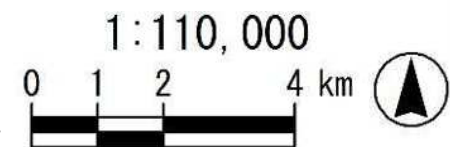
凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

出典

「佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設等において発生する騒音の規制基準（平成30年佐賀市告示45号）に係る図面」（平成30年4月1日告示 佐賀市環境部環境保全課資料）
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成4年7月30日 佐賀県告示第399号）
 「騒音規制地域指定図」（平成24年4月1日 柳川市資料）、「国土数値情報 用途地域データ」（平成23年 国土交通省）

図 3.2-13 「振動規制法」に基づく振動の規制地域の指定状況



4) 悪臭に係る規制

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めることとしている。佐賀県及び佐賀市では、同法第 3 条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(規制地域)を指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制地域内における規制基準を表 3.2-31(1)及び(2)のとおりに定めている。佐賀県佐賀市全域は平成 30 年 4 月に、杵島郡白石町全域は平成 31 年 4 月に指定され、規制の対象となっている。福岡県では、同法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定悪臭物質の規制基準及び同条第 2 項の規定に基づく臭気指数の規制基準を定め、規制が行われているが、柳川市は平成 24 年(2012 年)4 月に柳川市全域が指定され、規制の対象となっている。

表 3.2-31(1) 悪臭防止法に基づく規制基準
(事業場の敷地の境界線の地表における規制基準)

特定悪臭物質名	許容限度 (単位 100 万分率)	特定悪臭物質名	許容限度 (単位 100 万分率)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

備考 1. 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)には、事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準が別途設けられている。規制基準は、種類ごとに次の式により算出した流量とする。
 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ (この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

q 流量(単位 温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時)

He 備考 2 に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm 1 に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位 100 万分率)

(備考 2. に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)

備考 2. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$

$Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V})/(1+(2.58/V))$

$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.03 \log J + (1/J) - 1)$

$J=(1/(\sqrt{Q \cdot V}))(1460-296 \times (V/(T-288))) + 1$

(これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度))

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和 50 年 2 月 1 日佐賀県告示第 64 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 11 号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

表 3.2-31(2) 悪臭防止法に基づく規制基準
(事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準)

特定悪臭物質名		許容限度(単位 100 万分率)	
1	メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

備考 1. 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

(この式において、CL_m、k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。)

CL_m 排出水中の濃度(単位 1 リットルにつきミリグラム)

k 第 2 欄に掲げる悪臭物質の種類及び第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに第 4 欄に掲げる値(単位：1 リットルにつきミリグラム)

C_m 1 に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値(単位：100 万分率)

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和 50 年 2 月 1 日佐賀県告示第 64 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 11 号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市ホームページ、2023 年 6 月 8 日更新)<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

5) 水質汚濁に係る規制

水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づき、工場及び事業場からの排水について排水基準が定められている(表 3.2-32(1)及び(2))。

対象事業実施区域及びその周囲には「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」により上乗せ排水基準が定められている地域があり、適用される排水基準は表 3.2-33(1)から(4)に示すとおりである。

表 3.2-32(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質に係る排水基準)

有害物質の種類		排水基準
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L
シアン化合物		1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg/L
六価クロム化合物		0.5 mg/L
砒素及びその化合物		0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 17 号)

表 3.2-32(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の項目)

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量(SS)		200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考		
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。		

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 17 号)

表 3.2-33(1) 上乗せ排水基準適用区域

対象水域		適用区域
佐賀県	六角川水域及び福所江水域	六角川、福所江及びこれらに流入する公共用水域
	六角川水域及び福所江水域以外の水域	県の区域に属する公共用水域のうち、六角川水域及び福所江水域以外の公共用水域
福岡県	遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

出典：「排水基準(別表 1 上乗せ排水基準の適用区域、別表 5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準)」(福岡県ホームページ、2022 年 10 月 6 日更新)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/haisuikijunn.html>

「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和 6 年 10 月、佐賀県県民環境部環境課)

表 3.2-33(2) 六角川水域及び福所江水域に係る上乘せ排水基準(佐賀県)

単位：mg/L ()内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類		項目及び許容限度	
			生物化学的 酸素要求量	浮遊物質量
			[mg/L]	[mg/L]
昭和 48 年 3 月 31 日 においてすでに特定 施設が設置されてい る工場又は事業場 (昭和 48 年 3 月 31 日において特定施設 の設置の着工がされ ている工場又は事業 場を含む。	1 紙パルプ又は 紙加工品の製造業に 係る工場又は事業 場	(1) セミケミカルパルプ製造 業及び石灰わらパルプ製 造業に係る工場又は事業 場	160(120)	130(100)
		(2) (1)以外の工場又は事業 場	130(100)	130(100)
	2 1以外の工場又は事業場		130(100)	150(120)
昭和 48 年 4 月 1 日 以後において特定施 設が新たに設置され た工場又は事業場	1 畜産農業に係る事業場		130(100)	150(120)
	2 1以外の工場又は事業場		30(20)	70(50)

備考 1. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

4. 昭和 48 年 3 月 31 日においてすでに特定施設が設置されている工場又は事業場(昭和 48 年 3 月 31 日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む。以下「既設の特定事業場」という。)に昭和 48 年 4 月 1 日以後においてさらに特定施設を設置した場合においては当該工場又は事業場に係る排水に適用する排水基準は、次の式により算出した数値によるものとする。

$$S = ((Aa + Bb) / (a + b))$$

この式において、S、A、B、a 及び b は、それぞれ次の値を表わすものとする。

S 当該工場又は事業場に係る排水に適用される排水基準

A 当該工場又は事業場に昭和 48 年 4 月 1 日以後において特定施設が設置されなかったとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準

B 当該工場又は事業場の特定施設のすべてが昭和 48 年 4 月 1 日以後において設置されたとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準

a 昭和 48 年 3 月 31 日において設置され、又は設置の着工がされていた特定施設(以下「既設の特定施設」という。)に係る 1 日当たりの平均的排水量

b 昭和 48 年 4 月 1 日以後において設置された特定施設に係る 1 日当たりの平均的排水量

5. 既設の特定事業場に昭和 48 年 4 月 1 日以後においてさらに特定施設を設置し、かつ、当該特定施設に係る排水口(既設の特定施設に係る排水を同時に排出するものを除く。)を新たに設置した場合においては、当該排水口の排水に適用する排水基準は、前項の規定にかかわらず、当該工場又は事業場の特定施設のすべてが昭和 48 年 4 月 1 日以後において設置されたとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準によるものとする。

6. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際にその施設が設置されている工場又は事業場(設置の着工がされている工場又は事業場を含む。以下同じ。)については、当該工場又は事業場は昭和 48 年 3 月 31 日において、既に当該特定施設が設置されている工場又は事業場とみなして適用する。

7. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際にその施設が設置されている工場又は事業場で当該工場又は事業場が既に特定事業場であるものについては、前項の規定にかかわらず、既に当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年 3 月 30 日佐賀県条例第 12 号 最終改正：平成 12 年 12 月 18 日佐賀県条例第 39 号)

「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和 6 年 10 月、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課)

表 3.2-33(3) 六角川水域及び福所江水域以外の水域に係る上乗せ排水基準(佐賀県)

単位: mg/L ()内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類				項目及び許容限度		適用の日	
					生物化学的 酸素要求量 又は化学的 酸素要求量	浮遊 物質質量		
					[mg/L]	[mg/L]		
昭和 52 年 9 月 30 日において、既に特定施設が設置されている工場又は事業場（昭和 52 年 9 月 30 日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む。）	下水道整備地域に所在する工場又は事業場				30 (20)	100 (70)	昭和 53 年 10 月 1 日から	
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	下水道終末処理施設を設置するもの			30 (20)	100 (70)		
		排水水の量が 50 立方メートル以上のもの	食料品製造業に係るもの	排水水の量が 500 立方メートル以上のもの	80 (60)	100 (70)		
				排水水の量が 500 立方メートル未満のもの	120 (90)	150 (120)		
		し尿処理施設を設置するもの	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの			130 (100)		130 (100)
			旅館業に係るもの			130 (100)		150 (120)
			処理対象人員が 2,001 人以上のし尿浄化そうを設置するもの			50 (30)		100 (70)
			処理対象人員が 2,000 人以下のし尿浄化そうを設置するもの			80 (60)		120 (90)
			その他のし尿処理施設を設置するもの			50 (30)		100 (70)
		その他のもの	排水水の量が 500 立方メートル以上のもの			60 (40)		70 (50)
			排水水の量が 500 立方メートル未満のもの			90 (70)		100 (70)
		排水水の量が 50 立方メートル未満のもの	飲料製造業又は製あん業に係るもの			390 (300)		200 (150)
その他のもの			160 (120)	200 (150)				
昭和 52 年 10 月 1 日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場				30 (20)	100 (70)	昭和 54 年 4 月 1 日から	
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	畜産農業又は製あん業に係るもの			130 (100)	150 (120)		
		下水道終末処理施設を設置するもの			30 (20)	100 (70)		
		し尿処理施設を設置するもの			50 (30)	100 (70)		
		その他のもの	排水水の量が 2,000 立方メートル以上のもの			30 (20)		70 (50)
			排水水の量が 2,000 立方メートル未満 500 立方メートル以上のもの			50 (30)		70 (50)
			排水水の量が 500 立方メートル未満のもの			80 (60)		100 (70)

備考 1. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2. 「排水の量」とは、工場又は事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排水の量をいう。

3. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 20 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、窯業原料精製業については、浮遊物質質量に係る排水

基準に限り、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水についても適用する。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 6. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう
 7. 「食料品製造業に係るもの」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第2号から第18号までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
 8. この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、この表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排出基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
 9. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、この表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
 10. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場については、当該工場又は事業場は昭和52年(1977年)9月30日において、既に当該特定施設が設置されている工場又は事業場とみなして適用する。
 11. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場で当該工場又は事業場が既に特定事業場であるものについては、前項の規定にかかわらず、既に当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。
- 出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月30日佐賀県条例第12号 最終改正：平成12年12月18日佐賀県条例第39号)
「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和6年10月、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課)

表 3.2-33(4) 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準(福岡県)

業種(施設)				項目及び物質並びにその許容限度(単位:mg/L)				
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	浮遊物質量	n-ヘキサン抽出物質		フェノール類
						動植物油脂類	鉱油類	
①下水道整備地域に所在する特定事業場	全業種			30 (20)	100 (70)			
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)	食料品製造業	蒸りゅう酒・混成酒製造業		120 (90)	100 (70)			
		その他の食料品製造業	通常の排水量が500m³/日以上のもの	80 (60)	100 (70)	15		
			通常の排水量が500m³/日未満のもの	120 (90)	150(120)	20		
	染色整理業及び繊維製品製造業			120 (90)	150(120)			
	紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業			—	70 (50)			
	と畜業			80 (60)	100 (70)			
	し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45 (30)	100 (70)			
			処理対象人員が2,000人以下	80 (60)	100 (90)			
		その他のし尿処理施設		45 (30)	100 (70)			
	下水道終末処理施設			30 (20)	100 (70)			
	その他の施設			120 (90)	150 (120)			
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。))を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)	し尿処理施設			45 (30)	100 (70)			
	下水道終末処理施設			30 (20)	100 (70)			
	追加指定施設			120 (90)	150 (120)			
	その他の施設	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		30 (20)	30 (25)	2	2	1
		通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		50 (40)	70 (50)	10	2	1
		通常の排水量が500m³/日未満のもの		80 (60)	100 (70)	15	2	1

備考 1.「特定施設」とは水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2.「食料品製造業」とは、施行令別表第 1 第 2 号から第 18 号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

3.()内の数値は日間平均値による許容限度で 1 日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。

4. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

5. BOD に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域

特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く)に限って適用する。

6. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
7. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
8. 備考7中の「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
9. 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについての上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
10. 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という)別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
11. 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
12. 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和49年(1974年)8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
13. 「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

施行令別表第1の番号	基準日
64-2、69-2	昭和51年(1976年)6月1日
68-2、71-3	昭和54年(1979年)5月10日
18-2~3、21-2~4、23-2、51-2~3、63-2、70-2、71-4	昭和57年(1982年)1月1日
69の3	昭和57年(1982年)7月1日
66の4~8	昭和63年(1988年)10月1日
71-5~6	平成3年(1991年)10月1日
63-3	平成13年(2001年)7月1日

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)

「排水基準(別表1 上乗せ排水基準の適用区域、別表5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準」(福岡県ホームページ、2022年10月6日更新)

6) 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針

対象事業実施区域及びその周囲は閉鎖性海域である有明海湾奥部に位置しており、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年 11 月 29 日法律第 120 号 最終改正：令和 3 年 3 月 31 日法律第 18 号)に基づく指定地域内であり、「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針(基本方針)」(平成 15 年 2 月 6 日 令和 3 年 8 月 31 日変更)及び「有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関して実施すべき施策に関する計画(県計画)」(令和 5 年 6 月改訂)が定められている。

7) 土壌汚染に係る規制

土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では、土壌中の有害物質の溶出量又は含有量が基準に適合しない土地を、要措置区域又は形質変更時要届出区域等として指定し、必要な措置が定められている(表 3.2-34)。

表 3.2-34 要措置区域等の指定状況

市	区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	特定有害物質の項目
佐賀県佐賀市	形質変更時 要届出区域	平成 26 年 12 月 4 日 一部解除・変更 平成 28 年 4 月 1 日	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目 325 番、 329 番 1、329 番 3、341 番 1、341 番 2 並 びに城内二丁目 250 番の各一部	3,369.31	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
	形質変更時 要届出区域	令和元年 8 月 7 日	佐賀県佐賀市天神一丁目 152 番 1 の 一部	844.10	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	要措置区域	令和 2 年 5 月 19 日 地番変更 令和 3 年 1 月 4 日	佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島 583 番 3 の一部	208.77	六価クロム化合物
	形質変更時 要届出区域	令和 2 年 8 月 28 日	佐賀県佐賀市久保田町大字新田 1127 番 12 の一部	94.30	鉛及びその化合物
	形質変更時 要届出区域	令和 4 年 12 月 7 日	佐賀県佐賀市鍋島五丁目 11 番、15 番 及び 39 番の各一部	48.96	鉛及びその化合物
福岡県柳川市	形質変更時 要届出区域	平成 29 年 12 月 15 日	福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字東小袋 625 番 2 及び 645 番 1 の各一部	1,301.02	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

出典：「土壌汚染対策法について(要措置区域等の指定状況)」(佐賀市ホームページ、2023 年 02 月 6 日更新)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/7475.html>

「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」(福岡県ホームページ、2024 年 3 月 19 日更新)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-kuiki.html>

「土壌汚染対策法 土壌関係(土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧)」(環境省ホームページ、令和 6 年 2 月 29 日現在)<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

8) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行うことが定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、指定地域はない。

9) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

水質汚濁防止法に関連した、排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 17 号)における、排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷〈りん〉含有量についての排水基準に係る海域(平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示 67 号 最終改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示 78 号)に指定される海域では、排水基準が設定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、排水基準適用対象海域として「有明海」がある(表 3.2-35)。

表 3.2-35 窒素及び磷含有量についての排水基準に係る海域

名称	範囲
有明海(及び島原湾)	熊本県宇土郡三角町と天草郡大矢野町を結ぶ天門橋、同町と天草郡松島町を結ぶ大矢野橋、同町中の橋、前島橋、松島橋、本渡市瀬戸大橋、天草郡五和町シラケ鼻と長崎県南高来郡口之津町瀬詰埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

出典：「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和 6 年 10 月、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課)

「排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷〈りん〉含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示 67 号 最終改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示 78 号)

(4) その他の環境に関する法令に基づく地域地区指定状況

1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施区域及びその周囲においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)により指定された区域として、鳥獣保護区がある。

鳥獣保護区等の指定状況は表 3.2-36、指定地域は図 3.2-14 に示すとおりであり、「1. 森林公園」と「2. 東よか干潟」が指定されている。

表 3.2-36 鳥獣保護区等の指定状況

都道府県	番号	区分	地区
佐賀県	1	鳥獣保護区	森林公園鳥獣保護区
	2	鳥獣保護区特別地区(国指定)	東よか干拓特別保護地区

注 1. 番号は図 3.2-14 に対応している。

出典：「野生鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区などを指定しています」

(佐賀県ホームページ、2023 年 12 月 1 日更新)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00321970/index.html>



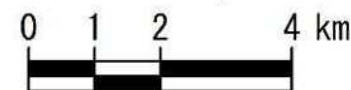
国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区

図 3.2-14 鳥獣保護区指定地域

1:110,000



出典

「国土数値情報 鳥獣保護区データ」(平成 27 年 3 月 国土交通省)

2) 自然公園法により設定された区域

対象事業実施区域及びその周囲に自然公園法(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づく自然公園は存在しない。

3) 森林法の規定により指定された保安林地域

対象事業実施区域及びその周囲に森林法(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号)に基づく保安林は存在しない。

4) 急傾斜地崩壊危険区域地域

対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づく地域は存在しない。

5) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲においては、地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

6) 地下水の利用

佐賀県では地下水の利用について、佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成 14 年 10 月 7 日佐賀県条例第 48 号 最終改正：令和 4 年 3 月 22 日条例第 9 号)では、地下水採取規制地域が定められている。佐賀県における地下水揚水規制基準は表 3.2-37、対象事業実施区域及びその周囲における地下水採取規制地域及びその区分は表 3.2-38 に示すとおりである。

佐賀県佐賀市においては都市計画法市街化区域(旧大和町を除く)及び JR 九州長崎本線以南、杵島郡白石町においては全域が、地下水採取規制地域に指定されている。また、福岡県では地下水利用についての規制地域は設けていない。

表 3.2-37 地下水揚水規制基準

吐出口断面積	手続き	ストレーナーの位置	
		イ	ロ
10cm ² 超え 21cm ² 以下	要届出	地表より 300m 以深	地表より 250m 以深
6cm ² 超え 10cm ² 以下	要届出	—	
6cm ² 以下	—	—	—

出典：「地下水の揚水施設設置の手続きについて(届出)」(佐賀県ホームページ、2021 年 6 月 30 日更新)
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313731/index.html>

表 3.2-38 地下水採取規制地域及びその区分

規制地域	区分	
	イ	ロ
佐賀県佐賀市 (佐賀外環状線(県道旧小城北茂安線)以南)	・佐賀市都市計画法市街化区域 (旧大和町を除く) ・JR九州長崎本線以南	イ以外
杵島郡白石町	全域	—

注 1. 揚水施設の吐出口断面積は、一つの揚水機に吐出口が二以上ある場合は、その断面積の合計とし、一つの工場又は事業場に二以上の揚水機がある場合はすべての揚水機の吐出口の断面積の合計となる。

注 2. 吐出口断面積が 21cm² 超えるものは原則設置禁止。例外として、他の水源からの水の確保が困難で、用途が消防・防災等に限定されたもののみとする。この場合は、別途手続きが必要となる。

注 3. 温泉法の許可を受けた揚水施設は届出対象外となる。

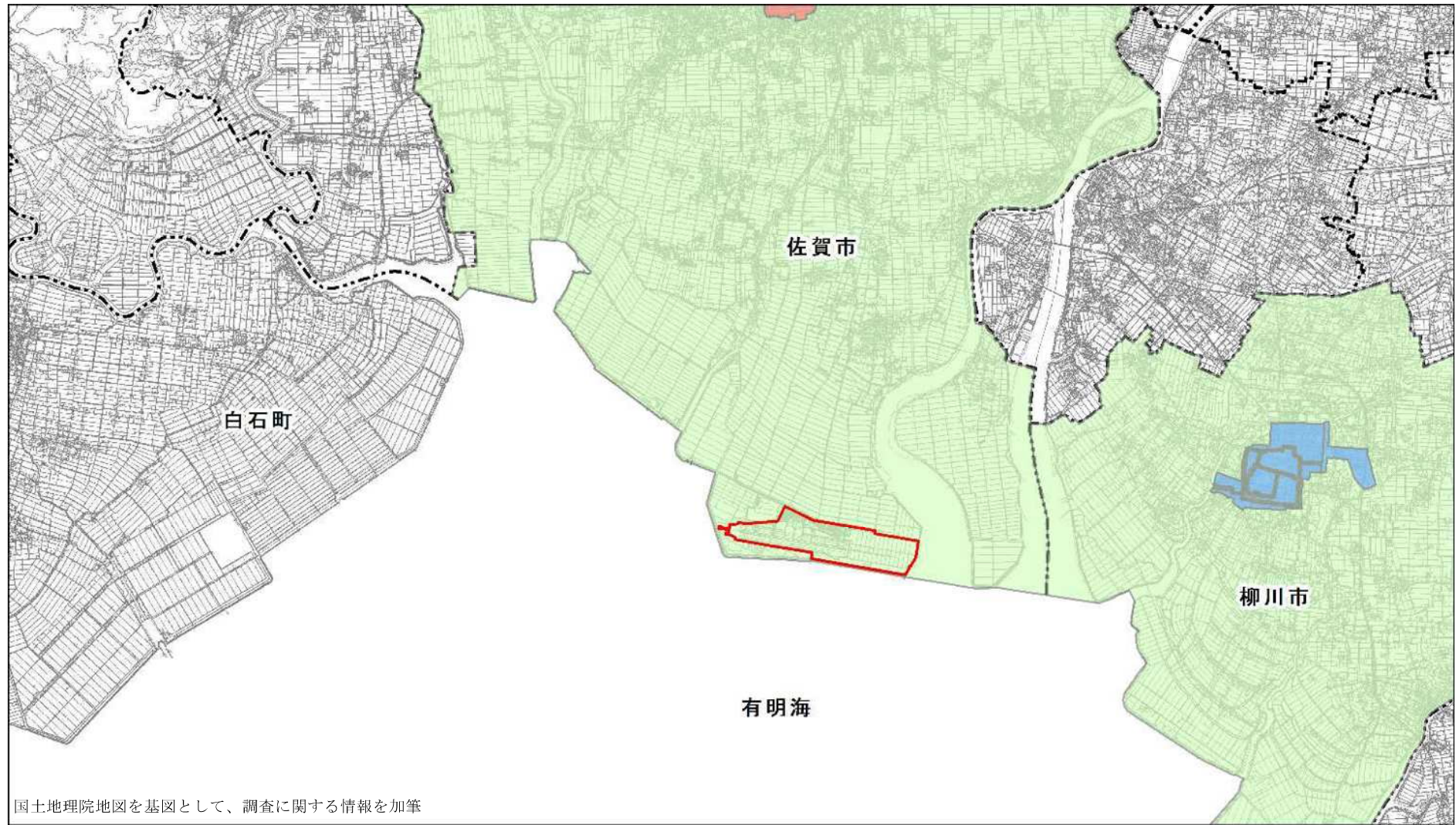
出典：「地下水の揚水施設設置の手続きについて(届出)」(佐賀県ホームページ、2021 年 6 月 30 日更新)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313731/index.html>

7) 景観法の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画など

対象事業実施区域及びその周囲において、景観法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)の第 8 条に基づき、佐賀県佐賀市では佐賀市景観条例、福岡県柳川市では柳川市景観条例が策定されている。佐賀県佐賀市及び福岡県柳川市は全域を景観計画区域に指定されているほか、区域内の一部を佐賀県佐賀市では景観形成地区、福岡県柳川市では景観重点地区に指定している。

対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-15 に示すとおりである。



国土地理院地図を基図として、調査に関する情報を加筆

凡例

- 対象事業実施区域
- 景観計画区域
- 景観形成地区
- 景観重点地区

図 3.2-15 対象事業実施区域及びその周囲における景観計画区域及び景観重点地区

出典

「国土数値情報 景観計画区域データ」(平成 26 年 9 月 国土交通省)
 「佐賀市景観計画(城内景観形成地区 区域図)」
 (平成 24 年 4 月 3 日更新 佐賀市ホームページ)
 「柳川市景観計画(第 3 章 良好な景観の形成に関する方針)」
 (令和 4 年 4 月 1 日更新 柳川市ホームページ)

